

プレジャーボートの適正な係留・保管  
推進マニュアル  
( 平成 28 年度 改訂版 )

平成 29 年 3 月

水 産 庁

プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル  
(平成28年度改訂版)

目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 第1章 三水域における放置艇対策              | 2  |
| 1-1 推進計画                      | 2  |
| 第2章 漁港におけるプレジャーボート受け入れ可能性の検討  | 3  |
| 2-1 受け入れ可能性の検討に関する保管適否評価の方法   | 3  |
| 2-1-1 保管適否評価の前提               | 3  |
| 2-1-2 対策環境の整備                 | 4  |
| 2-1-3 保管適否評価の評価項目             | 6  |
| 2-1-4 保管適否評価例                 | 7  |
| 2-2 漁港における放置艇の収容タイプ           | 8  |
| 2-3 係留・保管施設の規模及び収容能力の設定方法     | 9  |
| 2-4 施設整備の考え方                  | 10 |
| 第3章 漁港におけるプレジャーボートに関する規制措置    | 13 |
| 3-1 プレジャーボート等の放置等の禁止について      | 14 |
| 3-2 放置等禁止区域の指定                | 14 |
| 3-2-1 放置等禁止区域及び物件の指定          | 14 |
| 3-2-2 放置等禁止区域の指定の考え方          | 14 |
| 3-2-3 放置等禁止区域指定の際の注意事項        | 15 |
| 3-2-4 公示(漁港法第39条第6項、省令第14条関係) | 16 |
| 3-3 係留・保管施設の指定                | 16 |
| 3-4 監督処分(漁港法第39条の2第1項関係)      | 17 |
| 第4章 漁港における放置艇の対処方法            | 18 |
| 4-1 放置物件の取扱い                  | 18 |
| 4-2 簡易代執行等における手続き             | 19 |
| 4-3 沈廃船処理の必要性                 | 22 |
| 4-4 沈廃船等の放置艇処理計画              | 23 |
| 4-4-1 放置艇の確知                  | 23 |
| 4-4-2 所有者情報の取得                | 24 |
| 4-4-3 周知、撤去等の要請               | 26 |

|       |                             |    |
|-------|-----------------------------|----|
| 4-4-4 | 廃棄物の判定                      | 27 |
| 4-4-5 | 簡易代執行等の実施における留意点            | 29 |
| 4-5   | F R P 船リサイクルシステムを利用した沈廃船の処理 | 30 |
| 4-6   | 沈廃船処理及び代執行のモデル計画（和歌山県）      | 33 |
| 4-7   | 廃船処理の実施事例（高知県）              | 38 |
| 参考資料  |                             | 44 |

|     |                                                         |    |
|-----|---------------------------------------------------------|----|
| 1.  | 漁港における漁船以外の船舶の利用について                                    |    |
|     | （平成6年9月21日6水港第2998号 水産庁長官通知）                            | 1  |
| 2.  | 「漁港における漁船以外の船舶の利用について」の運用について                           |    |
|     | （平成8年12月17日8-3115 水産庁漁港部長通達）                            | 4  |
|     | （平成8年12月17日8-319 水産庁漁政部長通達）                             | 6  |
|     | 漁港における漁船以外の船舶の利用について                                    |    |
|     | （平成6年9月21日6水港第2998号水産庁漁政部協同組合課長、<br>振興部沿岸課長、漁港部計画課長通達）  | 7  |
| 3.  | 漁港法の一部改正による放置艇対策の推進について                                 |    |
|     | （平成13年3月30日12水港第4843号 水産庁長官通達）                          | 10 |
| 4.  | 漁港法施行規則（昭和26年7月17日農林省令第47号）第14条に規定<br>する区域等の指定の提示方法について |    |
|     | （平成13年10月4日13水港第2602号 水産庁長官通達）                          | 13 |
| 5.  | 未登録の放置艇に係る所有者情報の提供について                                  | 15 |
| 6.  | 簡易代執行の実施事例（神奈川県三崎漁港）                                    | 23 |
| 7.  | 簡易代執行の実施事例（高知県宇佐漁港）                                     | 33 |
| 8.  | 行政代執行の実施事例（東京都築地川）                                      | 39 |
| 9.  | 海上保安部との連携事例（広島県草津漁港）                                    | 45 |
| 10. | 地域における協議会組織の事例（神奈川県三崎漁港）                                | 48 |
| 11. | 地域における協議会組織の事例                                          |    |
|     | （富山県黒瀬川・高橋川水系、石田漁港）                                     | 51 |
| 12. | 地方公共団体が制定した、<br>プレジャーボート、放置艇等に関する条例・要綱の概要               | 55 |

# はじめに

放置艇は、漁港、港湾、河川の公有水面、公共施設において係留場所の無許可占有、公共施設の破損、沈没船化等の問題に加えて、洪水・高潮時における流水の阻害、艇の流出による災害の発生の懸念が指摘される他、漁港や漁場におけるプレジャーボートや遊漁船等による漁業活動への支障等が社会問題化しています。

これらに対する問題解決に向けて、プレジャーボート等放置艇の係留・保管における許可制の導入等による適正な係留・保管の推進が重要です。

漁港における放置艇の解消に向けては、漁港法の改正（平成 13 年 4 月施行）による簡易代執行制度の導入や小型船舶の登録等に関する法律（平成 14 年 4 月施行）による所有者の確知等の対策がなされてきました。しかしながら、プレジャーボート全国実態調査によると、漁港における放置艇数は、平成 14 年度の約 3.6 万隻から平成 22 年度の約 2.7 万隻と減少したものの、平成 26 年度は約 2.7 万隻と横這い傾向にあります。

一方、国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港におけるプレジャーボートの放置艇対策を促進するため、平成 25 年 5 月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定し、平成 25 年からの 10 年間で放置艇を解消する目標を達成するため、港湾・河川・漁港の水域管理者などを中心として各種の施策に取り組んでいます。

また、推進計画のロードマップでは、策定後 3 年を経過した段階で中間評価を行うこととしており、今般、「プレジャーボートの放置艇対策に関する評価委員会」を設置し、推進計画に記載された施策の取組状況について評価を行い、その評価結果と今後の対応策を評価書としてとりまとめ、放置艇対策の促進に取り組むこととしています。

本マニュアル（改訂版）は、平成 24 年 3 月版以降の状況に対応し、漁港における放置艇対策の具体的な方法と留意事項を、現実のケースを想定しながら、分かりやすくとりまとめたものです。

現場での実践に当たっては、それぞれの地域固有の事情への対応等独自の対応が必要となることも予想されますが、本マニュアルを参考にさせていただくことで、放置艇対策の促進の一助になれば幸いです。

## （対象者）

本マニュアルは、漁港におけるプレジャーボート等放置艇の適切な係留・保管の実践に日々主体的立場で取り組む、漁港管理者（都道府県及び市町村職員）と漁港の主たる利用者である漁業協同組合職員を主な利用対象者と想定しています。

## 第1章 三水域における放置艇対策

### 1-1 推進計画

国土交通省と水産庁は、放置艇の実効的かつ抜本的な解消、更には既存の水域などを有効活用した利用環境改善や地域振興に向けて、関係省庁、漁港・港湾・河川などの管理者（以下、「水域管理者」という。）、マリン関係団体、プレジャーボート利用者などが連携・役割分担の下で取り組むべき施策や、更なる対策の強化を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的として、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定している。

図1-1-1に推進計画の概要を示す。

この推進計画は、平成25年度から10年間を計画期間として、漁港・港湾・河川の各水域において、撤去・処理及び収容するための措置を行い、計画期間満了時において平成22年度全国実態調査により把握した沈没船や所有者不明船を含めた放置艇をゼロ隻とするとともに、新たな放置艇発生の未然防止を図ることを目標としており、この達成に向けて、地域レベルと全国レベルの双方の観点から取り組みを一体的に進めるものとしている。

#### ○推進計画の概要

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、**10年間で放置艇の解消を目標**。

#### ○推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組むやすい環境を整備。

#### ○目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策**  
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進**  
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知**  
放置艇対策として実績を上げていく事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

#### ○ロードマップ

目標達成に向けて、地方・全国レベル双方から一体的に進める。



図1-1-1 推進計画の概要

## 第2章 漁港におけるプレジャーボート受け入れ可能性の検討

### 2-1 受け入れ可能性の検討に関する保管適否評価の方法

#### 2-1-1 保管適否評価の前提

プレジャーボートの受入れについては、三水域（漁港、港湾、河川）全体のプレジャーボート受入れ・保管に関する状況等を把握した上で、検討を進める。

個別の漁港におけるプレジャーボートの受入れについては、放置艇の有無、漁港管理上の支障、漁業活動への支障、水域の状況に応じて、新たな施設整備、既存水域の活用等を検討する。

図 2-1-1 に検討のフロー図を示す。

既存の放置艇がある場合、まず、既存の放置艇への対応を整理する。

次に、漁港管理上の支障、漁業活動への支障に応じて、既存水域の活用により放置艇を許可艇化等する「追認」か、受け入れずに近隣の既存施設に誘導する「移動・撤去」かを検討する。

さらに、水域の状況に応じて、新たなプレジャーボートの受け入れが可能か否かを検討する。

また、必要に応じて、既存の放置艇がない場合も、水域の状態により、新たなプレジャーボートの受け入れが可能か否かを検討する。

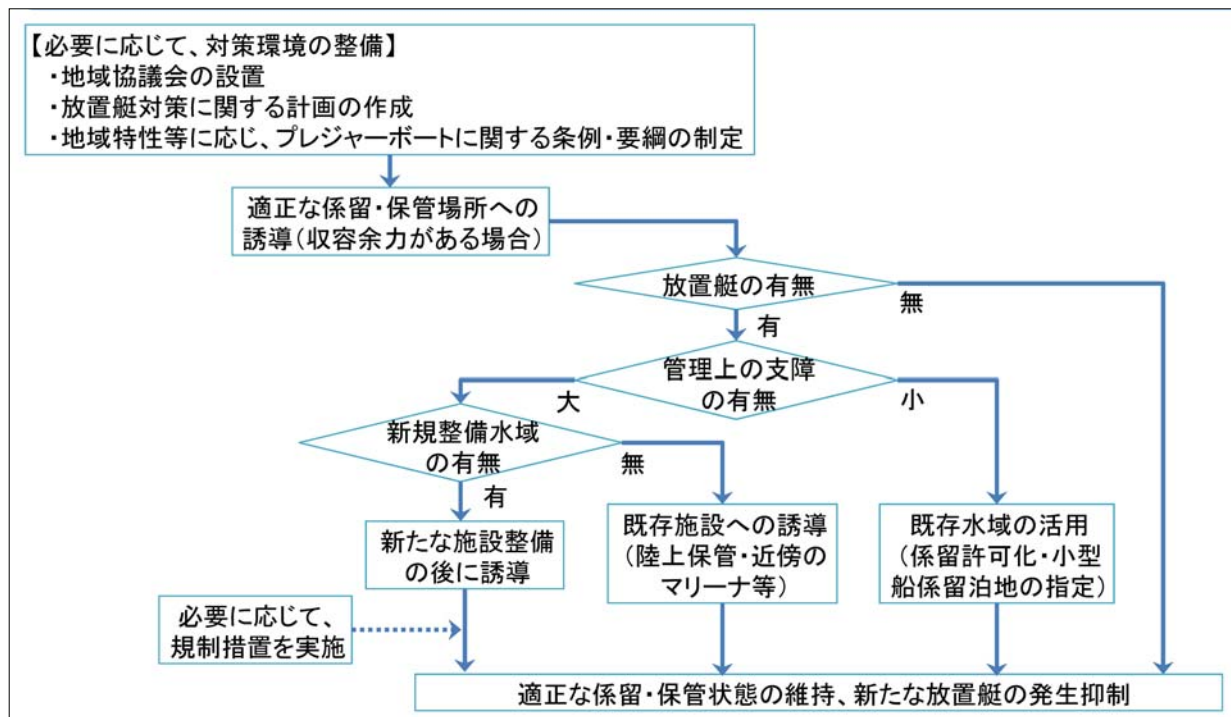


図 2-1-1 検討のフロー図

## 2-1-2 対策環境の整備

プレジャーボートの受け入れにあたり、次の対策環境を整備することにより、より円滑な対応が可能となることから、地域特性等に応じて検討する。

- ・地域協議会の設置
- ・放置艇対策に関する計画の策定
- ・地域特性に応じたプレジャーボートに関する条例・要綱の制定

### (1) 地域協議会の設置

プレジャーボートは連続した水域を自由に移動できるものであることから、放置艇対策を進めるにあたっては、港湾、河川、漁港といった水域別に限定することなく、放置艇対策を地域全体の共通課題として捉えるとともに、各水域管理者、地元自治体、地域住民、マリン関係団体、利用者等の地域の関係者が連携・協力して、プレジャーボートを適正に収容するための計画策定や実施にかかる調整等を行うための協議会等の設置が効果的である。

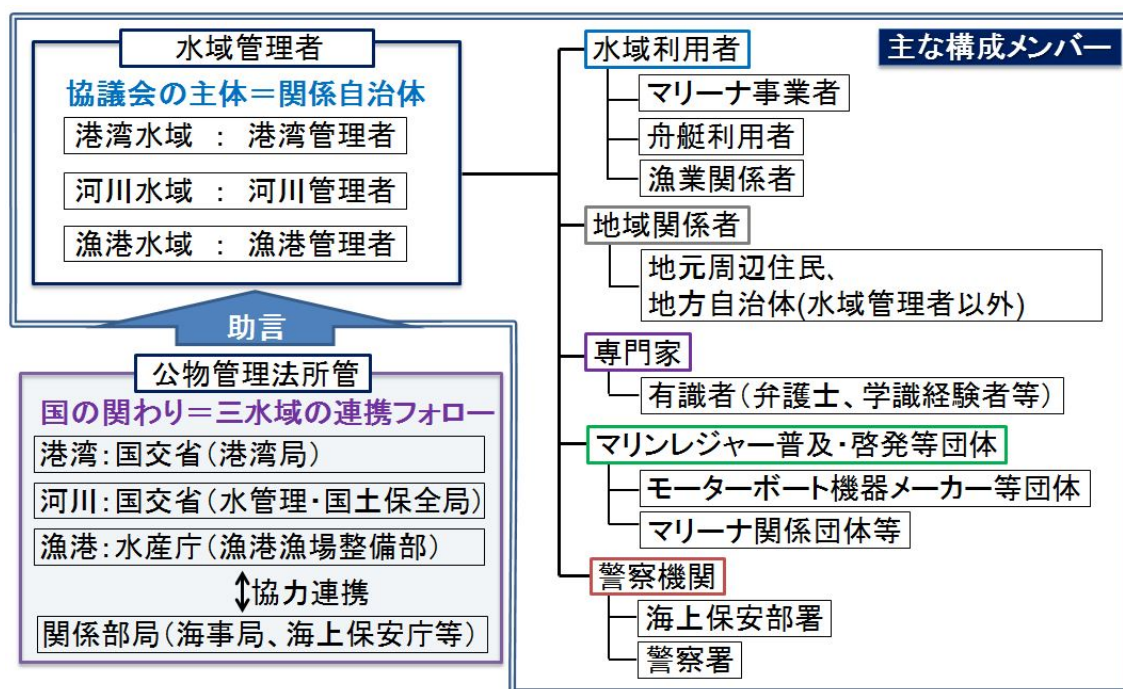


図 2-1-2 地域協議会のイメージ図

### (2) プレジャーボート所有者等の組織化

漁港管理者が、プレジャーボートの係留を許可する施設を指定し、放置艇を許可艇として受け入れることとした漁港において、水域利用者である漁協と釣りクラブからなる「利用研究会」を設立することにより、円滑な許可施設への誘導や施設運営を図っている例がある。

このように、プレジャーボート所有者等の漁港利用者を組織化することは、秩序ある漁港の利用を図る上で効果的である。

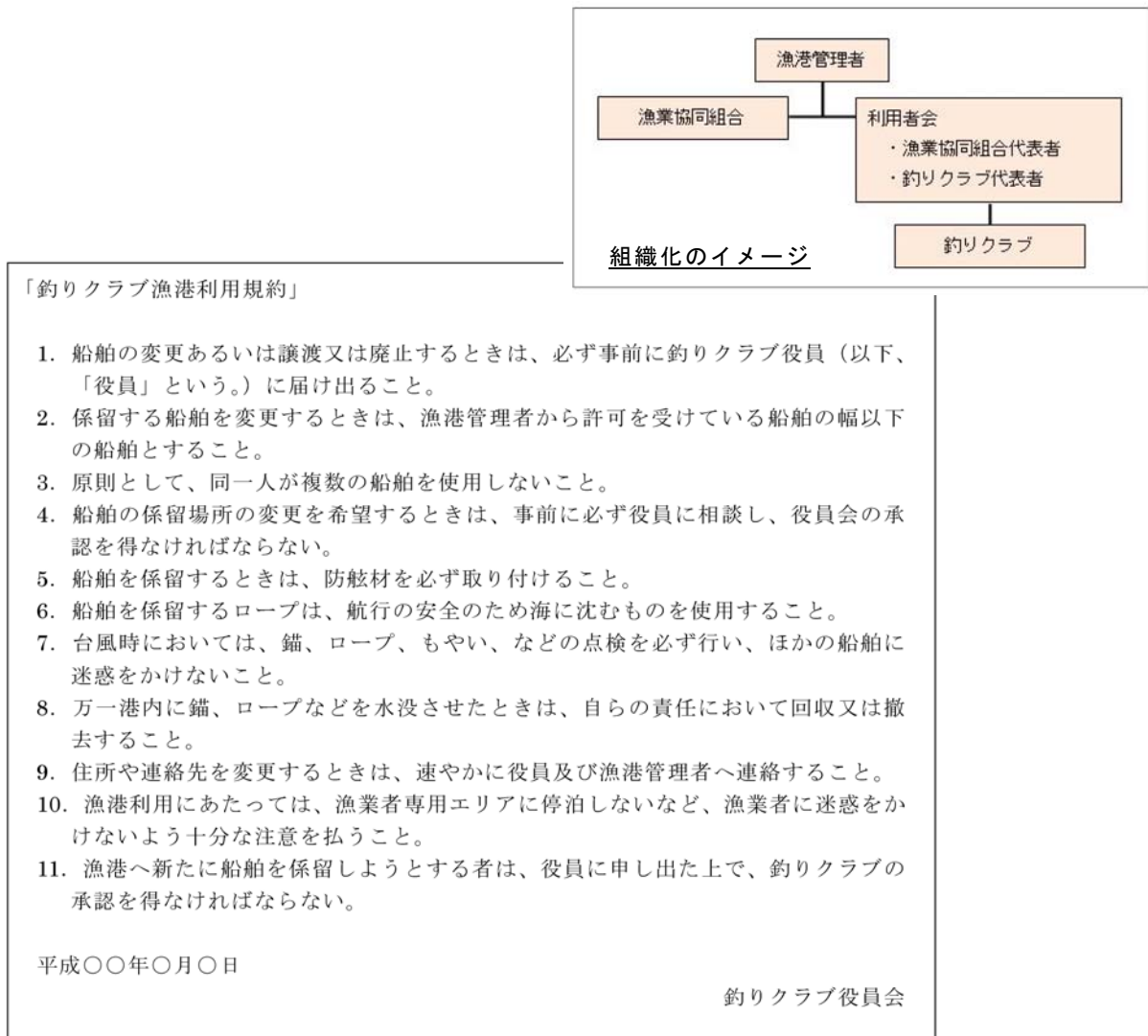


図 2-1-3 組織化のイメージと「漁港利用規約」

### （３）地域特性に応じたプレジャーボートに関する条例・要綱の制定

地方公共団体が制定したプレジャーボート、放置艇等に関する条例・要綱には次のようなものがある。「参考資料」に当該条例・要綱に規定されている主な項目の一覧を示す。

#### （ア）係留保管の適正化や放置防止に関する条例（東京都、横浜市等）

係留保管の適正化に関する条例では、所有者等の責務として保管場所の確保、重点適正化区域の指定、放置艇に対する指導・勧告、罰則等の規定が設けられている。静岡県や広島県では暫定係留区域を指定し、恒久施設が完成するまでの間、放置艇を一時的に受け入れている。

#### （イ）保管場所に関する条例（神奈川県）

神奈川県では、保管場所に関する条例を制定し、新規艇の保管場所の届出を義務化し、罰則を設けている。

#### （ウ）沈廃船処理に関する要綱（横浜市、八代市）

横浜市の条例では、沈船等に関して、所有者等への勧告、措置命令、罰則、廃棄物判定委員会等の規定、八代市の要綱では、沈廃船の処理の手順等を規定している。

### 2-1-3 保管適否評価の評価項目

図 2-1-4 にプレジャーボートの受け入れ可能性の評価 6 項目を示す。

プレジャーボートの受け入れ可能性について、「追認」「新たに受け入れ」「撤去・移動」「受け入れ無し」のいずれかから評価する。

<評価項目>

|                                     |
|-------------------------------------|
| ①新たなプレジャーボート収容可能な施設がある              |
| ・水域・陸域の活用可能なスペースの規模                 |
| ・係船環やスロープ等の必要施設の有無                  |
| ・駐車スペース等の利便施設の有無                    |
| ②係留場所の私物化・利権化、公共施設の破損、沈廃船化がない       |
| ・保管場所の適正な管理の実施の有無                   |
| ③無秩序な艇の集積による船舶航行の支障がない              |
| ・適正な係留・保管状態の確保の有無                   |
| ④洪水・高潮時における流水の阻害、艇の流出による災害の発生がない    |
| ・静穏度等の安全性や流出の可能性                    |
| ⑤安全管理の不十分さに起因する事故や遭難、漁業操業者とのトラブルがない |
| ・スペース活用に向けた漁業者等の利用との輻輳状況            |
| ⑥違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄、景観の悪化がない         |
| ・背後住民の有無                            |

図 2-1-4 保管適否の評価項目

<評価方法>

#### I) 既存の放置艇が「無し」の場合

- ・①が○、かつ②～⑥の全てが○の場合、「新たに受け入れ」 ⇒ 黄彩色
- ・①が×の場合、「受け入れ無し」
- ・②～⑥のうちいずれか×の場合、「受け入れ無し」

#### II) 既存の放置艇が「有り」の場合

- ・①～⑥の全て○の場合、「追認」及び「新たに受け入れ」
- ・①～⑥のいずれかが△の場合、「追認」 ⇒ 緑彩色
- ・①が×の場合、「移動・撤去」
- ・②～⑥のうちいずれか×の場合、「移動・撤去」 ⇒ 青彩色

## 2-1-4 保管適否評価例

前項で示した方法により、表 2-1-1 に 4 つのモデル漁港に関する保管適否評価例を示す。

A 漁港は、放置艇がなく、新たな収容可能な施設、あるいは、現状で収容余力があるため、既存の余力を活用した放置艇の「新たに受け入れ」が可能である。

B 漁港は、漁港管理者以外のものが漁港管理者の許可なく漁港施設（漁港施設用地も含む）に係る料金を徴収しており、不適切な漁港管理状態にある。そのため、放置艇の「移動・撤去」又はこれらの問題が解決されることを条件として「追認」が可能である。

C 漁港は、放置艇がなく、新たな収容可能な施設、あるいは、現状で収容余力がないため、放置艇の受け入れは不可能である。

D 漁港は沈廃船が約 20 隻程度確認されていることから、沈廃船の処理、適切なプレジャーボートの係留・保管、収容環境の改善が図られることを条件として放置艇の「追認」又はプレジャーボートの「新たに受け入れ」が可能である。

表 2-1-1 モデル漁港における保管適否評価例

| モデル漁港                               | A<br>漁港 | B<br>漁港                | C<br>漁港 | D<br>漁港                  |
|-------------------------------------|---------|------------------------|---------|--------------------------|
| 既存の放置艇の有無                           | 無       | 有                      | 無       | 有                        |
| ①新たなプレジャーボート収容可能な施設の有無              | ○       | ○                      | ×       | ○                        |
| ②係留場所の私物化・利権化、公共施設の破損、沈廃船化がない       | ○       | ×                      | ○       | △<br>沈廃船 20 隻            |
| ③無秩序な艇の集積による船舶航行の支障がない              | ○       | ○                      | ○       | ○                        |
| ④洪水・高潮時における流水の阻害、艇の流出による災害の発生がない    | ○       | ○                      | ○       | ○                        |
| ⑤安全管理の不十分さに起因する事故や遭難、漁業操業者とのトラブルがない | ○       | ○                      | ○       | ○                        |
| ⑥違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄、景観の悪化がない         | ○       | ○                      | ○       | ○                        |
| 評価                                  | 新たに受け入れ | 移動・撤去<br>又は<br>条件付の追認※ | 受け入れ無し  | 条件付の追認<br>又は<br>新たに受け入れ※ |

※問題が解決された場合に、「追認」又は「新たに受け入れ」が可能。

## 2-2 漁港における放置艇の収容タイプ

図 2-2-1 に放置艇収容タイプを示す。これは前記の保管適否評価結果に基づき、漁港（周辺水域を含めた）における放置艇の収容方法の類型を整理したものである。

表 2-1-1 の保管適否評価結果を受けて、放置艇の受け入れ方法として、「追認」「新たに受け入れ」の二つの種類とした。このうち、「追認」は、許可施設の指定や拡大により既存の放置艇を許可艇として受け入れる方法である（＝イ 既存放置艇許可受け入れ型）。

一方、「新たに受け入れ」については、地形条件や周辺水域の放置艇との関係などプレジャーボートの集め方において複数のパターンが考えられる。例えば、近隣の周辺水域の放置艇をひとつの漁港に集約する方法（＝ロ 近隣周辺水域放置艇集約型）、地域内外のプレジャーボート利用者の新規開拓を狙う方法（＝ハ 新規プレジャーボート収容型）が考えられる。

なお、収容方法の検討にあたっては、地域の特性や周辺環境（地縁性、水域規模、放置艇の隻数等）を考慮し、類型を設定することが重要である。

### イ 既存放置艇許可受け入れ型

既に係留されている放置艇に対し、許可施設の指定や拡大、許可艇の整理等により係留・保管場所を確保し、係留許可、届出等の手続きを経て受入れ

### ロ 近隣周辺水域放置艇集約型

近隣漁港等の放置艇を一箇所に集約するため、許可施設の指定や拡大、許可艇の整理、新規施設整備等により係留・保管場所を確保し、係留許可、届出等の手続きを経て受入れ

### ハ 新規プレジャーボート収容型

新たな係留・保管場所の整備等により、地域内外の新たなプレジャーボートを新規に収容

図 2-2-1 放置艇収容タイプ

表 2-2-1 保管適否評価と収容タイプの関係

| 保管適否評価              | モデル漁港 | 収 容 タ イ プ         |
|---------------------|-------|-------------------|
| 「追認」                | B 漁 港 | → イ 既存放置艇許可受け入れ型  |
| 「追認」又は<br>「新たに受け入れ」 | D 漁 港 | → ロ 近隣周辺水域放置艇集約型  |
| 「新たに受け入れ」           | A 漁 港 | → ハ 新規プレジャーボート収容型 |

## 2-3 係留・保管施設の規模及び収容能力の設定方法

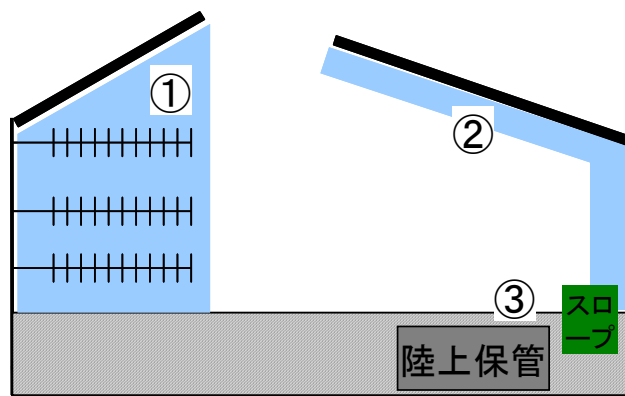
漁港においてプレジャーボートのための係留・保管施設の規模を検討する場合、まずは本来の漁港の機能である漁業活動に支障がなく、漁業者等の関係者に受け入れ意思がある漁港を選定する（前項のモデル漁港選定参考）。

さらに、漁港内において漁業活動の支障とならない水域や施設を確認し、その水域面積や施設の延長を算定し、活用可能な水域や施設の規模に応じて、収容可能な隻数の算出を行い規模の設定を行う。一方で、放置艇隻数から必要収容隻数を算定して、この両隻数をみて想定していた水域あるいは施設で放置艇を十分に収容出来るか確認し、必要に応じて調整を行う。

図 2-3-1 に収容能力・余力算定の概念図を示す。活用可能な水域については、図示のように、①水域が広く空いている場合、②防波堤背後などが空いている場合、③陸上用地がある場合、といったケースに場合分けでき、これに合わせて係留・保管方法を設定する。

さらに、係留・保管方法に応じ、プレジャーボート 1 隻を収容するための面積等の規模から収容可能隻数の算出を行う。

| ケース            | 係留・保管方法       | 1 隻あたりの必要規模※                                                                               |
|----------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①水域が広く空いているケース | 楕円形桟橋による係留    | 大型艇：140～200 m <sup>2</sup> /隻<br>小型艇：70～100 m <sup>2</sup> /隻                              |
| ②防波堤背後などのケース   | 係船環、ブイなどによる係留 | 幅 4m/隻                                                                                     |
| ③陸上用地があるケース    | 陸上による保管       | 大型艇：90～140 m <sup>2</sup> /隻<br>中型艇：50～90 m <sup>2</sup> /隻<br>小型艇：30～50 m <sup>2</sup> /隻 |



※参考資料：「マリーナの計画」 染谷昭夫、藤森泰明、森繁泉（鹿島出版社、昭和 63 年 3 月 1 日）

図 2-3-1 収容能力・余力算定の概念図

## 2-4 施設整備の考え方

図 2-4-1 に係留・保管施設の段階別整備イメージを示す。

施設整備にあたっては、利用者層や利用料金、整備期間などを勘案し、施設のグレードを設定する。

＜施設の考え方＞

- ・簡易な施設は利用者の受益者負担を原則とする。
- ・簡易な整備を中心に料金の低額化を図る。
- ・段階的な整備を進め、放置艇解消のスピードアップを図る。

### ● 第1段階：現状のまま

＜整備の内容＞

- ・整備なし（現状追認）



第1段階

### ● 第2段階：係船環など簡易な施設

＜整備の内容＞

- ・係船環、ブイ



第2段階

### ● 第3段階：水域の有効利用などから一部浮き桟橋等の活用

＜整備の内容＞

- ・桟橋方式【護岸直角】楕円桟橋
- ・桟橋方式【護岸平行】平行桟橋



第3段階

図 2-4-1 収容施設の段階別整備イメージ

第1段階の施設整備を伴わない場合、漁港管理条例等において、係留・保管施設の指定、使用料について規定するのが通例である。第2段階として、漁港管理者が施設の老朽化対策と併せて係船環等を設置する場合もある（図2-4-2）。

第3段階としては、漁港における漁業活動の支障とならない水域や陸域を利用して、陸上保管施設、浮き栈橋等を整備している（図2-4-3）。



図 2-4-2 施設整備を伴わない係留・保管施設の事例（香川県高松市庵治漁港）



図 2-4-3 施設整備を伴う係留・保管施設の事例

（富山県黒部市石田漁港）

表 2-4-1 に整備内容毎のメリット・デメリットを示す。

第 1 段階から第 3 段階に向かって、整備費が高くなるが、1 隻分の係留スペースが明確になり、整然と係留・保管することが出来る。係船環のみの場合は、1 つの環に数隻係留されるなど、整然とした係留・保管とならないケースが見られる。

表 2-4-1 整備内容毎のメリット・デメリット

| 整備段階と内容 |      | メリット                          | デメリット                                   | 1 隻当たりの事業費 |
|---------|------|-------------------------------|-----------------------------------------|------------|
| 第 1 段階  | 整備なし | ・整備費がかからない                    | ・区画が分かれていないため整然とした係留・保管が困難              | 0 円        |
| 第 2 段階  | 係船環  | ・安価な整備費で整備が可能                 | ・区画が分かれていないため整然とした係留・保管が困難              | 362 千円     |
|         | ブイ   | ・係船環にブイや係船ビームを合わせることで区画の区分が可能 | ・ブイが連立することで船舶の航行を阻害する可能性がある             |            |
| 第 3 段階  | 楕形栈橋 | ・整然とした係留・保管が可能                | ・整備費が比較的高額<br>・一定の水域面積が確保されていなければ整備出来ない | 1,150 千円   |
|         | 平行栈橋 | ・整然とした係留・保管が可能                | ・整備費が比較的高額                              | 1,600 千円   |

### 第3章 漁港におけるプレジャーボートに関する規制措置

漁港は、漁業根拠地である水域及び陸域並びに施設の総合体（漁港漁場整備法（以下、「漁港法」という。）第2条）であり、漁港を利用する船舶として主に想定されているのは漁船であり、漁港の利用者として主に想定されるのは漁業者である。

他方、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の漁船以外の船舶による利用や漁業者以外の人々の利用は完全に排除されるべき性格のものではなく、むしろ漁港の区域内における漁船と漁船以外の船舶の利用や漁業者と漁業者以外の人々との調整を図ることが漁港法の目的にも合致するものと考えられる。

しかしながら、一般の人々による遊漁や自然とのふれあいの場としての漁港の利用が増加しており、漁港の区域内における船舶、自動車等の放置、漁港施設の損傷・汚損等により、漁港の保全上支障を来す事例が生じている。

このことから、何人も、漁港の区域内において、みだりに基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損等の行為、船舶、自動車等を捨て、又は放置する行為をしてはならないこととされている。（漁港法第39条第5項）

なお、ここでいう、「みだりに……してはならない」の「みだりに」とは、正当な権限又は正当な理由がないことである。

また、漁港における正当な権限に基づく場合とは、例えば漁港管理者が許可した係留・保管等が想定され、正当な理由に基づく場合とは、例えば台風、計器故障による緊急避難的な係留等が想定される。

#### 【法律】

#### （漁港の保全）

#### 第39条

1～4 [略]

5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあっては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。

二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。

三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

7～8 [略]

### 3-1 プレジャーボート等の放置等の禁止について

漁港法第 39 条第 5 項でいう「みだりに船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置することの禁止」における、「放置」とは、「かまわずに、そのままにしておくこと（広辞苑）」であるが、放置状態とは所有者等事実上の管理権を有する者の管理から離脱し、すぐに動かすことができない状態のことをいうと解される。

他方、「捨てる」とは、「放置状態」に加え、所有権までをも放棄している場合であるが、外形上はそのものが単に放置されているものなのか捨てられているものなのか判断がつかない場合も多い。このため、禁止行為の対象としては、「捨て、又は放置」とし、どちらか判断がつかない場合であっても取り締まることができることとされている。

このように、誰も乗っていない船舶、自動車等は一般的には「放置状態」にあるといえるが、本法の禁止行為の対象となる「みだりに捨て、又は放置する」とは、正当な権限又は正当な理由に基づかずして捨て、又は放置する場合である。

### 3-2 放置等禁止区域の指定

#### 3-2-1 放置等禁止区域及び物件の指定

漁港管理者は、放置等禁止区域及び物件の指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とすることとされている。当該指定又はその廃止は、公示によってその効力を生ずることとされている（漁港法第 39 条第 6 項及び第 7 項）。

具体的な方法としては、区域の指定の公示は、当該区域を明示して、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うこととされている。また、これらの公示は、当該公示に係る指定の適用の日の 10 日前までに行わなければならないこととされている（漁港法施行規則第 14 条）。

#### 3-2-2 放置等禁止区域の指定の考え方

船舶の放置（係留）について正当な権限（漁港管理者による係留許可等）を漁港管理条例等によって付与することにより、みだりに放置している行為とはならず、正当な権限を有していない所有者のみが漁港法の違反となる。よって、運用上、漁港法による放置等禁止区域の指定と漁港管理条例による許可を適切に実施することにより、漁船とプレジャーボート等を整然とすみ分け、維持管理の適正化を図ることが可能となる。

以下に漁港法第 39 条第 5 項及び模範漁港管理規程例第 11 条、第 12 条により、放置等禁止物件を指定し、管理の適正化を図る手法について、物件と区域の指定例を示す。

##### ① 「漁船以外の船舶」を禁止物件として指定した放置等禁止区域

この区域では、②の場合、緊急避難等の正当な理由を有するものを除き、「漁船以外の船舶」の放置等が禁止される。

##### ② ①の放置等禁止区域内であって、「漁船以外の船舶」に対して漁港管理者規程に基づく許可を与える区域

この区域では、「漁船以外の船舶」であっても、漁港管理者により正当な権限を与えられた場合は係留等が認められる。

##### ③ 「車両」等を禁止物件として指定した放置等禁止区域

この場合の考え方は①に準ずる。

①～③以外の区域

この区域では、漁船であるか否かを問わず自由使用となり、従って漁港管理規程に基づく許可制を導入することは法律に抵触する恐れがある。

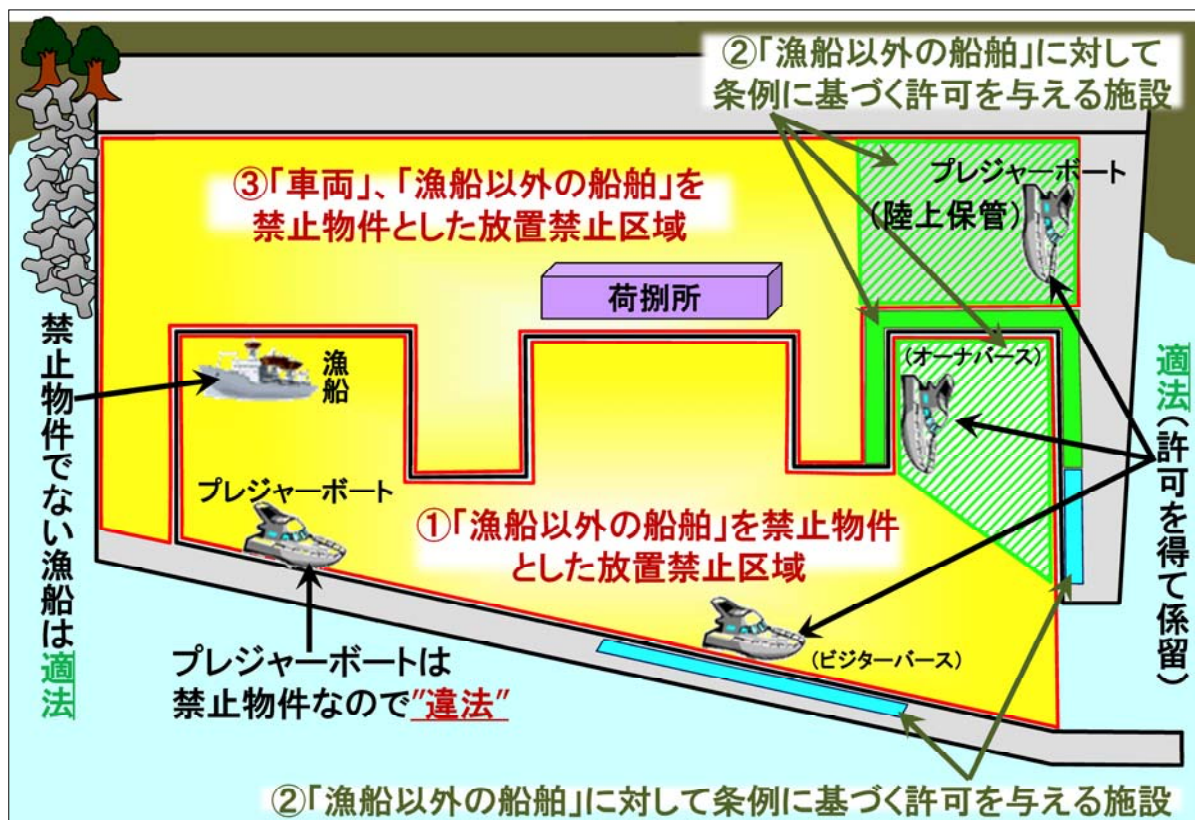


図 3-2-1 放置等禁止区域と係留許可の指定例

### 3-2-3 放置等禁止区域指定の際の注意事項

- (1) 放置等禁止区域を指定しないと、漁業活動の支障となる場所であっても、プレジャーボートの係留・保管を防ぐことはできない。また、漁業活動の支障となる場所にプレジャーボートが長期係留されていても、漁港管理者が移動・撤去することはできない。
- (2) 単に区域全体や閉鎖水域全体を指定するのではなく、漁業活動に支障をきたすなど漁港の保全上特に必要があると認められるところに限定して放置等禁止区域を指定する。
- (3) 放置等禁止区域を指定しないところに、許可施設を指定するのは控える。放置等禁止区域を指定しない区域は原則自由に使ってもよく、それに関わらず、許可がないと使えないということになれば、自由に使えるという原則と矛盾することになるからである。
- (4) 放置等禁止区域の指定の有無にかかわらず、公共事業で整備された係留施設を漁船以外の船舶に排他独占的に長期間使用させることは、行政財産の目的外使用に当たることがある。

### 3-2-4 公示（漁港法第 39 条第 6 項、省令第 14 条関係）

#### （１）区域の公示

漁港法第 39 条第 5 項の行為規制は、同条第 5 項第 2 号の規定により指定された物件の放置等を指定された区域内において行うことを禁止する、又は、同条第 3 号の規定により政令で指定された行為を指定された区域内において行うことを禁止するものであることから、当該区域の指定が同条第 2 号又は第 3 号のいずれの規定に関するものであるかを明示して行うこととしたものである。

現時点では、漁港法第 39 条第 5 項第 3 号の規定による行為は政令において規定していないことから、同条第 5 項第 2 号の規定に関するものとなるが、当該規定に基づき指定する物件ごとに当該物件の放置等を禁止する区域が異なる場合にあっては、当然のことながら、漁港の利用者に誤解を与えないよう、指定する物件と放置等禁止区域との関係を明示して行う必要がある。

また、当該区域については、自転車の放置等禁止区域の公示と同様、放置等禁止区域を図示すること等により、漁港の利用者に判りやすいように区域を明示することが必要である。

#### （２）公示の方法

当該行為規制については、広く公衆が知り得る状態にする必要があることから、区域の指定及び物件の指定に係る公示内容について、公報又は新聞に掲載するとともに、特に漁港の利用者が知り得やすい状態にするため、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示することとしたものである。

当該区域の明示の方法としては、住所、基点、施設等との相対的な位置が明らかになるよう公示するとともに、運用上漁港の利用者にわかりやすく表示するために、看板等にご覧することが望ましい。

また、当該行為規制については、漁港の利用者に対して一定の周知期間が必要であることから、他の法令の規定とのバランスを図り、少なくとも当該指定の適用の 10 日前までに行わなければならないこととされたものである。

### 3-3 係留・保管施設の指定

「3-2-2 放置等禁止区域の指定の考え方」のとおり、漁港法による放置等禁止区域の指定と漁港管理条例による許可を適切に実施することにより、漁船とプレジャーボート等を整然とすみ分け、維持管理の適正化を図ることとしている。以下に模範漁港管理規程例第 11 条、第 12 条を示す。

#### 模範漁港管理規程例（抄）

##### （使用の許可）

第 11 条 次の各号に掲げる者は、知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

一 甲種漁港施設（法第 39 条第 5 項の規定により知事（市町村長）が指定する区域内に存する施設に限る。次条第 1 項において同じ。）のうち、知事（市町村長）が公示により指定する施設を使用しようとする者

二 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 知事（市町村長）は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を附することができる。

3 第 1 項の使用の期間は、1 年を超えることはできない。ただし、知事（市町村長）が特別の必要があると認めた場合においてはこの限りではない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第 12 条 漁船以外の船舶を漁港の区域（法第 39 条第 5 項の規定により知事（市町村長）が指定する区域に限る。次項において同じ。）内に停けい泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第 1 項第 1 号により知事（市町村長）が指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、知事（市町村長）が公示により指定する施設を使用することとし、使用に当たっては、規則に定めるところにより知事（市町村長）に届け出なければならない。

漁港におけるプレジャーボート等の収容能力には限界があるので、プレジャーボート等の使用可能な施設を限定的に指定した上で許可制とすることが、適正な漁港の維持管理を図るために適切であることから規定されたものである。

ただし、一時的に漁港施設を使用するプレジャーボート等漁船以外の船舶については、利用者の利便性を配慮するために届出制とされたものである。

### 3－4 監督処分（漁港法第 39 条の 2 第 1 項関係）

漁港区域内に放置等禁止物件としてプレジャーボートを指定した場合、漁港管理者は当該違反船舶の所有者又は使用者（以下、「所有者等」という。）に対して、移動を命じたり、防波堤等の基本施設を損傷した場合、原状復旧を命じることができる。ただし、当該監督処分は、行政手続法第 13 条にある不利益処分に該当することから、行政手続法に基づき意見陳述の手続を執らねばならないこととなる。

具体的には、当該処分の名宛人となるべき者に対して、予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、弁明書の提出先、弁明書の提出期限等を記載した書面を通知し、弁明は弁明を記載した書面（弁明書）を提出（行政手続法第 29 条）して行うこととなる。弁明は、原則として書面を提出して行うこととされているが、行政庁（漁港管理者）が口頭ですることが適当であると認めたときは、弁明を口頭ですることを認めることとされている。

また、緊急を要する場合等行政手続法第 13 条第 2 項に規定するものに該当する場合は、弁明の機会を付与する必要はない。

## 第4章 漁港における放置艇の対処方法

### 4-1 放置物件の取扱い

放置物件の取扱いについては、漁港法第39条の2に規定されており、放置物件を発見した場合、図4-1-1に示す手順で処理することとなる。

通常、漁港管理者からの移転・除去等の命令に対し、放置物件の所有者等が従わない場合は、行政代執行法に基づく代執行を講ずることとなる。

しかしながら、放置艇等の場合、所有者等必要な措置を講ずべき者を特定できず、命令を出すことができない場合も多い。この場合、命令を出せない以上、行政代執行法に基づく代執行を行うことができないことから、漁港法では、放置艇対策等に係る監督処分に実効性をもたせるため、移転・除去命令等の監督処分を行う際、命ずべき者を確知できない場合であっても簡易な手続きで移動等ができる制度（簡易代執行制度）が設けられている（漁港法第39条の2第4項から11項まで）。

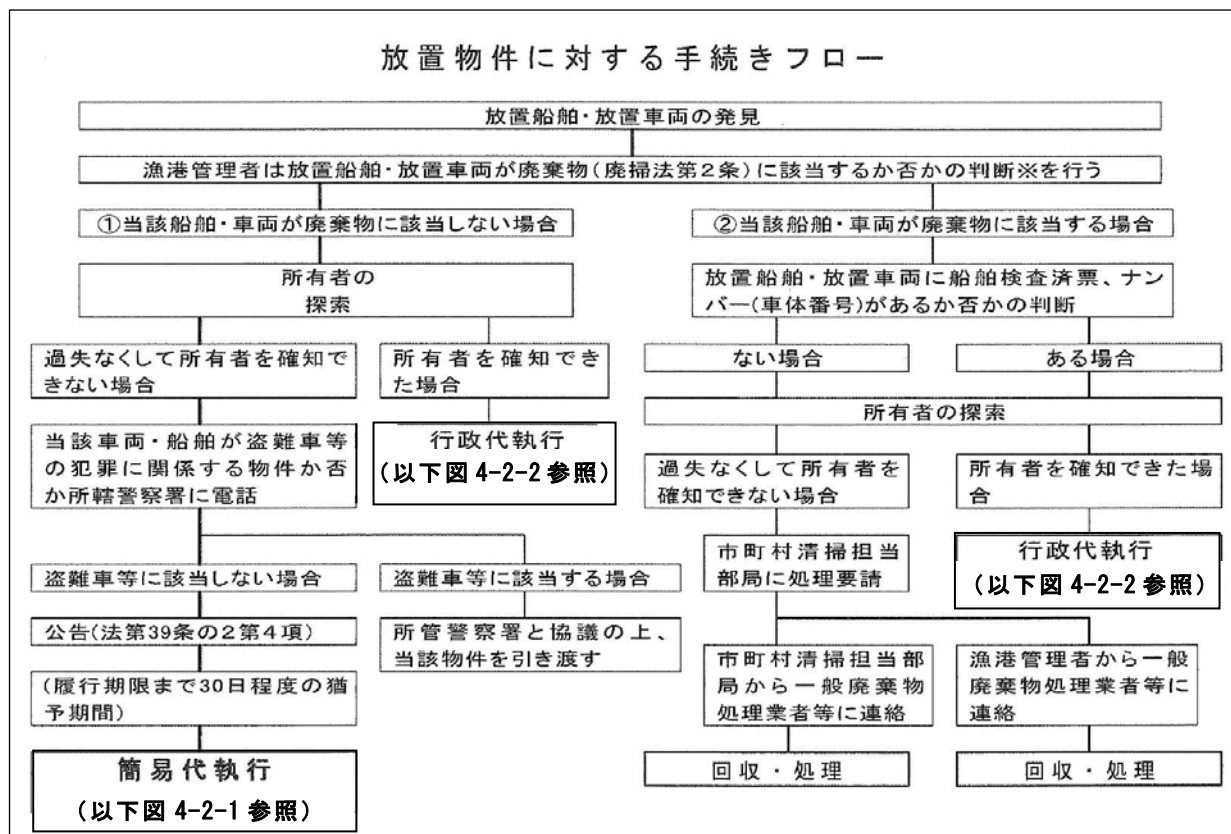


図4-1-1 放置物件における手続き

## 4-2 簡易代執行等における手続き

簡易代執行の具体的な手続きは以下のとおりである。

図 4-2-1 に簡易代執行の手順を示す。また、参考として、図 4-2-2 に行政代執行の手順を示す。

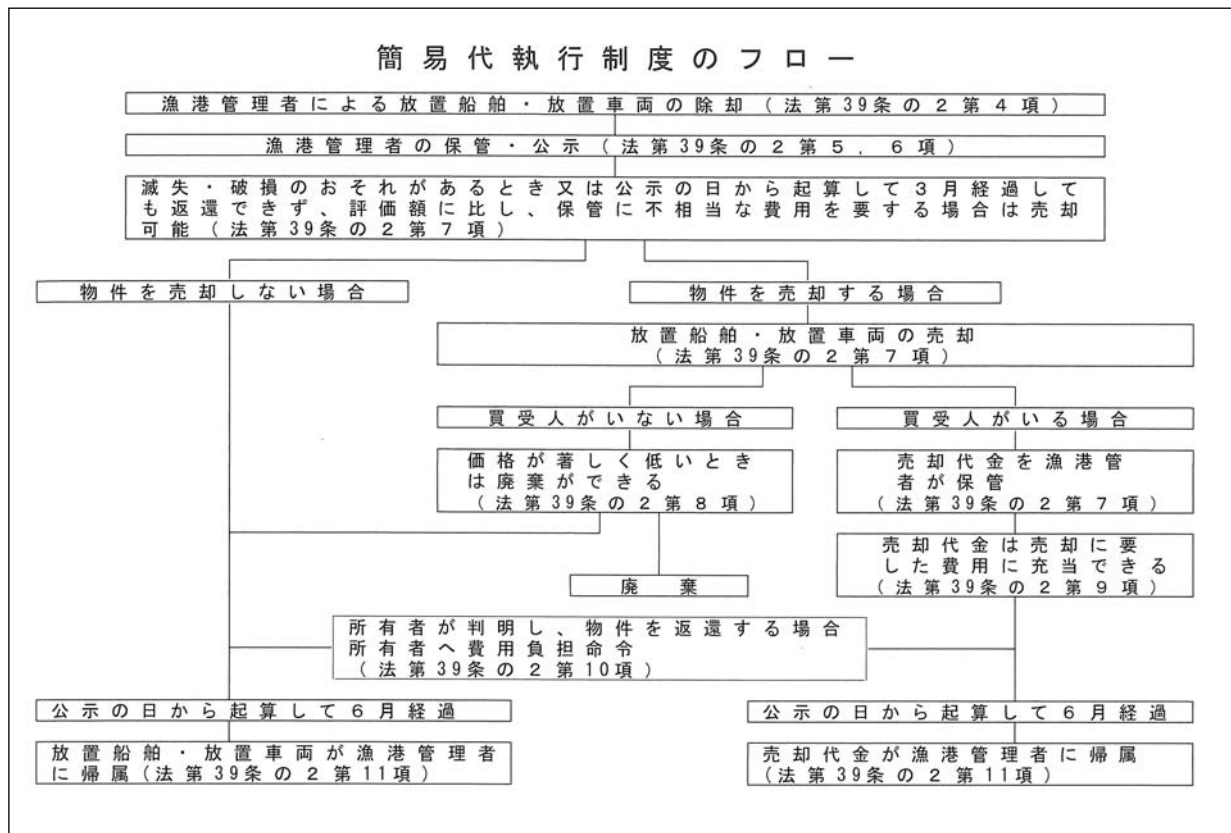


図 4-2-1 簡易代執行の手順

### (1) 公告（漁港法第39条の2第4項関係）

漁港管理者等が簡易代執行を行おうとする場合は、相当の期限を決定めて、必要な措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

### (2) 工作物若しくは船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の保管（漁港法第39条の2第5項関係）

漁港管理者は簡易代執行を行い工作物等を除去し、又は除却させたときは、所有者等が引き取りにくることを想定し、当該工作物等を保管しなければならない。ただし、客観的に当該工作物が廃棄物と判断され所有者等が引き取る可能性が無い場合には、一般廃棄物として取り扱い、保管する必要は無い。

### (3) 工作物等の返還（漁港法第39条の2第6項、政令第21、22条関係）

漁港管理者は工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者等に対し返還するために、漁港管理者等が工作物等を保管していることを当該所有者等が知り得る状態におく必要があることから、保管している工作物がどのようなものであるか、放置されていた場所はどこかなど具体的な内容を公示しなければならない。

ア（公示事項）

- （ア）当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- （イ）放置されていた場所及び除却した日時
- （ウ）保管を始めた日時及び保管場所
- （エ）このほか必要と認められる事項（当該工作物の写真、漁港管理者の事務所の連絡先等）

イ（公示の方法）

公示の方法としては、漁港管理者が迅速に対応できる簡便な方法によることが実際上も適当であることから、当該漁港管理者の事務所の掲示板への掲示等により行うこととし、当該工作物が仮に遺失物法上の遺失物等として取り扱われた場合等との均衡を考慮し、掲示期間を 14 日間とする。この場合において、漁港管理者の事務所が当該漁港から離れている場合には、運用上漁港の区域内の掲示板に当該掲示事項を掲示する等により、保管した工作物等の所有者が知り得やすい状態にすることが望ましい。

また、公示期間が満了しても、なお、当該工作物等の所有者等を知ることができない場合には、広く公衆が知ることのできる状態にする必要があることから、当該工作物等にかかる公示事項を広報又は新聞紙に記載する必要がある。

さらに、漁港管理者の保管している工作物等の管理の適正を期すために、省令第 15 条で定める様式による工作物等の一覧簿を作成し、関係者に自由に閲覧させ、速やかな返還に資するようにすること。

（４）工作物等の売却（漁港法第 39 条の 2 第 7, 9, 10 項関係）

漁港管理者は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき、又は工作物等の保管を公示した日から起算して 3 月を経過してもなお当該工作物等を返還できない場合において、その保管に不相当な費用や手数を要するときは、これを売却することが工作物等の所有者等の権利の保護に欠けることなく、むしろ当該工作物等の残余価値を保全し、又は保管費用の増大を抑制でき、当該工作物等の所有者等の利益に資すると考えられることから、漁港管理者は当該工作物等を売却してその売却代金を保管することができる。

なお、工作物等の売却に当たっては、当該工作物が、所有者等の自らの意思に反して遺失してしまった物件や犯罪者の置去り物件等である可能性があることから、当該区域を管轄する警察署長と十分な連絡を行うことが望ましい。

また、漁港管理者が撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等違法に工作物等を放置したことに起因するものであることから、公平の観点に基づき、原因者負担としてこれを当該工作物等の所有者等に負担させる。このうち、売却に要した費用については、直接、売却代金を充てることができる。

（５）工作物等の廃棄（漁港法第 39 条の 2 第 8 項関係）

工作物等を売却しても買受人が無く、かつ、当該工作物等の価値が著しく低い場合（老朽化した放置艇等）においては、漁港管理者が保管費用を負担して工作物等の保管を継続することが不適当であると考えられることから、かかる場合には、漁港管理者は工作物等の廃棄を行うことができる。

#### （６）評価の方法（漁港法第 39 条の 2 第 7 項、政令第 23 条関係）

漁港管理者が保管している工作物等の価額の評価を行うことは、当該工作物等の売却を行うか否か、又は廃棄するかを決定するために行うものであり、適正かつ合理的な評価額を算定する必要があることから、算定に当たっては、当該工作物等の単価（購入又は製作に要する費用）、使用年数といった合理的な数値により計算した価格を基準に、損耗の程度、その他評価に関する事項（例えば需給の状況等）といった条件（調整）を加えて行う。

また、保管している工作物等について、漁港管理者がすべての場合に正確に物件の価額の評価を行うことは困難であると考えられることから、漁港管理者は、必要があると認められるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

なお、専門的知識を有する者の意見を聴いた場合の査定料等の費用は、保管した工作物等の所有者等の負担となるが、この場合の査定料等は、評価が売却の手続きの一環ではなく、売却を行うか否かを決定するために行うものであることから、売却に要した費用として、売却した代金を充てることができない。

#### （７）売却手続（漁港法第 39 条の 2 第 7 項、政令第 24, 25 条関係）

漁港管理者が保管した工作物等を売却しようとする場合は、当該工作物等の所有者等のためにできるだけ有利な条件で売却する必要がある。

このため、競争の原理を基本として競争入札（一般競争入札及び指名競争入札）を原則とし、競争入札に付しても入札者がいない場合や競争入札に付することが適当でないと認められる場合には、随意契約方式によるものとする。

なお、競争入札に付することが適当でないと認められる場合とは、例えば、

（ア） 入札予定価格が小額であり、競争入札で売却することがかえって経費及び手続の面から損失である場合

（イ） 当該工作物等が特定の目的の用に供される船舶又は自動車等の物件であり、特定の者に対してでなければ売却できない場合

等が想定される。

競争入札のうち指名競争入札に付する手続として、競争はなるべく広い範囲で行うことが望ましいことから、できるだけ多くの者を指名することが適当であるが、漁港管理者が売却しようとする工作物等が、一定の期間保管している旨公示したにも関わらず所有者等が確知できない物件であることに鑑みれば、競争に加わるべき者が少数であると想定されることから、なるべく 3 人以上の者を指名して、入札に付する事項等を当該指名した者にあらかじめ通知して行うこととする。

また、随意契約により行う場合においては、当該契約方式がその運用を誤るとその選定が一部の者に偏り、これが過度に陥ると官商結託の弊を招くおそれがあることや、随意契約であっても競争の原理を導入する観点から、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴して行うこととする。

#### （８）返却する場合の手続（漁港法第 39 条の 2 第 7 項、政令第 27 条関係）

漁港管理者が保管した工作物等を当該工作物等（漁港法第 39 条の 2 第 7 項の規定により売却した代金を含む。）の所有者等に返還する手続については、特段、法に規定されていないが、当該工作物等が国民の貴重な財産であることに鑑みれば、返還に当たって、当該工作物等の真の所有者であるか否かを的確に確認し、返還に係るトラブル等を防止する必要がある。

このため、同様の保管した物件等を所有者等に返還する場合の手続として、他に政令においても定められている、返還を受ける者に氏名及び住所を証するに足る書類を提出させる等の方法により、当該工作物の返還を受けるべき所有者であることを証明させ、かつ、受領書と引換えにより返還することとする。

#### （９）工作物の保管の終結（漁港法第 39 条の 2 第 11 項）

撤去した工作物等の所有者が現れるまで無期限に漁港管理者が保管することとすると、当該工作物等を売却、廃棄できる以外は、漁港管理者の事務負担が過重になることから、一定の期間（返還のための公示後 6 月）を経過した後、漁港管理者にその所有権を帰属させることにより、工作物等の保管を終結することができる。

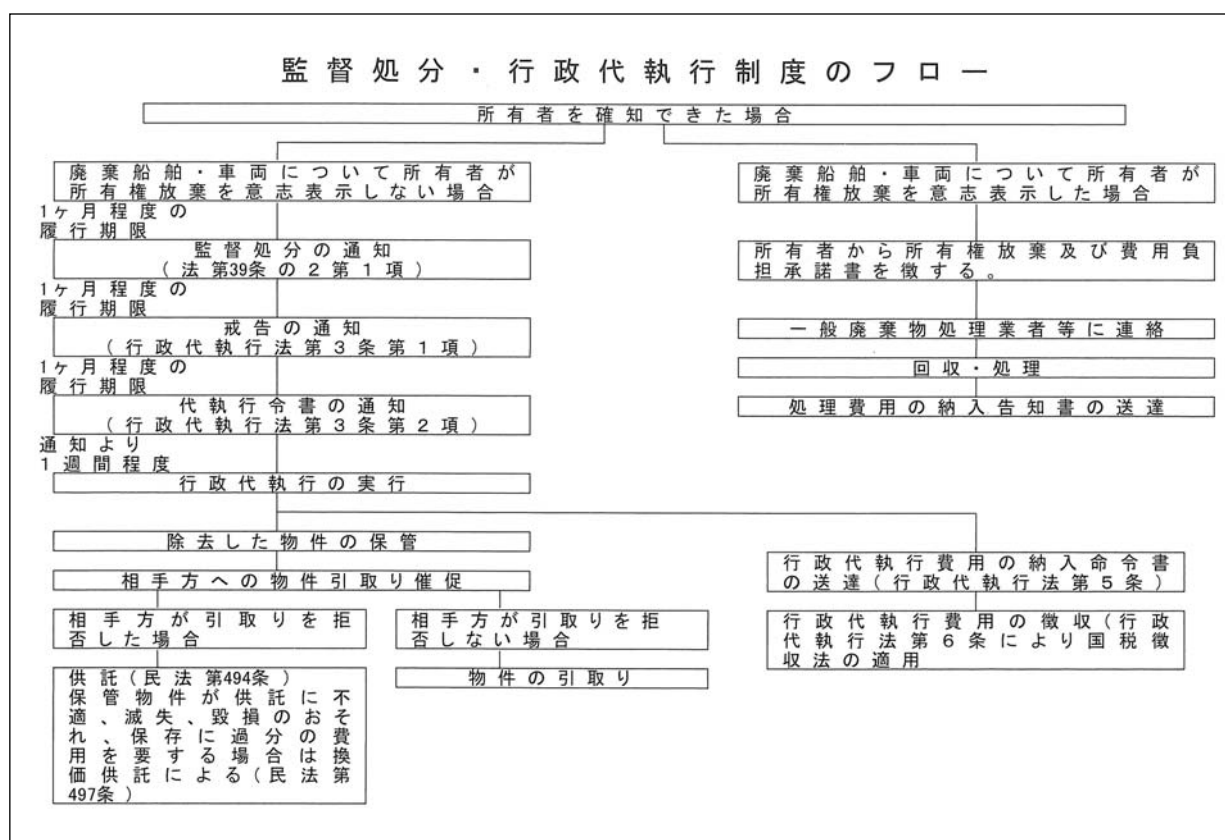


図 4-2-2 行政代執行の手順

### 4－3 沈廃船処理の必要性

#### （１）所有者不明船処理の負担

沈廃船の処分は、原則的にその所有者が行うべきものであることから、まずは所有者の特定を徹底することが必要となる。しかしながら、過失なく所有者を確認することができない場合には、水域管理者が監督処分として簡易代執行を実施することとなるが、処理費等の回収はほぼ不可能に近く、水域管理者にとっては非常に負担が大きい。

放置等禁止区域に放置され、水域・施設の管理の支障となる放置艇については、定期的に撤去要請等の対応を行う必要がある。

#### （２）沈廃船化の防止

沈船と廃船を比較すると、沈船処理は、引き揚げ等の作業が追加されるため、廃船処理

の3倍程度の費用が必要となる場合もある。また、沈廃船は所有者不明の確率が高く、処理費用を回収出来ない場合が多い。

高額な処理費用を要する沈廃船化を未然に防止するため、放置艇が適切に係留・保管されるよう対応すること、また既に沈廃船化した船舶は、これらが増えないよう随時適切に処理することが必要となる。

### （３）廃棄物としての処理

簡易代執行及び行政代執行は、手続きに時間を要し水域管理者の負担も大きい。所有者不明で、明らかに廃棄物に該当すると判断される場合は、舟艇等としてではなく、廃棄物として処理する方法が有効である。

和歌山県など一部の自治体では条例で基準等を設定し、独自に廃棄物処理の対応ができるようにしている。

## 4－4 沈廃船等の放置艇処理計画

沈廃船等の放置艇処理の流れは次のとおり。

- （１）放置艇の確知
- （２）所有者情報の取得
- （３）周知、撤去等の要請
- （４）廃棄物の判定
- （５）行政代執行、簡易代執行の実施

### 4－4－1 放置艇の確知

- ・ 処理の対象となる沈廃船や放置物件を確認し、1隻ごとに台帳を作成する。
- ・ 作成内容は、船舶の船長等の諸元、材質、状態（廃棄物か否か）、船舶番号の有無等を記録する。なお、図面を使用し係留・保管場所の位置とあわせて記録する。

- ・ 船舶の諸元は、所有者情報の取得や、移動・撤去のスケジュールを計画する際に非常に有用な情報となるため、可能な限り把握する。特に、船長や船の状態（水没状態や破損の有無等）は、処理方法の判断に必要であるため特に重要である。
- ・ 沈廃船情報のデータとプロット図は対照出来るよう整理する。例えば、対処前に移動や撤去があった場合、どの船舶が移動したかなどがすぐに把握出来るようにすると、その後の処理の対応や計画に反映し活かすことが出来る。
- ・ 作成したデータは、定期的にチェックし更新する。

#### 4-4-2 所有者情報の取得

- ・ 放置艇所有者について、日本小型船舶検査機構に船舶番号を照会する（有料）ことにより、住所・氏名等を特定する。
  - ・ 未登録艇や登録があつた場合でも転売等により現在の所有者が特定出来なかった場合には、利用者団体、漁協、近隣の艇の所有者等へのヒアリング等により補完する。
- ・ 日本小型船舶検査機構による小型船舶の登録については以下のとおり運用されている。
- 船舶については、総トン数 20 トン以上の船舶であれば、船舶法に基づき、船舶原簿に登録されており、地方運輸局が当該原簿を保有している。
  - 漁船、ろかい舟、係留船を除く総トン数 20 トン未満の小型船舶については、小型船舶の登録等に関する法律により、登録制度が設けられている。そのため、船体に表示されている船舶番号や打刻されている船体識別番号等により、小型船舶登録の実施機関である日本小型船舶検査機構から、所有者情報を入手することが可能である。
- ・ なお、漁船（総トン数 1 トン未満の無動力船を除く。）については、漁船法に基づき漁船原簿に登録されており、都道府県の水産部局が当該漁船原簿を保有している。
- ・ 日本小型船舶検査機構による小型船舶の登録の船舶番号及び登録事項証明書等の内容は以下のとおりである。



写真 4-4-1 船舶番号表示位置



図 4-4-1 船舶番号の表示（例）

## <登録事項証明書等交付申請書の記載例>

申請者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。法人名で申請をする場合は代表取締役〇〇まで記入してください。

船舶番号又は船体識別番号を記入して下さい。

昼間連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

申請年月日を記入してください。

申請する証明書の必要部数欄に必要部数を記入してください。

郵送で申請される場合は、返信用の切手を同封してください。

登録事項証明書等交付申請書

平成 18 年 3 月 1 日

日本小型船舶検査機構 殿

申請者 〒 136-0082  
住 所 東京都江東区新木場1丁目2番15号  
(フリガナ) キ ヲウ ゴ ロウ  
氏名又は名称: 横 橋 五 郎 (TEL.090-0000-0000)

船舶番号又は船体識別番号 230-11111東京

登録事項証明書の種類及び必要部数

1. 小型船舶登録規則第29条第1号による証明書（一部事項証明書）  
必要部数 ( 1 ) 部

2. 小型船舶登録規則第29条第2号による証明書（全部事項証明書）  
必要部数 ( ) 部

3. 小型船舶登録規則第29条第3号による証明書（登録事項要約書）  
必要部数 ( ) 部

連絡先氏名・電話番号（昼間の連絡先を記入してください）  
横橋五郎・090-0000-0000

一部事項証明書：登録事項のうち所有権に関する事項については全部を、その他の事項は請求時点における最新の事項のみを証明したものです（1通につき1,100円）

全部事項証明書：登録原簿に記載されている事項の全部を証明したものです（1通につき1,350円）

登録事項要約書：複数の小型船舶について請求時点における最新の事項を記載したものです（30隻毎につき2,650円）

図 4-4-2 登録事項証明書等の交付申請書の例

## 小型船舶の登録事項要約書

整理番号第〇〇〇〇〇号1  
平成〇〇年〇〇月〇〇日  
日本小型船舶検査機構 〇〇〇〇支部

| 番号 | 船舶番号         | 船舶の種類 | 船籍港     | 船舶の長さ、幅、深さ(m) |      |      | 総トン数  | 船体識別番号          | 推進機関の種類及び型式 | 所有者の氏名又は名称及び住所            | 新規登録年月日    |
|----|--------------|-------|---------|---------------|------|------|-------|-----------------|-------------|---------------------------|------------|
|    |              |       |         | 長さ            | 幅    | 深さ   |       |                 |             |                           |            |
| 1  | 230-55000 東京 | 汽船    | 東京都千代田区 | 10.50         | 3.50 | 1.00 | 5.5トン | JP-JCI12345A022 | 船内外機        | 機構次郎<br>東京都千代田区九段北四丁目2番6号 | 平成14年4月10日 |
| 2  | 230-55001 東京 | 汽船    | 東京都新宿区  | 11.23         | 3.23 | 1.23 | 6.2トン | JP-JCI52164A011 | 船内機         | 国土花子<br>東京都新宿区谷町三丁目6番6号   | 平成14年4月14日 |
| 3  | 230-55002 千葉 | 汽船    | 千葉県千葉市  | 10.20         | 2.80 | 0.86 | 5トン未満 | JP-JCI32524D989 | 船外機         | 千葉三郎<br>千葉県千葉市本町六丁目三番2号   | 平成14年5月14日 |
| 4  | 230-55003 東京 | 汽船    | 東京都江東区  | 4.32          | 1.87 | 0.63 | 5トン未満 | JP-JCI63225B010 | 船外機         | 木場太郎<br>東京都江東区新木場二丁目4番1号  | 平成14年6月20日 |
| 5  | 230-55004 東京 | 帆船    | 東京都港区   | 6.02          | 2.87 | 1.45 | 5トン未満 | JP-JCI85525C956 | 船外機         | 港川一郎<br>東京都港区大塚一丁目7番2号    | 平成14年8月10日 |

資料一国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/kaiji/boat/touroku/008.html>

図 4-4-3 小型船舶登録事項要約書イメージ

#### 4-4-3 周知、撤去等の要請

- ・沈廃船の係留場所への看板設置や艇へのチラシ投げ込みを行う。
- ・シーズンオフには所有者が係留場所に行かない場合があるため、所有者が特定されている場合は、郵送あるいは所有者特定の際と同様に利用者団体の活用等で補完する。
- ・放置等禁止区域内にある放置艇等、違法状態にある放置艇を移動、撤去しないと、人に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられるほか、船に対しては代執行の対象となる旨記載する。

- ・沈廃船所有者への周知方法例として、以下の方法が考えられる。

(全ての場合)

- 看板の設置
- 対象船舶へのチラシの投げ込み・貼付
- 護岸等へのチラシの貼付

(所有者が判明した場合のみ)

- 所有者へのダイレクトメール

- ・対象船舶へのチラシの投げ込みや護岸へのチラシの貼付、所有者へのダイレクトメール等については、船舶の写真と同時に掲示するなどして対象船舶が個別に特定でき、船舶の所有者に所有船舶が代執行対象となっている状況を理解出来るように工夫する。船舶の写真を添付することで、本人が気づかない場合でも、周辺に船舶に係留する知人等が船舶の写真を見て本人に連絡してくれるなどの効果も期待出来る。
- ・看板の設置やチラシを貼り付ける場所は、プレジャーボートの利用者に分かりやすい目立ちやすい場所とする。また船舶への貼付は外れにくい方法を採用する。



写真 4-4-2 公告文の看板例



写真 4-4-3 護岸に貼付した公告文



写真 4-4-4 代執行対象艇への警告文例（橙枠が初回、赤枠が再警告）

#### 4-4-4 廃棄物の判定

沈廃船については、所有者不明で客観的に廃棄物状態にある場合、管理行為として、漁港管理者の判断で廃棄物として処分することができる。その際、廃棄物と判断する場合の考え方を参考として示す。

また、具体的にどのように判定しているのか、廃棄物と判断する要件の例等について以下に示す。

##### (参考) 廃棄物と判断する場合の考え方

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて固形状又は液状のものをいう。」とされているが、一般に、当該物件が廃棄されたものかどうかの判断は、人が占有の意思を放棄し、かつ、その所持から離脱せしめたことが客観的に判断されるかどうかによって個別にされるものであり、漁港管理者においては概ね以下の基準に従って判断することが適当である。

なお、当該船舶・車両等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を求めることが望ましい。

##### 1. 船舶

廃棄船舶とは、再び船舶として用いられないことがないと認められるものをいう。具体的には、船名が抹消されているもの、船舶検査済票、漁船登録番号が脱落しているもの、エンジンやアンカー等が破損、若しくは腐食し、または取り外されているもの、船体が朽廃しているもの、その他、係留索・錨・係留場所等の係留状況、船体・エンジン・属具等の保守、船内滞留水、ビルジ等の状況等を具体的に調査し、客観的に廃棄物の状態にあるものと判断されるもの等をいう。



写真 4-4-5 エンジンが撤去された廃船



写真 4-4-6 ゴミ箱化し植物が生えている廃船

##### 2. 車両

廃棄車両とは、再び車両として用いられないことがないと認められるものをいう。

例えば、ナンバープレートが取り外されているもの、車体番号が削られているもの、抹消登録がなされているもの、エンジン、トランスミッション、ラジエーター等が破損若しくは腐食し、又は取り外されていること等の事情により、修理に著しい費用を要するもの、所有者が占有の意思を放棄し、かつその所持から離脱せしめたことが客観的に判断されるもの等である。

なお、車両としての機能を失っていても、車両内の物件が相当の価値を有する場合は、一括して廃棄物として処理するのではなく、当該物件を遺失物法に基づき所轄警察署長へ差し出す等の対応をすることが望ましい。

## （１）廃船を廃棄物として処分する際の要件の例

表 4-4-1 に廃船を処分する際の要件（条例など）を設けている自治体の事例を示す。

表 4-4-1 廃船を処分する際の要件を設けている自治体の事例

| 自治体  | 廃棄物として判断する要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京都  | <p>「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」の第 13 条に、以下の要件が規定されている。</p> <p>①当該船舶がその本来の用途に供することが困難な状態にあること。</p> <p>②規則で定めるところにより評価した当該船舶の価値が著しく低いこと。</p> <p>③船舶評価額が、保管費用の 1 か月分（1 隻あたり約 5 万円）を下回ること。</p>                                                                                                                                                                   |
| 和歌山県 | <p>「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」の施行規則第 9 条に、以下の要件が規定されている。</p> <p>①プレジャーボート等の価額の評価は、当該プレジャーボート等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該プレジャーボート等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p>                                                                                                                  |
| 高知県  | <p>高知県の放置艇対策においては、以下の要件としている。</p> <p>〈漁船とプレジャーボート共通要件〉</p> <p>①状態から判断して、3 年以上使用されていない（船体の朽廃、船内滞留水、ビルジ等の発生、破損状況等、客観的に廃棄物の状態であると判断されるもの）</p> <p>②沈船となる恐れのある船舶</p> <p>③登録されていても長期間使用されておらず、管理されていない船舶（巡視員判断、船上でゴミが投棄されており長期間そのゴミが放置されているものを含む）</p> <p>〈漁船の要件〉</p> <p>①漁船原簿により登録抹消された漁船（登録の事由欄に廃船や解撤等と記載され、登録を抹消された漁船）</p> <p>②再び船舶として用いることがないと認められるもの</p> |

## （２）海上保安庁の廃船指導票

海上保安庁は、平成 7 年から「廃船指導票」（オレンジシール）の貼付を制度化した。これは、船舶の不法投棄については、原因者の廃船の適正処理に対する意識の欠如及び廃船の適正処理体制の未確立が主な原因であると考えられることから、不要となった船舶の早期適正処分を指導する内容等を記載した「廃船指導票」を当該船舶に貼付することにより、原因者による自主的かつ円滑な処理の促進を図っているものである。



#### 廃船指導票

この船舶の状態は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 43 条第 1 項（船舶の廃棄の禁止）の規定に違反しているため、関係者は、適正な処分又は管理を早急に実施するとともに、下記まで連絡して下さい。

写真 4-4-7 海上保安庁による「廃船指導票」（オレンジシール）

この際、廃船とみなす客観基準として次の 3 点をポイントに「社会通念上、捨てられているか否か」を判断する」としている。

- その船舶が使用可能かどうか
- もやいロープなどの係留状態かどうか
- 所有者が継続的に管理しているかどうか

#### 4-4-5 簡易代執行等の実施における留意点

##### （１）所有者不明船の撤去（簡易代執行）

- ・所有者が不明なので、後からトラブル等になることが少ない。また、長期間航行不能状態で船体も廃船状態に近いものが多いことから、簡易代執行で撤去した船舶の殆どは廃棄されている。
- ・所有者が不明であることは、撤去等費用を請求する先が無く、漁港管理者の負担となる可能性が高い。

##### （２）所有者判明船の撤去（行政代執行）

- ・移動要請・命令（放置等禁止区域の指定が前提）があっても移動しない所有者判明艇に対しては、行政代執行法に基づく行政代執行の措置を取るが、適用するためには
  - 義務者（所有者等）がこれを履行しない場合
  - 他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合
 の要件を満たすことが必要である。
- ・要件が満たされれば、戒告書（期日までに履行されない場合、代執行することの文書）、及び行政代執行令書（代執行の時期、執行責任者及び代執行に要する費用の概算による見積額等の文書）の通告を経て行政代執行の実施となる。
- ・執行費用については、一般的に行政代執行では撤去 1 隻当たりに要する執行人数が多数になる等、簡易代執行に比較して高額となる。

##### （３）一般廃棄物としての処理

- ・一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一義的には市町村に処理責任があるため、漁港管理者は市町村の清掃担当部局に処理を要請することが可能である。
- ・しかし、一般廃棄物のうち引き取るものの範囲は、一般廃棄物処理計画において市町村の判断に委ねられていることから、市町村において処理が困難な場合は漁港管理者が処理を行うこととなる。

#### 4-5 FRP船リサイクルシステムを利用した沈廃船の処理

平成17年9月8日に、環境省において広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物に関する告示が改正され、対象となる一般廃棄物として「廃FRP船」が追加された。

国内ボートメーカーなどの団体である一般社団法人 日本マリン事業協会（東京・中央区）は、平成17年11月29日に、環境大臣から廃棄物処理法に基づく広域認定を受け、FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を用いた使用済みの小型船舶（モーターボート、ヨット、PWC：水上オートバイ、漁船など）を対象に、平成19年度からFRP船リサイクルシステムの全国展開を実施している。

##### （1）FRP船リサイクルシステムの流れ

図4-5-1にFRP船リサイクルシステムのフロー図を示す。

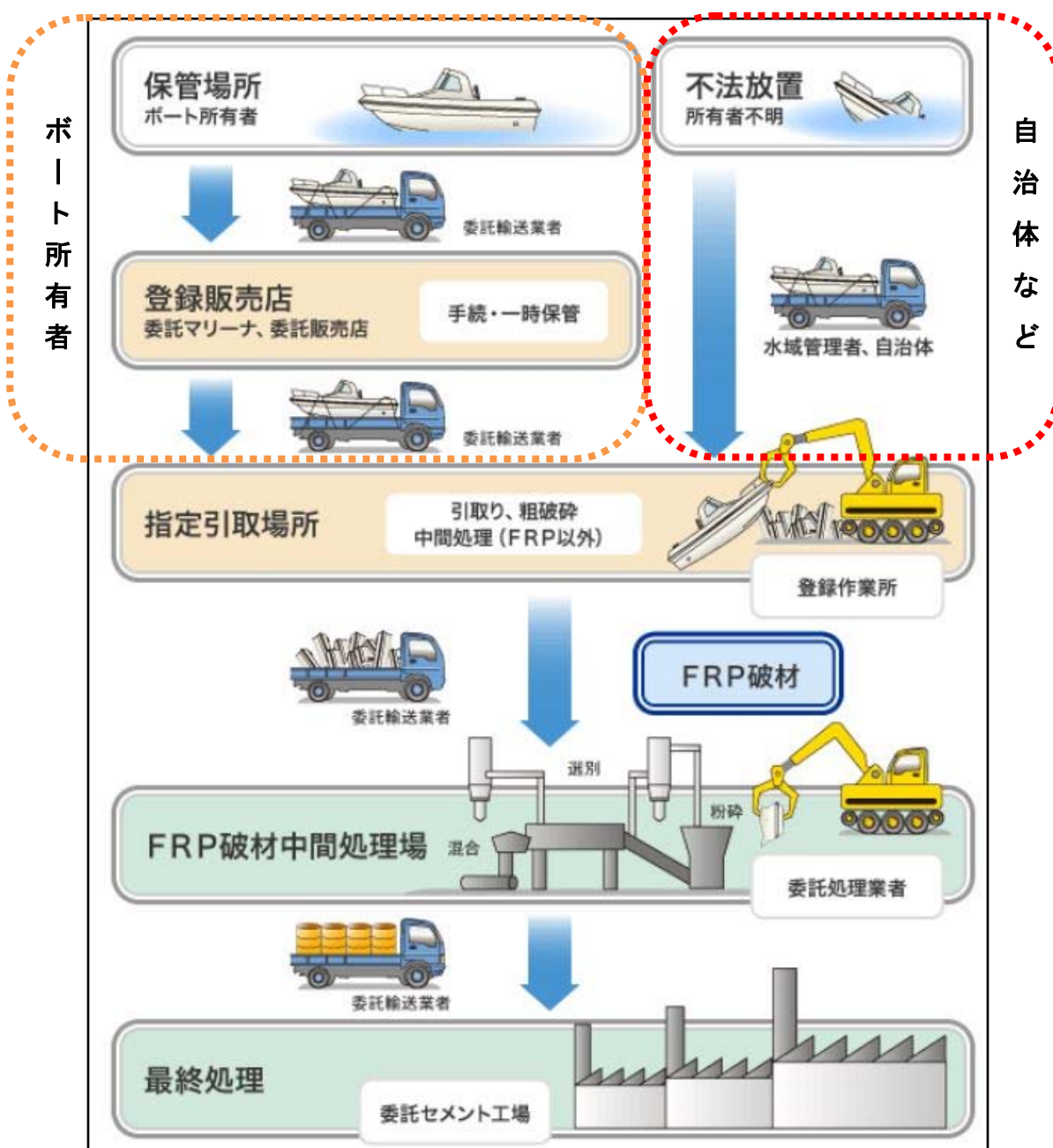


図 4-5-1 FRP船リサイクルシステムのフロー図

所有者自らがF R P 船を排出する場合は、F R P 船を登録販売店等に輸送して処理手続きを経た後、「指定引取場所」へ搬入することとなる。

自治体自らが廃棄するF R P 船を排出する場合は、「指定引取場所」へ搬入することとなるが、円滑な処理のため、リサイクル料金や運搬料金等について、事前にF R P 船リサイクルセンターに問合せ、確認することが望ましい。

＜問合せ先＞ F R P 船リサイクルセンター 03（5542）1202

（参考）日本マリン事業協会 <http://www.marine-jbia.or.jp/>

なお、「指定引取場所」に持ち込む際には、以下の「引取前清掃」が必要であり、また、F R P の破材の受取は不可となっている。

「引取前清掃（持ち込む前に除去する必要があるもの）」

- 貝殻、海藻、小魚などの付着物
- 燃料、潤滑油、クーラント等
- バッテリー
- 一般ゴミ（生ゴミ、ビン・カン類、ウエス、帆など素手で降ろせるもの全て）
- 消火器、火せん（火工品）
- 漁具・ロープ・防舷材・エアコン、冷蔵庫

「指定引取場所」に搬入された船は、重機により粗破碎され、F R P 以外の材質が分別される。F R P の断片は「F R P 破材中間処理場」に運搬後、さらに細かく粉碎されて、「最終処理」の工程である委託セメント工場に送られる。細粉碎されたプラスチックはセメント焼成時の燃料として、また、ガラス繊維は骨材の一部として活用される。



写真 4-5-1 【指定引取場所】に  
運搬された廃船



写真 4-5-2 重機による粗破碎状況



写真 4-5-3 粗破碎されたFRPの断片



写真 4-5-4 【FRP 破材中間処理場】  
処理機械でFRP断片が細粉碎される

(2) FRP 船リサイクルシステムの対象艇



水上オートバイ（PWC：  
パーソナル・ウォーター・クラフト）



小型トレーラー積載のアルミ複合ボート



船室のないオープンボート



船室の付いたキャビンボート



沿岸向けのディンギー



ローボート



釣りなどに使われる和船



外洋向けのセーリングクルーザー



漁 船

### （３）FRP船のリサイクル料金

日本マリン事業協会の「FRP船リサイクルセンター」では、年度毎に、船種と船舶全長（1m）毎のリサイクル料金と運搬料金参考例（引取前清掃場所から指定引取場所まで運搬する料金）を設定している。

表 4-5-1 に平成 29 年度の漁船のリサイクル料金と運搬料金参考例を一部抜粋して示す。ここでのリサイクル料金は全国一律であり、運搬料金は参考金額である。

表 4-5-1 漁船のリサイクル料金と運搬料金参考例（一部抜粋） 単位：円/消費税込

| 船舶全長          | リサイクル料金<br>(全国一律) | 運搬料金参考例  |           |
|---------------|-------------------|----------|-----------|
|               |                   | 運搬料金     | 使用車両      |
| 5m 以上～6m 未満   | 54,000 円          | 19,000 円 | ユニック車     |
| 7m 以上～8m 未満   | 87,000 円          | 32,000 円 | ユニック車     |
| 9m 以上～10m 未満  | 143,000 円         | 52,000 円 | ユニック車     |
| 11m 以上～12m 未満 | 226,000 円         | —        | トレーラー現地手配 |

## ４－６ 沈廃船処理及び代執行のモデル計画（和歌山県）

### （１）計画対象

実際に沈廃船を有する和歌山県内の漁港をモデルとして、具体的な沈廃船処理及び代執行計画を試行的に策定する。

表 4-6-1 にモデル漁港の沈廃船の内容を示す。

プレジャーボートについては、全ての船舶に対して J C I（日本小型船舶検査機構）へ船舶番号を照会し、所有者不明であることが判明している。漁船については、9 隻とも所有者不明である。

なお、船長と材質については、沈船化しているものは不明であることから、全ての船を便宜的に 6m～7m の FRP 船と想定する。

表 4-6-1 モデル漁港の沈廃船の内容

| 船種       | 状態                     | 所有者の確知 | 船長と材質                  |
|----------|------------------------|--------|------------------------|
| プレジャーボート | 沈船 3 隻<br>廃船 4 隻 計 7 隻 | 不明     | 全て 6m～7m の<br>FRP 船と想定 |
| 漁船       | 沈船 9 隻 計 9 隻           | 不明     |                        |



写真 4-6-1 棧橋として利用される船



写真 4-6-2 船尾側が沈んでいる船



写真 4-6-3 長期間利用されず船底に  
藻が付着した船



写真 4-6-4 船以外の筏等

## （２）沈廃船処理及び代執行計画

表 4-6-2 にモデル漁港における沈廃船処理及び代執行計画を示す。これは作業工程、内容、期間、体制について時系列で整理したものである。

### （１）期間

沈廃船の確知から最終的な廃棄処分まで、6～7 ヶ月の期間が必要と想定される。この中で、撤去した船舶を保管する期間が最も長くなる。廃棄物と判断される場合は、代執行後の保管期間となる 3 ヶ月の規定がないため、より早い対応が可能である。

なお、期間については、経験や現場状況による影響が大きく、上記の想定より長期化あるいは短期化することがあるのであくまでも目安として参考にされたい。

また、①沈廃船の確知、②所有者情報の取得の作業に時間をかけることで、自主撤去を促し、その後の作業対象艇を減少させ、全体として作業が少なくすむ場合がある。

### （２）体制

基本的な作業は、漁港管理者の担当者 1～2 名で実施可能と考えられる。ただし、簡易代執行の実施にあたっては、相当の人手が必要となる。具体的な撤去・移動の作業は、外部の専門業者へ委託するため、漁港管理者は、作業担当、警備担当、広報担当などに分かれ現場の進行をサポートする。

### （３）費用

漁港管理者職員の人件費が常に発生する。また直接経費として以下がある。適切な保管場所の確保のため、保管自体に費用を要することもあり、保管期間の長期化は、漁港管理者の負担の増大となる。

（代執行にかかる直接経費）

- ・所有者情報の取得のための J C I への照会費
- ・看板・チラシの製作、設置費
- ・移動・撤去の業務委託費
- ・保管費用、廃棄物処理費用

表 4-6-2 モデル漁港における沈廃船処理及び代執行計画

| 作業工程       | 作業内容                                                   | 期間                 | 累計期間                        | 人員体制                                                         |
|------------|--------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ①沈廃船の確知    | ・台帳の作成                                                 | 1 週間               | 1 週間                        | 1～2 名                                                        |
| ②所有者情報の取得  | (確認済み)                                                 | —                  |                             | —                                                            |
| ③周知        | ・警告文の添付<br>・看板の設置                                      | 2 ヶ月               | 2.2 ヶ月                      | 1～2 名                                                        |
| ④移動・撤去     | ・公告<br>・専門業者への業務委託<br>・簡易代執行の実施                        | 1 ヶ月               | 3.2 ヶ月                      | 約 10 名<br>(漁港管理者以外)<br>・船の引き揚げ、清掃、<br>移動等の専門業者<br>・マスコミ、警察 等 |
| ⑤適切な保管及び廃棄 | (廃棄物)<br>・廃棄物処理<br>(非廃棄物)<br>・広報での公示<br>・保管<br>・廃棄物の処理 | (1 ヶ月)<br><br>3 ヶ月 | 4.2 ヶ月<br><br><u>6.2 ヶ月</u> | 1～2 名                                                        |

### (3) 沈廃船処理及び代執行計画に係る費用

一般に、漁港で確認される放置艇の中には、廃船化している船舶が多数含まれている場合が多い。廃船化した放置艇は、本来所有者自らが処理すべきであるが、所有者不明等で未処理のままとなっている場合が圧倒的に多く、中には他府県から移動して放置されている船舶も確認されている。これらについては、漁港管理者が代執行等の対応を行うことが必要となる。

しかしながら、これらの処理には公的な資金が投入される他、職員の人件費や労力を要するため、沈廃船化する前の段階で適正な係留・保管状況を確認することが必要である。

#### 【参考】和歌山県におけるプレジャーボート等の代執行の費用の算出（試算）

和歌山県におけるアンケート調査により、確認できた沈廃船処理事例に係る費用について、以下に整理する。

##### ○概要

- ・いずれの船も F R P 船であり、リサイクル等の処理が必要である。
- ・沈廃船の状態によるが、基本的に船長が長いほど処理費用が高くなる。
- ・廃船の場合、リサイクル料、収集運搬費、引取前清掃費を合計して、船長 6m で平均 8 万円程度かかる。
- ・沈船は、水没している場合、引き揚げが必要となることから、処理費用は、廃船処理費用の約 3 倍となる。
- ・本事例では一般社団法人日本マリン事業協会の F R P 船リサイクルシステムを利用していないため、処理費等は、専門業者へ支払った金額となっている。

##### (1) リサイクル料（処分費）

- ・事例によると、5m～6m で 51,000 円、52,000 円、7m で 83,000 円である。
- ・上記の F R P 船リサイクルシステムの料金体系と比較するとほぼ同様の料金である。そのため、51,000 円と 83,000 円は和船またはオープンボート、52,000 円はキャビンボートと考える。

## (2) 収集運搬費

- ・事例によると、収集運搬費は廃船の場合 5m～6mは 19,000 円、7mは 33,000 円である。船種が異なる場合、25,000 円の場合もある。
- ・沈船の場合、39,000 円であり、廃船よりも沈船のほうが高額となる。
- ・収集運搬費については、上記の F R P 船リサイクルシステムの料金体系とほぼ同様の金額である。

## (3) 引取前清掃費

- ・廃船の場合、清掃費は 5m、6mの場合、10,000 円、7mの場合 33,000 円である。
- ・沈船の場合、清掃費は 7mで 36,000 円であり、廃船よりも沈船のほうが高額となる。

## (4) 引き揚げ費

- ・沈船の引き揚げ費は、7mの船で 285,000 円である。
- ・引き揚げ費は、沈船の処理費用全体の約 64%を占める。

参考表-1 和歌山県における沈廃船処理費用の実例

| 船の<br>状況<br>(沈船・<br>廃船) | 船種 | 船長<br>(m) | 船の<br>材質 | 処 理 費 用                 |            |            |           | 合 計     |
|-------------------------|----|-----------|----------|-------------------------|------------|------------|-----------|---------|
|                         |    |           |          | リサイ<br>クル料<br>(処分<br>費) | 収 集<br>運搬費 | 引取前<br>清掃費 | 引き揚<br>げ費 |         |
| 廃船                      | M小 | 6         | F R P    | 52,000                  | 24,800     |            |           | 76,800  |
| 廃船                      | M小 | 6         | F R P    | 51,000                  | 19,000     | 10,000     |           | 80,000  |
| 廃船                      | M小 | 6         | F R P    | 51,000                  | 19,000     | 10,000     |           | 80,000  |
| 廃船                      | M小 | 7         | F R P    | 83,000                  | 33,000     | 33,000     |           | 149,000 |
| 沈船<br>(水没)              | M小 | 7         | F R P    | 83,000                  | 39,000     | 36,000     | 285,000   | 443,000 |

以上のアンケート結果を踏まえ、収集した 5 事例の費用の内訳を参考に、項目別の処理費用の単位長当たりの料金を整理すると、以下のとおりである。

参考表-2 和歌山県における沈廃船処理費用の算出

| 費 用 の 内 訳        | 単位長さ当たり費用                          |          | 備 考                       |
|------------------|------------------------------------|----------|---------------------------|
|                  | 廃 船                                | 沈 船      |                           |
| ①リサイクル料<br>(処分費) | —                                  | —        | F R P 船リサイクル<br>システムの料金参照 |
| ②収集運搬費           | 3,000 円～4,714 円                    | 5,571 円  |                           |
| ③引取前清掃費          | 1,428 円～4,714 円                    | 5,143 円  |                           |
| ④引き揚げ費           | —                                  | 41,000 円 |                           |
| ⑤処理費用合計          | (7m未満) 13,333 円<br>(7m以上) 21,286 円 | 63,286 円 |                           |



アンケート調査結果を踏まえ、簡易代執行を行うべき隻数を想定し、代執行を実施する場合の費用、手続き、体制等を整理した。

なお、次の事例で試算する費用は、外部業者による処理に係る直接的な費用であり、行政担当職員の人件費や経費等は含まれない。

## ① プレジャーボート

### (代執行を行うべき事例)

- ・代執行を行うべき事例は、沈廃船 51 隻のうち、未処理の 34 隻である。
- ・このうち所有者不明船の 30 隻が、簡易代執行を行うべき隻数である。
- ・30 隻の内訳は、沈船（水没）5 隻、廃船（陸上）22 隻、廃船（水面）3 隻である。

参考表-3\_1 未処理の所有者不明船（プレジャーボート）の内訳

| 状 態 | 沈 船 |     | 廃 船  |     | 合 計  |
|-----|-----|-----|------|-----|------|
|     | 水 没 | 浸 水 | 陸 上  | 水 面 |      |
| 隻 数 | 5 隻 | 0 隻 | 22 隻 | 3 隻 | 30 隻 |

### (処理費用の算出)

- ・算出方法は、アンケート結果で把握している金額から、1m 当たりの処理費用を推計し、全体の処理費用を算出した。
- ・その結果、廃船の未記入 4 隻を除いたプレジャーボート 26 隻の処理費用は、約 470 万円となる。

参考表-3\_2 プレジャーボートの処理費用の試算結果

| 船の状態 | 船長(m) | 隻 数 | 1 隻当り処理費用     | 処理費用合計    | 1m 当たり |
|------|-------|-----|---------------|-----------|--------|
| 沈 船  | 6～7m  | 0   | 443,000       | 0         | 63,286 |
|      | 7～8m  | 1   | 506,286       | 506,286   | 63,286 |
|      | 8～9m  | 4   | 569,571       | 2,278,286 | 63,286 |
| 廃 船  | 3～4m  | 1   | 53,333        | 53,333    | 13,333 |
|      | 4～5m  | 7   | 66,667        | 466,667   | 13,333 |
|      | 5～6m  | 8   | 80,000        | 640,000   | 13,333 |
|      | 6～7m  | 2   | 93,333        | 186,667   | 13,333 |
|      | 7～8m  | 2   | 170,286       | 340,571   | 21,286 |
|      | 8～9m  | 1   | 191,571       | 191,571   | 21,286 |
|      | 未記入   | 4   | —             | —         | —      |
|      | 合 計   | 26  | 廃船の未記入 4 隻を除く | 4,663,381 |        |

## ② 漁船

### (代執行を行うべき事例)

- ・代執行を行うべき漁船の事例は、7 漁港で合計 25 隻である。
- ・25 隻の内訳は、沈船（水没）22 隻、廃船（陸上）3 隻であり、沈船の割合が高い。

参考表-4\_1 代執行を行うべき漁船の内訳

| 状 態 | 沈 船  |     | 廃 船 |     | 合 計  |
|-----|------|-----|-----|-----|------|
|     | 水 没  | 浸 水 | 陸 上 | 水 面 |      |
| 隻 数 | 22 隻 | 0 隻 | 3 隻 | 0 隻 | 25 隻 |

**(処理費用の算出)**

- ・算出方法は、アンケート結果で把握している金額から、1m当たりの処理費用を推計し、全体の処理費用を算出した。
- ・漁船の沈船については、船長が不明であるため、6m～7mとする。
- ・プレジャーボートの処理費用を参考に漁船 25 隻の処理費用を算出する。
- ・その結果、漁船 25 隻の処理費用は、約 1,000 万円となる。
- ・漁船は、約 9 割が沈船であるため、処理費用が高額となっている。

**参考表-4\_2 漁船の処理費用の試算結果**

| 船の状態 | 船長 (m) | 隻 数 | 1 隻当り処理費用 | 処理費用合計     | 1m 当たり |
|------|--------|-----|-----------|------------|--------|
| 沈 船  | 6～7m   | 22  | 443,000   | 9,746,000  | 63,286 |
|      | 7～8m   | 0   | 506,286   | 0          | 63,286 |
|      | 8～9m   | 0   | 569,571   | 0          | 63,286 |
| 廃 船  | 3～4m   | 0   | 53,333    | 0          | 13,333 |
|      | 4～5m   | 0   | 66,667    | 0          | 13,333 |
|      | 5～6m   | 0   | 80,000    | 0          | 13,333 |
|      | 6～7m   | 3   | 93,333    | 280,000    | 13,333 |
|      | 7～8m   | 0   | 170,286   | 0          | 21,286 |
|      | 8～9m   | 0   | 191,571   | 0          | 21,286 |
|      | 未記入    | 0   | —         | —          | —      |
|      | 合 計    | 25  |           | 10,026,000 |        |

#### 4－7 廃船処理の実施事例（高知県）

高知県では、内閣府防災中央会議の「南海トラフ巨大地震における津波浸水予測」で、県内の黒潮町において全国最大の 34.4m の数値が示されたこと等を受け、津波に伴う放置艇の流出による被害拡大や復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、漁船を含む漁港内の放置艇と沈廃船を重点的に処理する廃船処理計画を進めている。

##### （１）廃船処理計画における対象漁港

高知県は、南海トラフ地震を想定した災害時に備え、県管理27漁港のうち、緊急輸送路近くの20漁港を「南海トラフ地震対策対象漁港」とし、その他の7漁港は通常の維持管理で対応する漁港とした。

##### （２）廃船処理計画における対象隻数と予算措置

平成 23 年 8 月において県管理 27 漁港の沈廃船は、所有者判明船 84 隻、所有者不明船 113 隻であった。このうち 91 隻について簡易代執行及び廃棄物処理による処分を計画し、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間に 2,770 万円の予算を計上した。

その後の処分は、平成 27 年度は 13 隻 192 万円、平成 28 年度は 20 隻 338 万円（平成 28 年 8 月末）で実施されている。

### (3) 放置艇の処理の手順

図 4-7-1 に放置艇の処理方法の区分を示す。「廃棄物に該当する」「該当しない」、所有者探査の結果「所有者を確認できた」「確認できない」により、次の処理方法に区分できる。

ア 「廃棄物に該当する」で「所有者を確認できない場合」 → 「廃棄物処分」

イ 「廃棄物に該当する」「該当しない」に関わらず「所有者を確認できた場合」 → 「行政代執行」

ウ 「廃棄物に該当しない」で「所有者を確認できない場合」 → 「簡易代執行」

放置艇を発見したら、まず所有者を探索し、それぞれの区分に応じて、適正な手続きを経て処分することとなる。



図 4-7-1 放置艇の処理方法の区分

図 4-7-2 に所有者不明艇の撤去・処分の手続きを示す。

図 4-7-1 「ウ」の所有者不明艇については、関係者の協力を得て調査と指導を行い、警告文書、必要な公告を経て、除却・保管を行い、所有者が名乗り出なかった場合は、一定期間後、管理者が処分（簡易代執行等）することになる。

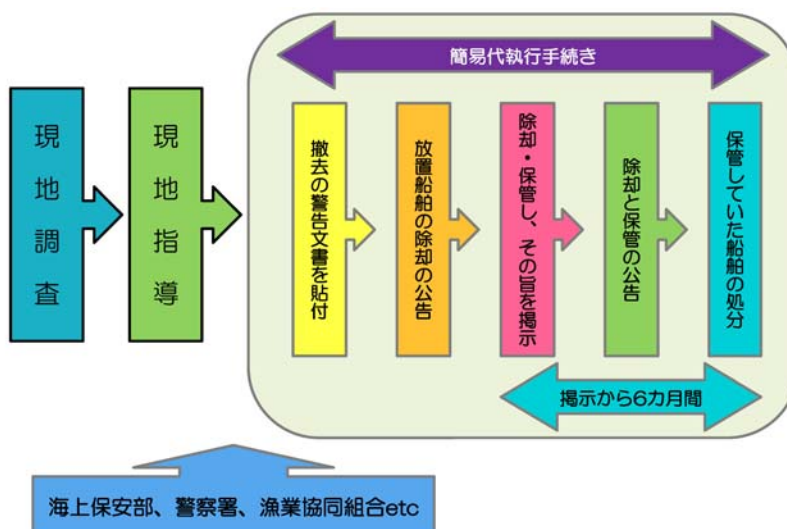


図 4-7-2 所有者不明艇の撤去・処分の手続き

#### (4) 放置艇の確知

高知県は平成 25 年度から「放置船台帳」の整備を始め、漁港漁場課配置の巡視員により、各土木事務所管轄漁港の現地調査を行うことで、平成 26 年度から本格的に運用を開始した。

図 4-7-3 に放置船台帳を示す。台帳には、現地調査結果から、漁港名・放置場所（位置図）、船種・船舶番号・漁船登録番号、船の写真と寸法等の情報が記載されている。

| 船舶写真（H26.9.16撮影）                                                                   |           | 放置船台帳                                                                             |                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|   | 漁港名       | 〇〇漁港                                                                              |                    |
|                                                                                    | 水域or陸域    | 陸域                                                                                |                    |
|                                                                                    | 放置場所      | 臨港道路                                                                              |                    |
|                                                                                    | 漁船orPB別   | 漁船                                                                                | ※漁船番号のないものは、PBとする。 |
|                                                                                    | 漁船番号      | KO3-XXXX                                                                          |                    |
|                                                                                    | 船舶番号      | 282-XXXX                                                                          |                    |
|                                                                                    | 船名        | なんと丸                                                                              |                    |
|                                                                                    | 所有者名      | 名無 権兵衛                                                                            |                    |
|                                                                                    | 所有者情報     | 高知市丸ノ内X-X-XX                                                                      |                    |
|                                                                                    | 船舶情報      | 検認期限:H28/9/14                                                                     |                    |
|                                                                                    | 船長        | 4.63m×1.61m×0.61m                                                                 |                    |
|                                                                                    | 材質        | FRP船                                                                              |                    |
|                                                                                    | 状態        |                                                                                   |                    |
|  | 船検登録番号の有無 | 無                                                                                 |                    |
|                                                                                    | 対応状況等     |                                                                                   |                    |
|                                                                                    | H26.9.16  | 警告文書を貼付し、漁協や周辺の所有者に情報提供を求めたが情報なし。                                                 |                    |
|                                                                                    | H27.1.17  | 日本小型船舶検査機構に照会<br>情報データ 船名: 汽船 なんと丸(4.63m×1.61m×0.61m)<br>所有者: 名無 権兵衛 高知市丸ノ内X-X-XX |                    |
|                                                                                    | H27.2.5   | 情報データの住所地訪問。一母親と面談。<br>本人は県外在住。処分するように話しておきます。                                    |                    |
|                                                                                    | H27.3.13  | 除却を確認                                                                             |                    |

図 4-7-3 放置船台帳

なお、巡視員による現地調査は、県管理 27 漁港について年 2 回程度行われており、この際、「放置船」「廃船」「沈船」を次のように定義している。

#### (ア)「放置船」の定義

##### 漁船とプレジャーボート共通

- ・船舶番号の表示がない船舶、登録番号のない漁船
- ・喫水線への著しい藻の付着
- ・再び船舶として用いることが可能な船舶（廃船ではない）

##### 漁船の場合

- ・漁船であっても検認届出期限が過ぎて 1 年以上検認を受けず、放置されている漁船
- ・登録漁船が登録漁船でなくなった船舶（組合離脱、漁業者以外への譲渡、所有者が死亡等、漁船原簿閲覧にて判断）

#### プレジャーボートの場合

- ・ 停けい泊及び陸域の指定施設で保管の許可（係留契約）を受けていない船舶
- ・ 小型船舶の登録がされていない船舶（日本小型船舶検査機構への照会データより登録抹消されている場合含む）
- ・ 定期検査済年票による船舶検査期限が1年以上過ぎて、放置されている船舶

#### (イ)「廃船」の定義

##### 漁船とプレジャーボート共通

- ・ 状態から判断して、3年以上使用されていない（船体の朽廃、船内滞留水、ビルジ等の発生、破損状況等、客観的に廃棄物の状態であると判断されるもの）
- ・ 沈船となる恐れのある船舶
- ・ 登録されていても長期間使用されておらず、管理されていない船舶（巡視員判断、船上でゴミが投棄されており長期間そのゴミが放置されているものを含む）

##### 漁船の場合

- ・ 漁船原簿により登録抹消された漁船（登録の事由欄に廃船や解撤等と記載され、登録を抹消された漁船）
- ・ 再び船舶として用いることがないと認められるもの

#### (ウ)「沈船」の定義

- ・ 水没している船舶

#### (5) 放置艇から得られる所有者情報

放置艇の所有者探査にあたっては、放置艇に「漁船登録番号」か「船舶番号」がある場合、まず「漁船登録番号」から照会し、登録抹消されている場合は「船舶番号」を照会している。それぞれの照会先は次のとおりである。

「漁船登録番号」 都道府県の漁船登録担当部署

「船舶番号」 日本小型船舶検査機構（JCI）

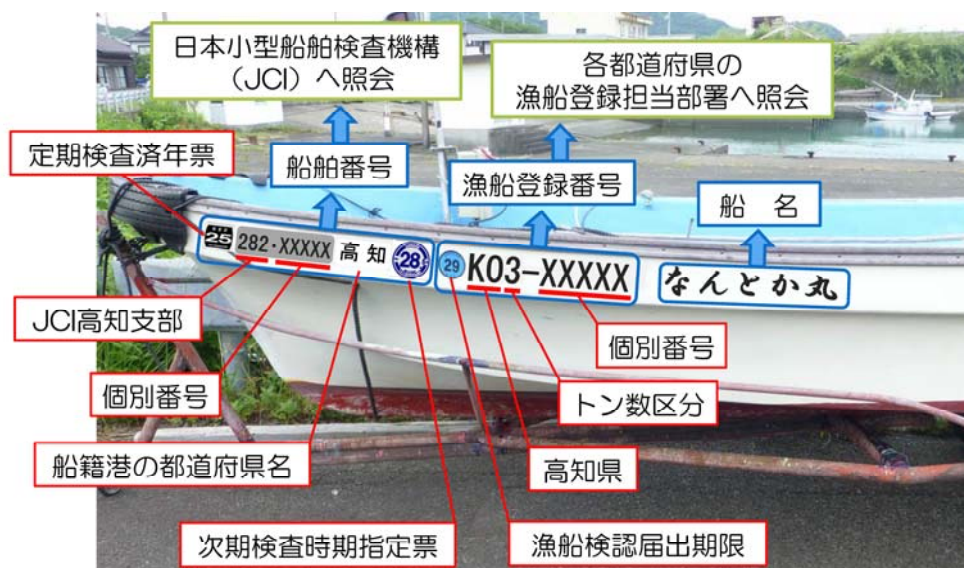


図 4-7-4 放置艇からの所有者探査

## （６）放置艇の所有者探査から処理手続きの流れ

図 4-7-5 に所有者探査から処理手続きの流れを示す。

放置艇を発見した場合、「所有者を確認」することが重要である。放置艇から得られる情報、周辺漁業者等への聞き取り、放置艇への警告文書等の貼付により、所有者を確認し、所有者等に自主撤去させる。

しかし、「所有者を確認」できない場合、また、放置艇の自主撤去を促す啓発、警告文書の貼付を行っても撤去されない場合は、簡易代執行の手続きに移ることとなる。

「所有者を確認」できて所有者への連絡がとれない場合、所有者が転居あるいは死亡した可能性がある。その場合は、所有者宅を訪問する等追加調査を行い、所有者の転居先不明、所有者死亡で相続人不明や相続放棄の場合は、簡易代執行の手続きに移ることとなる。

「所有者を確認」できて所有者への連絡がとれる場合は、所有者に自主撤去を促す除却命令、撤去依頼文書の送付を行う。それでも撤去しない場合は、行政代執行の手続きに移ることとなる。

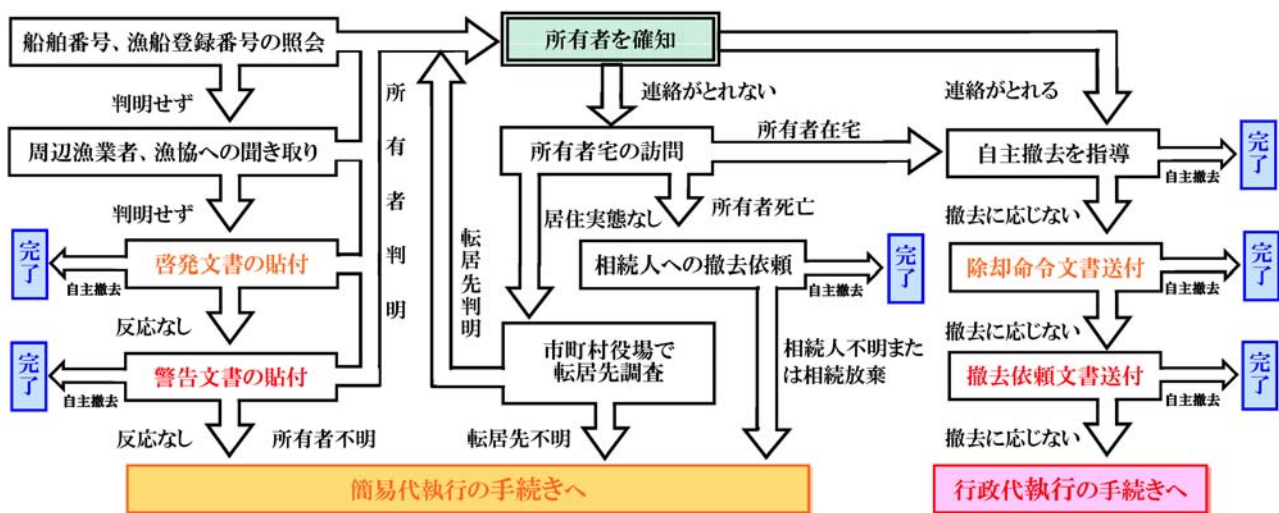


図 4-7-5 所有者探査から処理手続きの流れ

放置艇の発見、所有者探査、処理手続きに関する留意点は次のとおり。

- ・ 放置艇を発見した時は、早急に対応し不法な状態の恒常化を回避する。
- ・ 不法状態が長期化するとともに所有者探査の手掛かりは失われていくため、できるだけ速やかに対応する。
- ・ 定期的に放置艇の動向を確認し、不法な状態が改善しない放置艇に対する対応が中断しないようにする。
- ・ 所有者等に対して、相手が応じなくても定期的に粘り強く連絡を続ける。

### (7) 沈廃船の処理

簡易代執行した所有者不明船は、除却・保管した旨の公告から6カ月経過後、所有者が名乗り出なかった場合について、法律に定めた手続きを経て、県が処理費用を負担して、一般社団法人 日本マリン事業協会が実施する「FRP船リサイクルシステム」及び地元の産廃業者に処分を依頼した。

なお、所有者が判明している未処理の船については、今後も継続的に所有者に対する文書送付や口頭による撤去指導を行うこととしている。

表 4-7-1 沈廃船の処理状況（県管理漁港）

単位：隻

| 処 理       | 南海トラフ地震対策対象漁港 |    |              |     |     | その他の漁港（機能維持対象） |    |              |    |     |
|-----------|---------------|----|--------------|-----|-----|----------------|----|--------------|----|-----|
|           | 漁 船           |    | プレジャー<br>ボート |     | 計   | 漁 船            |    | プレジャー<br>ボート |    | 計   |
|           | 判明            | 不明 | 判明           | 不明  |     | 判明             | 不明 | 判明           | 不明 |     |
| 代 執 行     | 0             | 1  | 0            | 43  | 44  | 0              | 0  | 0            | 8  | 8   |
| 自 主 撤 去   | 65            | 2  | 58           | 37  | 162 | 1              | 0  | 15           | 8  | 24  |
| 廃 棄 物 処 理 | 0             | 11 | 0            | 48  | 59  | 0              | 0  | 0            | 0  | 0   |
| 未 処 理     | 63            | 4  | 26           | 19  | 112 | 48             | 6  | 5            | 27 | 86  |
| 計         | 128           | 18 | 84           | 147 | 377 | 49             | 6  | 20           | 43 | 118 |

平成28年7月末

## 参 考 資 料

## 1. 漁港における漁船以外の船舶の利用について

### 漁港における漁船以外の船舶の利用について

(平成6年9月21日6水港第2998号 知事あて水産庁長官通知)

(最終改正 平成9年10月3日 9水港第3836号)

漁港法（昭和25年法律第137号）制定以来40余年を経過し、この間、200海里体制への移行、公海漁場の国際規制等により、我が国漁業を取り巻く情勢は大きく変化してきている。一方、近年における、国民の余暇時間の増大による海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁港の利用状況にも漁港整備時には想定されなかった変化が現れている。すなわち、遊漁船、ヨット、モーターボート等（以下「プレジャーボート等」という。）漁船以外の船舶による漁港利用が増加しており、無秩序な放置・係留等による漁業とのトラブルが問題となり、その早急な解決が求められているところである。

プレジャーボート等の受入れについて、当庁では、昭和62年度から漁船とプレジャーボート等との漁港における利用を調整する漁港利用調整事業を実施し円滑な漁港の利用を図るとともに、平成4年度に模範漁港管理規程例の改正を行い、漁港利用の適正化を図ってきたところである。

今般、さらに、既存漁港施設において漁港管理者が漁船の漁港利用に支障がないと判断する場合には、海洋性レクリエーションの施策の拡大を求める国民の要望に対応し、下記により、プレジャーボート等漁船以外の船舶による漁港利用に対応することとしたので、御了知の上、適正な漁港利用が行われるよう努められたい。

なお、このことについて、貴管下、漁港管理者、関係漁協等へ周知徹底を図られたい。

### 記

漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であり、通常は漁船の利用が一般船舶の利用を上回るものであるが、制度上は漁港本来の機能のほか、漁港の利用上又は漁港の保全上の規制等、他目的の利用も想定されていることからみても漁業根拠地以外利用を全面的に排除しているものではない。

しかしながら、従来は、漁船の数に対して漁港の収容能力が不十分であり、漁船以外の船舶を受入れることが事実上困難な状況であったが、近年では数次にわたる漁港整備計画の実施により、漁港の収容能力が向上する一方、水産業をめぐる諸情勢の変化から地域によっては、漁業活動に支障のない範囲内で漁船以外の船舶を収容可能な漁港も見受けられるところである。

一方、近年都市近郊を中心にプレジャーボート等による漁港利用のニーズが増大しており、漁港本来の目的を阻害しないと判断される漁港においては、公共施設としてこれらのニーズに応えていく必要がある。

従って、漁港管理者は、これら漁船以外の船舶の漁港利用のニーズと漁港本来の目的に鑑み、プレジャーボート等による漁港利用を受入れていくに当たっては、これを漁業と海洋性レクリエーションとの調和ある発展及び活力ある漁村社会の創造に資するよう運用していくことが必要である。

これらを踏まえ、今後、プレジャーボート等の無秩序な放置・係留等を解消し、漁

業との共存等を推進するため、以下の具体的な方策を確立し、漁業と海洋性レクリエーションとの漁港利用調整に積極的に対応することとする。

#### 1. 対象漁港

漁港管理者が、プレジャーボート等による漁港利用のニーズがあり、かつ、漁業情勢の変化、漁閑期の都合等により、漁港における漁業活動に支障のない範囲内でプレジャーボート等の受入れが可能であると認める漁港とする。

#### 2. 受入れ施設

漁港管理者は、既存漁港施設のうち陸揚岸壁、航路等の漁業生産活動上中心となっている基本的な施設以外のもの（護岸前面及び防波堤の背後等の係留可能な静穏域等を含む。）であって、プレジャーボート等の利用（ビジター利用を含む。）が可能な施設を受入れ施設として指定する。

また、泊地以外の漁港区域内の水域のうちプレジャーボート等の係留可能な水域においては、漁港整備計画等との調整を図りつつ、漁港管理者が管理するプレジャーボート等の専用泊地を設定する。

なお、受入れに際して、新たな係留施設等を設置する必要がある場合には、所要の手続きを経てこれを設置することができる。

#### 3. 受入れ方法

漁港管理者は、地元漁船及び地元外利用漁船の年間の漁業種類別、階層別等の漁港利用形態を把握の上、漁船の利用に支障のない範囲内でプレジャーボート等の適切な利用隻数を設定するとともに、適正な漁港施設の維持管理を図るため、漁港管理条例に基づき、漁港施設の利用料等を徴収する。また、プレジャーボート等に係る漁港施設利用者は、漁港利用に当たって漁港管理条例に定められた使用の許可を受けるか、又は届出をしなければならない。漁港施設利用者からの漁港利用に係る使用許可申請書の受付、料金徴収等の事務を行うに当たっては、漁港管理者は、必要に応じて管理受託者として地元漁協等に委託を行うなど利用者の利便性を考慮した適正な方法により行うものとする。

#### 4. 漁港監視等

漁港管理者が自ら管理することが原則であるが、漁港施設本来の設置目的を達成し、更に良質のサービスを利用者に提供するため、必要に応じて巡回、緊急時の安全対策等について地元漁協等に委託するとともに、監視員などを配置し、常時、適正な漁港の管理を図る。また、漁港の秩序ある円滑な利用を確保するため、岸壁・用地等への案内標識・案内板の設置等、広報啓蒙活動の強化を図る。

#### 5. 漁港利用促進協議会の設置

漁港管理者は、漁船以外の船舶による漁港利用に対応するに当たっては、漁協、利用者、公益代表等を構成員とする「漁港利用促進協議会」を別紙により設置し、漁港の管理運営、利用時間、港内での帆走区域、標識の掲示等遵守事項を設定するなど漁港利用に当たってのルール化を推進する。

(別 紙)

## 「漁港利用促進協議会設置規程」(例)

(目 的)

**第1** 漁港の利用の円滑化を図るため、〇〇漁港利用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職 務)

**第2** 協議会は、漁港管理者の諮問に応じ、漁港利用における漁業者とその他一般の利用者との間のトラブルを予防し、もって円滑な漁港利用のためのルール化に寄与するため、必要な事項についての調査、検討を行うとともに漁港管理者に意見を述べることができる。

(組 織)

### 第3

- (1) 協議会は会長及び委員をもって組織する。
- (2) 会長は、漁港管理者である地方公共団体の長をもって充てる。
- (3) 委員は、漁港管理者が選任する次に掲げる者をもって充てる。
  - (ア) 当該漁港を根拠地とする漁業協同組合の代表者
  - (イ) 当該漁港を利用して、遊漁船業を営む者であって、漁業協同組合の組合員以外の者
  - (ウ) 当該漁港を利用する船舶の所有者であって、上記(ア)、(イ)に掲げる者以外の者
  - (エ) 当該地区の公益を代表すると認められる者
  - (オ) 当該地区における漁港の利用に関し漁港管理者が特に必要と認める者

(委員の任期等)

### 第4

- (1) 委員の任期は1年とする。
- (2) 補欠の委員は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間なおその職務を行う。

(会 議)

### 第5

- (1) 協議会は、定数の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことはできない。
- (2) 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (3) 協議会の招集は、会長がこれを行う。

(雑 則)

**第6** 協議会は、本規程のほか、協議会の運営に関して必要な規程を設けることができる。

## 2. 「漁港における漁船以外の船舶の利用について」の運用について

### 「漁港における漁船以外の船舶の利用について」の運用について

(平成8年12月17日 8-3115)

(知事あて水産庁漁港部長通達)

近年の海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁港を利用するプレジャーボート等が増加するとともに漁業とのトラブルが発生しその早急な解決策が求められている。このため、水産庁では、「漁港における漁船以外の船舶の利用について」(平成6年9月21日付け6水港第2998号水産庁長官通達、以下「利用調整通達」という。)を発出し、漁業と海洋性レクリエーションとの漁港利用調整に積極的に対応することとし、漁港管理者が漁船の漁港利用に支障がないと判断する場合には、プレジャーボート等漁船以外の船舶による漁港利用に対応した適正な漁港の管理が図られるよう、漁港管理者を指導してきたところである。

しかし、先般、会計検査院から、漁港管理者において、利用調整通達等で定められているプレジャーボート等の受入れ体制の整備等が図られていなかったため、漁港区域内において、漁協等が独自にプレジャーボート等の所有者(以下「利用者」という。)から協力金等を徴収しているといった指摘がなされたところである。このため、漁港管理者がプレジャーボート等を受け入れる場合には、下記事項に留意の上、プレジャーボート等の受け入れ体制の整備に努めることとされたい。

なお、このことについて、貴管下の漁港管理者へ周知徹底を図られたい。

#### 記

##### 1. 漁港におけるプレジャーボート等の利用実態の把握

漁港管理者は、地元漁協との連絡を密にするとともに、必要に応じて日本小型船舶検査機構へ情報開示を求めるなど、漁港におけるプレジャーボート等の隻数、係留場所、所有者、民事上の契約に基づく金銭の徴収等の利用実態の把握に努め、水産庁からの要請に応じて適宜水産庁に報告するものとする。

##### 2. 適切な受入れ体制の整備

漁港管理者は、プレジャーボート等の利用実態を踏まえ、プレジャーボート等を受け入れることとした場合には、漁港管理条例の整備等受入れ体制の整備を早急に図ることとし、国の補助事業により整備された漁港施設を利用して民間事業者がプレジャーボート等を収容し施設利用料を徴収するなど「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日付け法律第179号)に抵触するおそれのあるような状況を招かないよう留意するとともに、漁業者、漁協など漁港利用者に対してもその旨周知徹底するものとする。

##### 3. 漁港管理条例に基づく利用料等の徴収

漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を図るため、漁港管理条例に基づき、利用者から漁港施設の利用料等を徴収するものとする。なお、利用料等の徴収については、利用者から漁港管理者の指定口座に直接

振り込ませるなど、透明性の確保を図るものとする。

#### 4. 利用者への責任の周知と指導

漁港管理者は、利用者に対し、漁港利用に当たっては、漁港法、漁港管理条例を始め、漁港利用促進協議会等の意見を踏まえた漁港利用のルールを遵守すべきことを明示するものとする。特に、漁港を利用するプレジャーボート等の船体管理については、漁船の場合と同様、利用者が自ら行うべきものであることを利用者に周知徹底するものとする。

利用者が漁港管理者が示した漁港利用のルールに反した場合、漁港管理者は、漁港管理条例に基づき、利用者に対し移動命令の発出等の措置をとるものとする。

#### 5. プレジャーボート等の管理に係る民事上の契約

漁協等が、漁港管理条例に基づく利用料等とは別に、利用者から民事上の契約により協力金等を徴収している事例が見られるが、漁港管理者は、プレジャーボート等に対する見回り、網取り等の管理業務は、利用者と漁協等の間の民事上の契約に基づくものであり、これによる金銭の支払いについても、漁港を利用する上での必要条件ではなく任意のものであることを、利用者に対して周知徹底するとともに、一般に対しても公報等により周知を図るものとする。

#### 6. 受入れ対象漁港の選定

漁港管理者が受入れ対象漁港を選定するに当たっては、利用調整通達に示された受入れ対象漁港の要件に加えて、前記1～5を踏まえた適正な管理体制が整備された漁港を優先するものとする。

## 「漁港における漁船以外の船舶の利用について」の運用について

(平成 8 年 12 月 17 日 8-319 )

(知事あて水産庁漁政部長通達)

漁港における漁船以外の船舶(いわゆるプレジャーボート)の利用に係る問題については、水産庁では、平成 6 年 9 月に「漁港における漁船以外の船舶の利用について」(平成 6 年 9 月 21 日付け 6 水港第 2998 号水産庁長官通達。以下「利用調整通達」という。)を発出し、漁港の適正な管理が図られるよう、漁港管理者を指導してきたところである。

しかしながら、先般、会計検査院から、漁港管理者において、利用調整通達等で定められているプレジャーボート等の受入れ体制の整備等が図られていなかったため、漁港区域内において、漁協等が独自にプレジャーボート等の所有者から協力金等を徴収しているといった指摘がなされたところである。

このため、今般、上記利用調整通達に加え、さらなる漁港利用の適正化を図る観点から、漁港管理者がプレジャーボート等を受け入れる場合の留意事項について、別添の水産庁漁港部長通達が発出されたところである。

ついては、漁協関係者におかれても、別添通達の趣旨を十分理解の上、漁港管理条例に基づく利用料とは別に、内容が不明朗な金銭を徴収しているといった指摘を今後一切受けることのないよう、貴管下の漁業協同組合に周知徹底及び指導方よろしくお取り計らい願いたい。

## 漁港における漁船以外の船舶の利用について

(平成 6 年 9 月 21 日 6 水港第 2998 号)

(水産庁漁政部協同組合課長、振興部)

(沿岸課長、漁港部計画課長通達)

改正 平成 9 年 10 月 3 日 9 水港第 3836 号

このことについては、本日付けをもって別途水産庁長官から通達されたところであるが、今後の漁港管理に当たっては、下記事項に留意の上遺憾のないようにされたい。

### 記

1. 当該措置は、既存漁港施設について適用するものであるが、国の補助事業により整備されたものは、漁業の根拠地の機能として必要なものを補助目的としており、また、地方自治法上も同一目的の公の施設とされているものであることから、あくまでも漁業生産活動を阻害しない範囲内での有効利用を図ることに留意されたい。

なお、一般的な受入れ基準は、別紙を参考にされたい。

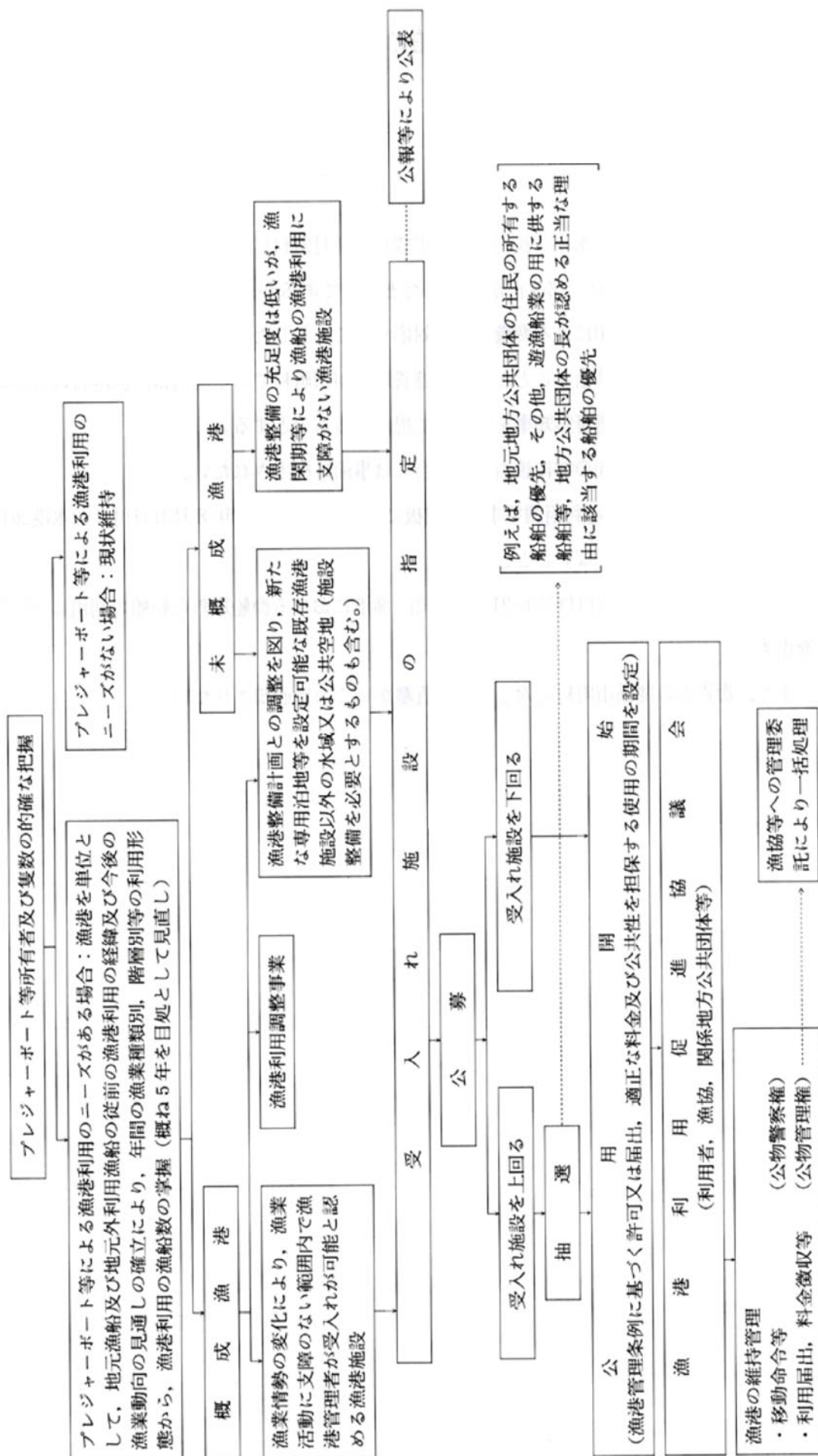
2. 公共施設の利用であることから、利用者の決定については、公募抽選によることとし、公平な利用が行われるよう配慮されたい。また、漁港利用の公募抽選を行う際には、漁港が漁船の利用を第一義的な目的とした施設であることについて周知等を行われたい。
3. 漁船以外の船舶による漁港利用に関する対応については、漁業者と漁業者以外の漁港利用者との話し合いの場を設定するだけでなく、漁業者以外の漁港利用者に対して広報活動を実施する絶好の機会となるので、利用者の組織化を図り、駐車場等関連施設を含めた漁港利用のルール周知、ゴミ持ち帰り等マナーの啓発、漁業調整規則、漁場利用協定制度等の周知等漁業と調和のとれた海面利用等について積極的な働きかけを行われたい。
4. 対象漁港の設定に当たっては、当該漁港の利用実態を十分考慮した上で、円滑な漁港利用の確保を図るという観点から、事前に地元関係漁協の意見を聴し、十分に調整することとされたい。
5. 漁協等が、管理受託者として漁港施設の利用料を徴収する場合とは別に、プレジャーボート等の管理、保管等のサービス等の対価としてプレジャーボート等の所有者から金銭を取得しているケースがみられる。これが漁港施設の利用料の徴収と誤解される等、その内容が不明朗であるとの指摘がある。  
このため、漁協等によるプレジャーボート等の管理、保管等のサービス等が民事上の契約として行われている場合には、漁港管理者として、これら行為への直接の関与は困難であるが、漁港利用のルール

化の一環として、漁協等からサービス等の実施状況につき報告を求めるとともに、契約内容、料金の開示等の明確化を指導することとされたい。

6. 平成5年8月4日付けで「社団法人フィッシャリーナ協会」の設立が許可されたところである。

この協会は、漁港施設や海面利用における漁業と海洋性レクリエーションとの調和など、本通達の趣旨等を円滑に推進することを目的にして設立されたものでもあることから、この協会の活用も図られたい。

魚港の機能に支障がないと漁港管理者が判断する場合のプレジャーボート等の一般的な受入れ基準について



### 3. 漁港法の一部改正による放置艇対策の推進について

#### 漁港法の一部改正による放置艇対策の推進について

(平成13年3月30日12水港第4843号)

(知事あて水産庁長官通達)

漁港法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)については、平成12年5月19日に公布された漁港法の一部を改正する法律(平成12年法律第78号。平成13年4月1日施行。)により、近年社会問題化しているプレジャーボートの放置や投棄に対する規制を強化するとともに、これら、いわゆる放置艇に対し漁港管理者が適正な措置を講じることを可能とする制度の新設等の改正を盛り込んでいるところである。

今般の制度改正により、今後の漁港における放置艇対策が円滑に運用されるよう、下記のとおり通知するので参考とされたい。

なお、貴管下関係市町村に対し、貴職よりこの旨周知方お願いする。

また、漁港における漁船以外の船舶の利用について(平成9年10月3日付け9-3121水産庁漁港部計画課長通知)は、廃止する。

#### 記

漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であり、漁港を利用する船舶は主として漁船であるが、法制度上、プレジャーボート等の漁船以外の船舶の利用が排除されているものではないことから、漁港管理者が各々の漁港において、法第39条第5項、法第39条の2等の規定を運用することにより、以下のとおり、漁港の利用調整を図り、適正な維持・管理を目指すことが肝要である。

##### 1. 漁港の基本施設の損傷、汚損を禁止する規定の新設(漁港法第39条第5項第1号関係)

本規定は、漁港の基本施設を損傷・汚損する行為について、漁港の保全の観点から速やかに当該施設の効用を回復させるため、漁港管理者自ら現状回復命令等の措置を講じることができるよう、措置の前提となる当該施設への損傷・汚損行為を禁止としたところである。

プレジャーボート等の所有者が、漁港の基本施設に係船環等を打ち付けて穴をあける行為等については、本規定の禁止行為に該当するものであることから、漁港管理者においては、今後そのような行為に対し、法第39条の2第1項に規定する措置等を講じられたい。

##### 2. 漁港の区域内における、船舶等の放置等を禁止する規定の新設(法第39条第5項第2号関係)

本規定は、漁港区域内において、放置艇や放置物件の存在が漁港施設の機能の低下の原因となり、漁港の管理上問題となることから、漁港管理者が漁港の保全上特に必要があると認められる区域を指定し、何人も、みだりに船舶等を捨てること又は放置することが禁止されたところである。

今後、各漁港管理者においては、それぞれが管理する個々の漁港の実態等に応じて、法第39条第5

項の規定に基づき、放置等を禁止する物件及び区域の指定の公示を行う場合は、漁港法施行規則第14条第1項及び第2項に規定された所定の手続きにより実施されたい。

### 3. 監督処分規定の整備（漁港法第39条の2関係）

上述のように、法第39条第5項において、新たに漁港の区域内における禁止行為を規定することにより、漁港管理者自らが放置船舶等の所有者等に対して移動を命じたり、損傷・汚損した行為者に対して現状回復を命じることができることとしたところである。

従前の監督処分規定では、命令を受けた者が当該命令を履行しない場合は、行政代執行法の手続に委ねられていたが、放置船舶等については、そもそも所有者が不明の場合が多いことから、行政代執行法による手続では的確な対応をとることが困難と考えられることから、監督処分の実効性をもたせるために新たに、監督処分を行う際、命ずべき者を確知することができない場合であっても、漁港管理者自らが放置船舶等の移動等を行うことを可能とする、いわゆる簡易代執行制度について規定したところである。また、併せて簡易代執行を実施した後の手続き（保管、売却等）についても規定したところであるので、これらの規定に基づき運用されたい。

### 4. 模範漁港管理規程例との関係

模範漁港管理規程例は、今回の法改正により、漁港の区域内における船舶等の放置等を規制する等の規定が設けられたこと等から、法律と条例（漁港管理規程）との規制措置の適用関係を整理し所要の改正を行い、平成12年9月20日付け模範漁港管理規程例の一部改正についてにより通知しているところである。よって、その趣旨にかんがみ、適用関係について齟齬が生じないよう運用されたい。

### 5. 放置船舶等に関する規制の適正な運用について

漁港管理者は、上記の漁港法の改正の趣旨を踏まえ、管理する各々の漁港の実態等に応じて、船舶等を捨て、又は放置することを禁止する区域を指定し、当該禁止区域内に存在する船舶をフィッシャリーナ等適切な係留保管施設等に誘導するとともに、当該禁止区域内において、監督処分を実施することにより、漁港の適正な管理に努められたい。

### 6. 係留保管施設等の整備

漁港管理者は、船舶等の放置等の規制の強化と併せて、それらの受け皿となる適切な係留保管施設等の整備を図っていくことが肝要であり、その際、漁港利用調整事業、漁港漁村活性化対策事業等、係留保管施設整備事業の活用のほか、PFI手法の導入や民間事業者等の活用について検討することが重要である。

また、既存漁港施設において漁港管理者が漁船の漁港利用に支障がないと判断する場合には、プレジャーボート等漁船以外の船舶の適正な受け入れに努められたい。

#### 7. 隣接する漁港管理者及び他の水域管理者との連携

今般の法律改正では、放置船舶に対し漁港管理者が適正な行政措置を講じることが可能とする規定を盛り込んでいるところであるが、漁港管理者による本法に基づく措置のみでは近年社会問題化している放置艇問題を解消することは困難であるため、隣接する漁港管理者及び他の水域管理者との一層の連携を図られたい。

4. 漁港法施行規則（昭和 26 年 7 月 17 日農林省令第 47 号）第 14 条に規定する区域等の指定の提示方法について

**漁港法施行規則(昭和 26 年 7 月 17 日農林省令第 47 号)第 14 条  
に規定する区域等の指定の掲示方法について**

(平成 13 年 10 月 4 日 13 水港第 2602 号)

(知事あて水産庁長官通達)

標記の件につきましては、平成 13 年 4 月 1 日に施行された漁港法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 78 号)により、漁港管理者が管理する漁港の実態等に応じ、漁港法第 39 条第 5 項の規定に基づき、放置等を禁止する物件及び区域を指定することができることとされたところであります。

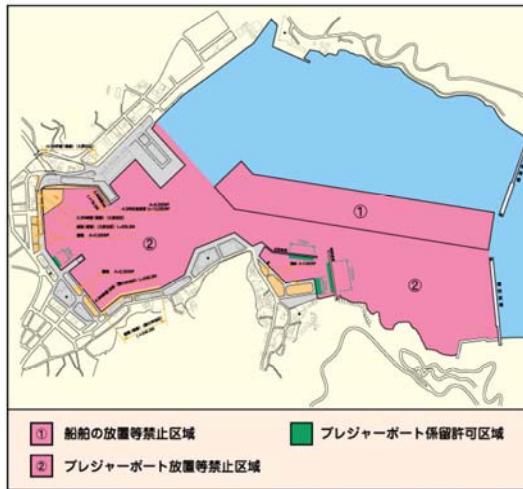
これにより、貴職においても漁港管理条例の改正や禁止区域の指定等に関する検討が行われていることと存じますが、放置等を禁止する物件及び区域の指定については、漁港法施行規則第 14 条第 1 項及び第 2 項において公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域等の見やすい場所に掲示するよう規定されているところであります。また、当該掲示については、利用者の観点から、大きさ、色彩等分かりやすく見やすいものが求められるところであります。

つきましては、今般、掲示看板の例を別添のとおり示しましたので、これを参考に掲示されるようお願いいたします。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨連絡をお願いします。

## 漁港利用・規制案内標識 の 参考例

### 【公示の図柄】



〔（社）フィッシャリーナ協会による図柄案〕

1. 色使いとしては、禁止区域は淡紅色、許可区域は緑色にて表示する。
2. 指定物件及び、内容の区域分けは、番号にて表示する。

### 【姿図と公示文】

船舶の放置等禁止・係留許可区域の指定

農林水産省令第14条により公示  
平成〇年〇月〇日

■船舶の放置等禁止区域の指定

右図の区域は、平成〇年〇月〇日から船舶、及びプレジャーボートの放置等禁止区域(図中①、②)に指定されましたので、現在区域内にある船舶、及びプレジャーボートは、移動してください。

尚、この規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処せられます。

(漁港法第39条第5項、及び46条による)

■プレジャーボートの係留許可区域の指定

右図の区域は、平成〇年〇月〇日からプレジャーボートの係留許可区域に指定されました。

この区域を使用する個人(若しくは法人)は、規定を遵守するとともに、知事(市長村長)に届け出の上、許可を得なければなりません。

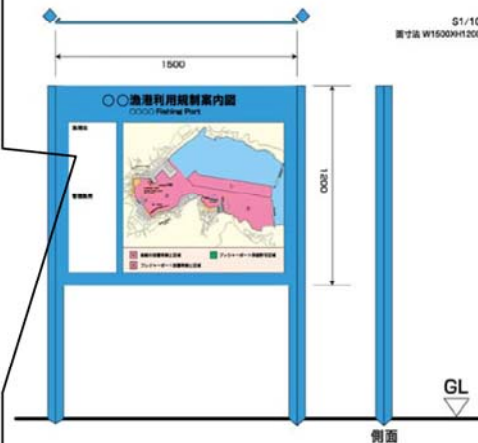
(〇〇漁港管理条例 第〇条による)

【管理及び、問合せ窓口】

〇〇県 〇〇部 漁港課

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

http://www. 〇〇〇. 〇〇. 〇〇



〔（社）フィッシャリーナ協会取扱い標識〕

## 5. 未登録の放置艇に係る所有者情報の提供について

事 務 連 絡

平成24年6月7日

関係都道府県

漁港担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部計画課

### 未登録の放置艇に係る所有者情報の提供について

日頃、漁港漁場の整備や水産振興等に、ご尽力、ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、漁港区域内における放置艇に対して、放置艇の所有者の特定に関し、今般、日本小型船舶検査機構（以下「J C I」という。）による船舶検査情報（過去の船舶検査の実施に係る情報）の提供が再開されることとなりましたのでお知らせいたします。

J C I からの船舶検査情報の提供手続については、別添資料をご参照ください。

なお、漁港管理者が J C I に船舶情報提供申請を行う際の申請書の記入内容については、別添「第3号様式（記入例）」のとおりとすることを当省と J C I との間で申し合わせましたので、あわせてお知らせいたします。

貴殿におかれましては、別添申請様式とあわせて、各漁港管理者への周知方、宜しくお願い致します。

(参考)

J C I からの船舶検査情報の提供について（これまでの背景・経緯について）

漁港区域内における放置艇に対して、漁港漁場整備法第39条の2第1項の規定により、漁港管理者が放置艇の撤去等の措置を指示及び命令するにあたっては、当該指示及び命令を受けるべき者（当該放置艇の所有者）を特定する必要があります。

その特定に際して、J C I はかつて船舶検査情報を提供していましたが、平成14年に小型船舶の登録等に関する法律（以下「小型船舶登録法」という。）が施行され登録事項証明書等の交付制度（同法第14条）が発足したこと、また、平成17年4月に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が施行され船舶検査情報の提供が同法に抵触するおそれが生じたことを理由に、同法施行後は放置艇に係る船舶検査情報の提供を行っていませんでした。

しかし、放置艇には未だ小型船舶登録法に基づく登録がなされていない（登録事項証明書等の交付を受けることができない）ものも多く、これら未登録の放置艇については所有者が特定できなくなったため、効果的な放置艇対策の実施に支障を来たしていました。

このため、国土交通省港湾局、水管理・国土保全局（旧河川局）及び水産庁とJ C I との間で、J C I が保有する船舶検査情報の活用について検討、協議を行った結果、港湾管理者、河川管理者又は漁港管理者が放置艇の撤去等の措置を指示及び命令することへのJ C I の協力（船舶検査情報の提供）は、個人情報を第三者に提供することができる例外について規定している個人情報保護法第23条第1項第4号（※を参照）に該当するため、情報提供が可能であるとの合意に至り、今後、このような場合については、再びJ C I から船舶検査情報が提供されることとなりました。

## ※ 個人情報の保護に関する法律（抄）

### （第三者提供の制限）

**第二十三条** 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～三 略

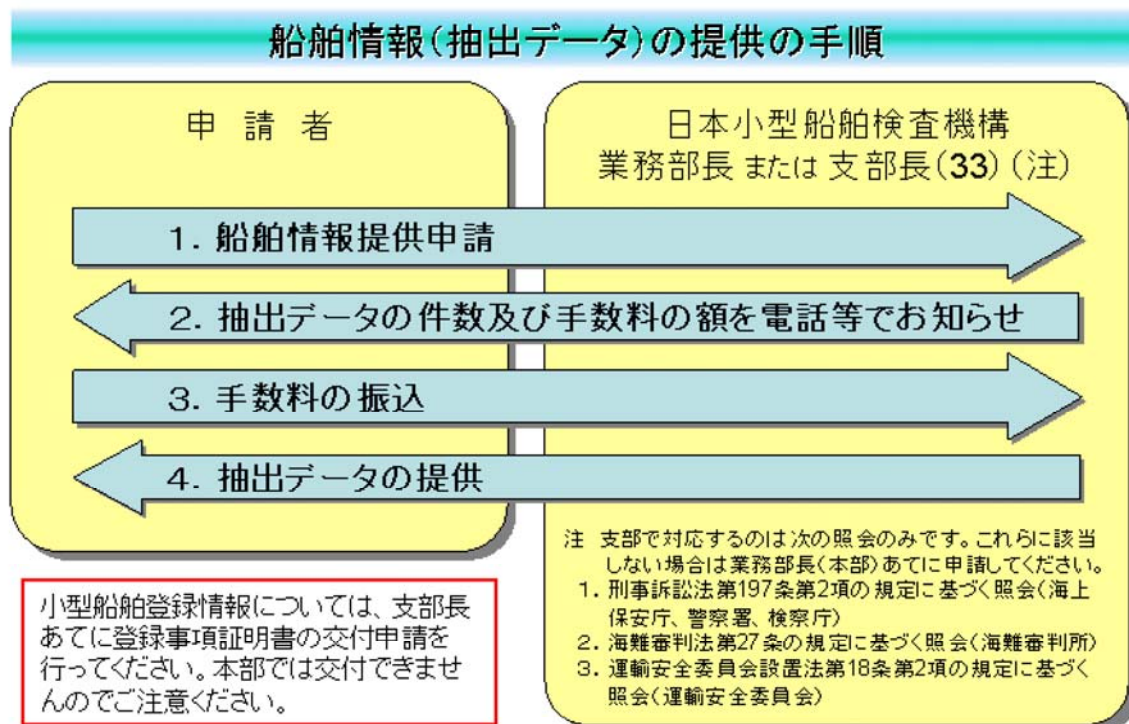
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(別添資料)

## 日本小型船舶検査機構（J C I）の船舶情報提供手続について

### 1. 船舶情報（抽出データ）の提供の手順

全体の流れは次の図のとおりです。



### 2. 申請書の作成

別添の3号様式の各欄に次の要領により必要事項をご記入ください。

各欄のスペースが不足する場合には適宜広げるか（2枚以上となってもかまいません）、別紙に記して添付してください。

#### (1) 「申請者住所・氏名・公印」

官公署等の場合には、船舶情報提供申請（照会）の事務について職務権限を有する者（当該事務を所掌する担当部署や出先機関の長等）の名義及び公印により申請してください。（知事・市町村長等の市長名である必要はありませんが、公印なきものは官公署等の公式な申請として取扱うことができません。）

J C I からの照会や抽出データ件数等の連絡のため、欄外（申請書の一番下）に電話番号をご記入ください。官公署等の場合には担当部署、担当者名もあわせてご記入ください。

#### (2) 「情報の種別」

情報提供の対象となるデータベースは二つあります。

検査・検定に関するデータについては「1.」を、小型船舶用原動機放出量（NOx 放出量）確認に関するデータについては「2.」を○で囲んでください。

なお、小型船舶の登録に関するデータにつきましては、船舶情報提供申請ではなく、J C I 支部長あてに登録事項証明書の交付申請を行ってください。（本部では交付できません。）

(3)「データの検索・抽出の条件」、「抽出するデータ項目（事項）」

別表（データベース構成項目）を参照して正確にご記入ください。

抽出するデータ項目（事項）は、データの使用目的、使用方法、データを必要とする事情に照らして必要最小限としてください。

(4)「データの使用目的」、「データの使用手法」、「データを必要とする事情・理由」

できる限り詳細かつ具体的にお書きください。

(5)「個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号の該当する号」

個人情報が含まれるデータ又は個人情報により検索・抽出を行ったデータの提供を申請する場合には、該当する番号を○で囲んでください。

(6)「上の例外に該当することについての詳細な説明」

(5)の○で囲んだ番号が

- 1（第1号）の場合には、根拠法令の名称、条番号等を明記してください。
- 2（第2号）の場合には、災害や事故の状況をご記入ください。
- 3（第4号）の場合には、根拠法令の名称、条番号等に加えて、「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある理由」を必ずご記入ください。

申請の内容が必要な範囲を超えていると判断される場合、データの使用目的等の説明が不十分な場合、個人情報保護の観点から適切ではないと判断される場合には、ご要望に応じられないこともございます。ご了承ください。

#### ■ 申請書様式の例外

後述の手数料が免除される照会に限り、上の申請書様式によらず、それぞれの照会文書様式によりご照会いただいて差し支えありません。照会文書のご提出をもって船舶情報提供申請がなされたものとして取り扱います。

その他の照会につきましては、法令に基づくものであっても、船舶情報提供申請書（抽出データ）により申請していただく必要がございます。

### 3. 申請書の提出

次の照会につきましては、業務部長（本部）又は支部長（全国33箇所）あてにご提出ください。

本部及び支部の所在地等はJCIのホームページ（[http://www.jci.go.jp/corp\\_info/03.html](http://www.jci.go.jp/corp_info/03.html)）をご参照ください。

- 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会（海上保安庁、警察署、検察庁）
- 海難審判法第27条の規定に基づく照会（海難審判所）
- 運輸安全委員会設置法第18条第2項の規定に基づく照会（運輸安全委員会）

上記の照会以外につきましては、支部では対応しておりませんので、業務部長（本部）あてにご提出ください。

また、いずれの場合も、申請書（手数料が免除される場合の照会文書を含みます。）とあわせて、あて先を明記し切手を貼付した返信用封筒もご提出ください。切手は、定形郵便封筒の場合、データ10件までは80円、11件以上30件までは90円です。30件を超えることが見込まれる場合、書面ではなく電子媒体による提供を希望する等の場合にはご相談ください。

**災害や事故に伴う救助等の緊急の場合には、電話での照会にも対応します。**

#### 4. 手数料の振込

船舶情報の提供に際しては実費相当の手数料を申し受けます。船舶情報提供サービス（抽出データ）の手数料は次のとおりです。

| 抽出データの件数        | 手数料の額              |
|-----------------|--------------------|
| 1 件             | 1,100 円            |
| 2 件             | 2,200 円            |
| 3 件以上 1,000 件以下 | 30 件毎に 2,650 円     |
| 1,001 件以上       | 個別に必要な経費を見積もり提示します |

（船舶検査データは 1 隻につき 1 件としてカウントします。）

検索条件によってはデータが 1 件も検索されない場合、複数のデータが検索される場合があるため、まずは J C I において申請に基づきデータの検索・抽出を行い、データの件数を確認します。

データの件数を確認いたしましたら、J C I より電話等によりデータの件数及び手数料の額をお知らせしますので、次の銀行口座に手数料をお振込みください。過不足トラブルを避けるため、J C I からお知らせする前には入金しないようお願いします。

##### 手数料振込先

|          |                  |
|----------|------------------|
| 銀行の名称・支店 | みずほ銀行 新橋支店       |
| 口座の種別・番号 | 普通 1 7 5 9 6 1 7 |
| 口座の名義    | 日本小型船舶検査機構       |

##### ■手数料の免除

次に掲げる照会については手数料をいたしません。

また、これらの照会は、前述の申請書様式によらず、それぞれの照会文書様式によりご照会いただいで差し支えありません。

- 船舶事故に関する官公署（海難審判所、運輸安全委員会）からの法令に基づく照会
- 犯罪捜査に関する官公署（海上保安庁、警察署、検察庁等）からの法令に基づく照会
- 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持を目的とする官公署（国土交通省）からの照会
- 災害又は事故の発生に関して、人の生命、身体又は財産を保護するために行われる照会

#### 5. 抽出データの提供

お振込みを確認いたしましたら、申請時にご提出いただいた返信用封筒にて抽出データをお送りします。

#### 6. お問い合わせ先

日本小型船舶検査機構 業務部 広報サービス課  
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3  
TEL. 03-3239-0828

(別表)

## 1. 日本小型船舶検査機構 検査・検定データベース構成項目

### (1) 船舶検査

- 船舶検査済票番号
- 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- 定係港
- 船種
- 船名
- 船質
- 船の長さ、幅、深さ及び総トン数
- 用途
- 漁船登録の有無
- 漁船登録番号
- 船籍票番号
- 従業制限
- 航行区域又は航路
- 最大搭載人員
- 航行上の条件
- 船体の製造者、製造者型式、製造番号及び予備検査等受検の有無
- 主機の種類
- 主機の製造者、製造者型式、製造番号及び予備検査等受検の有無
- 主機の出力
- 主機の台数
- スペアエンジンの有無
- 定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査及び船舶検査証書の書換の終了年月日及び実施支部
- 船舶検査証書の有効期間
- 臨時航行許可書の臨時航行の期間
- 廃船届の受理年月日および受理支部

### (2) 予備検査

- 申請者
- 製造者
- 検査事由
- 物件名
- 物件の型式及び要目
- 検査の終了年月日
- 実施支部

### (3) 検定

- 型式承認番号
- 申請者
- 製造者
- 物件名
- 製造年月日
- 検定の終了年月日
- 実施支部

## 2. 日本小型船舶検査機構 小型船舶用原動機放出量確認等データベース構成項目

- 承認番号
- 申請者
- 実施支部
- 原動機グループ
- 原動機ファミリー
- 放出量確認種別
- 製造番号
- 製造年月日
- 手引書文書番号
- 終了年月日
- 証書番号
- 初回終了年月日

## 船舶情報提供申請書（抽出データ）

日本小型船舶検査機構 業務部長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ○○県 ○○漁港  
漁港管理者（○○県知事、○○市町村長） 公印

下記のとおり船舶情報（抽出データ）の提供を受けたいので申請します。

また、提供を受ける船舶情報については、本申請書に記載した目的の達成に必要な範囲を超えて使用しないこと及び第三者に提供しないことを誓います。

## 記

|                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報の種別（いずれかを○で囲む）                                                      | 1. 検査・検定情報 2. 小型船舶用原動機放油量確認等情報                                                                                                                                                                                                                  |
| データの検索・抽出の条件                                                          | 次に掲げる船舶検査番号<br>230-12345、235-67890、230-99999                                                                                                                                                                                                    |
| 抽出するデータ項目（事項）                                                         | 所有者の氏名又は名称及び住所                                                                                                                                                                                                                                  |
| データの使用目的                                                              | 漁港漁場整備法第39条の2第1項の規定により、○○漁港に放置されている船舶の撤去を命じるため                                                                                                                                                                                                  |
| データの使用方法                                                              | 提供を受けた氏名等の情報に基づき、所有者に対して船舶の撤去命令を通知する。                                                                                                                                                                                                           |
| データを必要とする事情・理由                                                        | 日本小型船舶検査機構から船舶情報の提供を受ける以外に、撤去を命ずべき者（当該船舶の所有者）を確認する手段がないため                                                                                                                                                                                       |
| ※ 個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号（本人の同意のない個人情報の第三者提供が認められる例外）の該当する号（いずれかを○で囲む） | 1. 第1号 法令に基づく要請である<br>2. 第2号 人の生命、身体又は財産の保護のための要請であって、本人の同意を得ることが困難である<br>3. 第4号 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するための要請であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある                                                                             |
| ※ 上の例外に該当することについての詳細な説明（根拠法令の名称、条番号等）                                 | 漁港内の放置艇の撤去は、漁港漁場整備法第39条の2第1項の業務である。また、撤去を命ずべき者（所有者）の情報提供について所有者本人の同意を得ようとした場合、所有者が漁港管理者の動向を察知し、撤去等にかかる責任や処罰を免れるために船舶検査済票を塗抹する等により船舶の識別を不能にしまうおそれがある。結果として、放置艇の撤去が適切に行えず、漁港管理事務の遂行に支障を及ぼすこととなる。<br>以上のことから、本件は個人情報の保護に関する法律第23条第1項第4号に該当する事案である。 |

※ 「検索・抽出の条件」及び「抽出するデータ項目（事項）」のいずれにも個人情報が含まれない場合には記入不要です。個人情報は原則として提供できませんが、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号のいずれかに該当する場合には提供することがありますので、その場合には各号のいずれに該当するのか、また該当する理由を詳細にご記入ください。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 担当部署、担当者名及び電話番号 |  |
|-----------------|--|

## 6. 簡易代執行の実施事例（神奈川県三崎漁港）

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                          |                  |                     |              |       |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------|---------------------|--------------|-------|
| 水域名             | 三崎漁港                                                                                                                                                                                                                                               |                                          | 担当部局             | 神奈川県環境農政局東部漁港事務所漁港課 |              |       |
| 実施概要            | 実施日                                                                                                                                                                                                                                                |                                          | 実施箇所             |                     | 対象船舶         | 実施後状況 |
|                 | ①平成 26 年 3 月 31 日                                                                                                                                                                                                                                  |                                          | 諸磯地区諸磯 1 号船揚場    |                     | 和船(漁船タイプ)2 隻 | 保管中   |
|                 | ②平成 26 年 7 月 15 日                                                                                                                                                                                                                                  |                                          | 向ヶ崎町 2446 番 8    |                     | 和船(漁船タイプ)5 隻 | 保管中   |
|                 | ③平成 26 年 9 月 9 日                                                                                                                                                                                                                                   |                                          | 向ヶ崎町 2446 番 8    |                     | 和船(漁船タイプ)2 隻 | 保管中   |
|                 | ④平成 26 年 11 月 27 日                                                                                                                                                                                                                                 |                                          | 三戸地区三戸 2183-9 地区 |                     | ボート 7 隻      | 保管中   |
|                 | ⑤平成 27 年 1 月 8 日                                                                                                                                                                                                                                   |                                          | 諸磯地区諸磯 1900-2 地先 |                     | 和船(漁船タイプ)1 隻 | 廃棄    |
| 位置図及び対象船舶写真     | <div><p>※②の和船（漁船タイプ）</p></div>                                                  |                                          |                  |                     |              |       |
| 実施の経緯、背景        | 三崎漁港では、週 1 回事務所の職員が漁港内を見回る定期的なパトロールを実施。そこで、放置船舶の種類、状態を確認、記録し、放置船舶の状況についてすべて把握。簡易代執行の対象船舶の選定は、管理者の判断で行う。岸壁近くに放置されていたり、漁業者、ヨット利用者から苦情があるなど、支障が大きなもの、津波が発生した際に避難道路に指定されている県道へ流出し、漁港防災の支障となることが想定されるもの、といった観点で、優先度の高いものから対象とし、年間計画を立てて平成 24 年より本格的に実施。 |                                          |                  |                     |              |       |
| 禁止区域            | 海域、陸域ともに指定済み（平成 13 年度、平成 17 年度に全域に拡大）                                                                                                                                                                                                              |                                          |                  |                     |              |       |
| 手続き及び日程<br>※②場合 | 指示書、撤去依頼文貼付                                                                                                                                                                                                                                        |                                          | 平成 25 年 8 月 30 日 |                     |              |       |
|                 | 勧告書、警告書貼付                                                                                                                                                                                                                                          |                                          | 平成 26 年 5 月 9 日  |                     |              |       |
|                 | 措置を行う公告                                                                                                                                                                                                                                            |                                          | 平成 26 年 6 月 10 日 |                     |              |       |
|                 | 簡易代執行の実行                                                                                                                                                                                                                                           |                                          | 平成 26 年 7 月 15 日 |                     |              |       |
|                 | 実施後の公告、保管の公示                                                                                                                                                                                                                                       |                                          | 平成 26 年 8 月 12 日 |                     |              |       |
|                 | 廃棄処分                                                                                                                                                                                                                                               |                                          | －                |                     |              |       |
|                 | 公示方法                                                                                                                                                                                                                                               |                                          | 神奈川県公報による告示      |                     |              |       |
| 費用              |                                                                                                                                                                                                                                                    | 撤去・運搬                                    | 保管               | 処分                  | 合計           |       |
|                 | ①                                                                                                                                                                                                                                                  | 70,455 円                                 | －                | －                   | 70,455 円     |       |
|                 | ②                                                                                                                                                                                                                                                  | 97,200 円                                 | －                | －                   | 97,200 円     |       |
|                 | ③                                                                                                                                                                                                                                                  | －                                        | －                | －                   | 0 円          |       |
|                 | ④                                                                                                                                                                                                                                                  | －                                        | －                | －                   | 0 円          |       |
|                 | ⑤                                                                                                                                                                                                                                                  | 移動 54,000 円<br>クレーンによる引揚、解体、運搬 999,000 円 | －                | 818,000 円           | 1,871,000 円  |       |
| 保管場所            | 城ヶ島仮置場など県有地                                                                                                                                                                                                                                        |                                          | 体制               | 職員 4～7 名、業者 2～8 名   |              |       |
| 実施の効果           | ・新たな船舶の放置は見受けられない<br>・既存の不法船舶のうち自主撤去する船舶が見られる                                                                                                                                                                                                      |                                          |                  |                     |              |       |
| 代執行の課題          | ・所有者の高齢化に伴い維持困難な元漁船が増加しており、今後も簡易代執行対象となる所有者不明船の増加が予想される。<br>・事前の防止策として、元漁船を対象とした保管場所の設置を検討中。                                                                                                                                                       |                                          |                  |                     |              |       |

(1) 代執行実施前の取組み

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①実施の経緯、背景</p>     | <p>三崎は、古くからプレジャーボートやヨットのメッカとしてにぎわってきた。油壺 YH、シーボニアなど、民間マリナーが数多く立地する。三崎漁港でも、以前は、プレジャーボートやヨットが不法係留の問題の中心であったが、漁港区域内でのプレジャーボートの係留許可区域の指定や、三崎フィッシャリーナうり横のゲストバースの設置など、漁船とプレジャーボートのすみ分けを図ってきたことで、概ね整理がついてきた。</p> <p>一方、三崎漁港では、漁業者の高齢化とともに漁業が衰退し、後継ぎのいない処分できない元漁船が置いたままになっているケースが出てきている。最近の不法係留の問題は、これらの漁船登録されていない元漁船が中心となっている。</p> <p>三崎漁港では、週 1 回事務所の職員が漁港内を見回る定期的なパトロールを実施している。そこで、放置船舶の種類、状態を確認、記録し、放置船舶の状況についてすべて把握している。三崎漁港内には、平成 26 年末時点で 151 隻の放置船舶が確認されている。平成 24 年時点では 206 隻あったため、約 50 隻が解消しており、一部は簡易代執行により処分、一部は所有者が自ら処分された。現在把握している放置船舶 151 隻中、20～30 隻は所有者が判明している船舶である。船舶検査番号などから所有者がわかるものには、電話等で所有者に連絡をしている。確認された放置船舶には、赤い紙の警告書を貼付し、移動を要請している。</p> <p>簡易代執行の対象船舶の選定は、管理者の判断で行っている。条件としては、岸壁近くに放置されていたり、漁業者、ヨット利用者から苦情があるなど、支障が大きなもの、津波が発生した際に避難道路に指定されている県道へ流出し、漁港防災の支障となることが想定されるもの、といった観点で、優先度の高いものから対象としている。</p> <p>簡易代執行は、年間計画を立てて緊急性の高いものから対象に計画的かつ段階的に実施している。役務などの県単費を使用し、撤去などの外注委託費を捻出している。4m 以下の小型の和船の場合、業者に外注せず、自前で一時保管場所に撤去、移動する。</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日に城ヶ島の県有地に代執行した船舶の仮置場を整備した。整地とフェンスの設置程度の簡易な整備である。財産的価値のあるものに対応するために整備したが、現段階では、財産的価値の有無にかかわらず、簡易代執行した船舶の一時保管場所として利用している。</p> |
| <p>②放置等禁止区域の指定</p>   | <p>海域、陸域ともに放置等禁止区域に指定済み（平成 13 年度、平成 17 年度に全域に拡大）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>③関係者による協力体制</p>   | <p>神奈川県出先機関の東部漁港事務所が実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>④事前の指導、命令など</p>   | <p>週 1 回のパトロールにより放置船舶を確知。告知書の掲示、警告書の貼付を行い、県公報による告示を行った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>⑤船舶所有者の確認</p>     | <p>船体に貼付する船舶検査の検査済み票がなく、所有者は確認できなかった。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>⑥組織内部の合意形成、課題</p> | <p>これまでも漁港内の所有者不明船については簡易代執行を実施しており、内部の合意はスムーズに運んだ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

(2) 代執行の手続きと日程及び費用

| 対象船舶              |                       | 和船（漁船<br>タイプ）2<br>隻 | 和船（漁船<br>タイプ）5<br>隻                          | 和船（漁船<br>タイプ）2<br>隻  | ボート 7<br>隻           | 和船（漁船<br>タイプ）1<br>隻                                     |
|-------------------|-----------------------|---------------------|----------------------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------------------------------|
| ① 手続き<br>及び<br>日程 | 指示書、告知書掲<br>示、撤去依頼文貼付 |                     | 平成 25 年<br>8 月 30 日                          |                      |                      |                                                         |
|                   | 勧告書、警告書貼付             |                     | 平成 26 年<br>5 月 9 日                           |                      |                      |                                                         |
|                   | 措置を行う公告               |                     | 平成 26 年<br>6 月 10 日                          |                      |                      |                                                         |
|                   | 簡易代執行の実行              | 平成 26 年<br>3 月 31 日 | 平成 26 年<br>7 月 15 日                          | 平成 26 年<br>9 月 9 日   | 平成 26 年<br>11 月 27 日 | 平成 27 年<br>1 月 8 日                                      |
|                   | 実施後の公告、保管<br>の公示      | 平成 26 年<br>4 月 25 日 | 平成 26 年<br>8 月 12 日                          | 平成 26 年<br>10 月 17 日 | 平成 27 年<br>1 月 15 日  | 平成 27 年<br>2 月 24 日                                     |
|                   | 廃棄処分                  | —                   | —                                            | —                    | —                    | 平成 27 年<br>11 月                                         |
|                   | 公示方法                  | 神奈川県公報による告示         |                                              |                      |                      |                                                         |
| ② 費用              | 撤去、運搬                 | 70,455 円            | 97,200 円                                     | —                    | —                    | 54,000 円<br>（移動）<br>999,000 円<br>（クレーンによる<br>引揚げ、解体、運搬） |
|                   | 保管                    | —                   | —                                            | —                    | —                    | —                                                       |
|                   | 処分                    | —                   | —                                            | —                    | —                    | 818,000 円                                               |
|                   | 合計                    | 70,455 円            | 97,200 円                                     | 0 円                  | 0 円                  | 1,871,000 円                                             |
| ③ 保管場所            |                       | 城ヶ島仮<br>置場          | 城ヶ島仮<br>置場                                   | 城ヶ島仮<br>置場           | 城ヶ島仮<br>置場           | 諸 磯<br>1900-2 地<br>先                                    |
| ④ 処分方法            |                       | 保管中                 | 保管中                                          | 保管中                  | 保管中                  | 廃棄                                                      |
| ⑤ 請負業者            |                       | 土木業者                |                                              |                      |                      |                                                         |
| ⑥ 体制              |                       | 職員 4 名、<br>業者 2 名   | 2 隻：<br>職員 4 名、<br>業者 2 名、<br>3 隻：<br>職員 6 名 | 職員 5 名               | 職員 7 名               | 職員 4 名、<br>業者 8 名                                       |

(3) 代執行実施後の状況

|          |                                                                                                                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 実施の効果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな船舶の放置は見受けられない</li> <li>・ 既存の不法船舶のうち自主撤去する船舶が見られる</li> </ul>                                                |
| ② 代執行の課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者の高齢化に伴い維持困難な元漁船が増加しており、今後も簡易代執行対象となる所有者不明船の増加が予想される。</li> <li>・ 事前の防止策として、元漁船を対象とした保管場所の設置を検討中。</li> </ul> |

# ①対象船舶の記録

## 放置艇所有者情報

漁港施設名：諸磯船揚場  
番号:B-3 42

| 写真                                                                                |                      | 所有者情報等 |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------|-----|
|  | 船舶番号 (記入なし)          | 船名     | SFC |
|                                                                                   | 所有者名                 | 艇長(m)  |     |
|  | 艇幅(m)                | 艇深(m)  |     |
|                                                                                   | 船台                   | ×      | キール |
| 住所                                                                                |                      |        |     |
| 電話番号                                                                              |                      |        |     |
| 指導・対応・経緯                                                                          |                      |        |     |
| 平成 25年 8月 30日                                                                     | 告知書を掲示               |        |     |
| 平成 26年 5月 9日                                                                      | 警告書を貼付               |        |     |
| 平成 26年 7月 15日                                                                     | 簡易代執行により城ヶ島放置艇仮置場に移動 |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                          |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                          |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                          |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                          |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                          |                      |        |     |

## 放置艇所有者情報

漁港施設名：諸磯船揚場  
番号:B-1 1

| 写真                                                                                 |                      | 所有者情報等 |     |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------|-----|
|  | 船舶番号 235-13224       | 船名     | 神奈川 |
|                                                                                    | 所有者名                 | 艇長(m)  |     |
|  | 艇幅(m)                | 艇深(m)  |     |
|                                                                                    | 船台                   | ×      | キール |
| 住所                                                                                 |                      |        |     |
| 電話番号                                                                               |                      |        |     |
| 指導・対応・経緯                                                                           |                      |        |     |
| 平成 25年 8月 30日                                                                      | 告知書を掲示               |        |     |
| 平成 26年 5月 9日                                                                       | 警告書を貼付               |        |     |
| 平成 26年 7月 15日                                                                      | 簡易代執行により城ヶ島放置艇仮置場に移動 |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                           |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                           |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                           |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                           |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                           |                      |        |     |

## 放置艇所有者情報

漁港施設名：諸磯船揚場  
番号:B-3 14

| 写真                                                                                  |                      | 所有者情報等 |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------|-----|
|  | 船舶番号 (記入なし)          | 船名     |     |
|                                                                                     | 所有者名                 | 艇長(m)  |     |
|  | 艇幅(m)                | 艇深(m)  |     |
|                                                                                     | 船台                   | ×      | キール |
| 住所                                                                                  |                      |        |     |
| 電話番号                                                                                |                      |        |     |
| 指導・対応・経緯                                                                            |                      |        |     |
| 平成 25年 8月 30日                                                                       | 告知書を掲示               |        |     |
| 平成 26年 5月 9日                                                                        | 警告書を貼付               |        |     |
| 平成 26年 7月 15日                                                                       | 簡易代執行により城ヶ島放置艇仮置場に移動 |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                            |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                            |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                            |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                            |                      |        |     |
| 平成 年 月 日                                                                            |                      |        |     |

## 放置艇所有者情報

漁港施設名：諸磯船揚場  
番号:B-1 2

| 写真                                                                                   |                      | 所有者情報等 |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------|-------|
|  | 船舶番号 (記入なし)          | 船名     | 第一丸二丸 |
|                                                                                      | 所有者名                 | 艇長(m)  |       |
|  | 艇幅(m)                | 艇深(m)  |       |
|                                                                                      | 船台                   | ×      | キール   |
| 住所                                                                                   |                      |        |       |
| 電話番号                                                                                 |                      |        |       |
| 指導・対応・経緯                                                                             |                      |        |       |
| 平成 25年 8月 30日                                                                        | 告知書を掲示               |        |       |
| 平成 26年 5月 9日                                                                         | 警告書を添付               |        |       |
| 平成 26年 7月 15日                                                                        | 簡易代執行により城ヶ島放置艇仮置場に移動 |        |       |
| 平成 年 月 日                                                                             |                      |        |       |
| 平成 年 月 日                                                                             |                      |        |       |
| 平成 年 月 日                                                                             |                      |        |       |
| 平成 年 月 日                                                                             |                      |        |       |
| 平成 年 月 日                                                                             |                      |        |       |

②事前に貼付けを行った警告文

# 警 告

三崎漁港区域内の船揚場は、神奈川県東部漁港事務所の管理区域であり、全域が放置禁止区域に指定されています。

この船の所有者は平成 年 月 日までに船を撤去して下さい。

移動または撤去がされない場合は、漁港漁場整備法第 46 条第 3 項に基づき罰金が科せられるほか、漁港漁場整備法第 39 条の 2 に基づき強制的に撤去する場合もあります。(撤去に要する費用は所有者の負担となります。)

平成 年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長

問い合わせ先

漁港課

電話 046-882-1232

### ③撤去作業の様子

【職員による積卸し】

○撤去前 全景（諸磯 1 号船揚場）



撤去対象艇



撤去中



撤去後



【クレーンによる積卸し】

○撤去前 全景（名向船揚場）



撤去中



保管場所へ搬入。積み降ろし中



撤去対象艇



撤去後



積み降ろし完了。保管開始



#### ④県広報による公示

【代執行の措置を行うことを知らせる公告】

408 第 2589 号

神 奈 川 県 公 報

平成26年(2014年) 6月10日

【代執行の実施後の公告】

|                 |       |                                 |
|-----------------|-------|---------------------------------|
| 神奈川県知事 黒 岩 祐 治  |       | 東部漁港事務所長告示<br>神奈川県東部漁港事務所長告示第5号 |
| 1 道路の種類<br>一般国道 | 2 路線名 |                                 |

576 第 2607 号 神 奈 川 県 公 報 平成26年(2014年) 8月12日

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第5項の規定に基づき1に掲げる船舶を保管したので、所有者等に対し当該船舶を返還するため、同条第6項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年8月12日

神奈川県東部漁港事務所長 峯 村 徹 哉

1 保管した船舶

| 名称又は種類    | 形状等              | 数量 | 放置されていた場所 |
|-----------|------------------|----|-----------|
| 和船(漁船タイプ) | FRP製、船体白色、エンジンなし | 1隻 | 名向船揚場     |
| 和船(漁船タイプ) | FRP製、船体白色、エンジンなし | 1隻 | 名向船揚場     |
| 和船(漁船タイプ) | FRP製、船体白色、エンジンなし | 1隻 | 諸磯1号船揚場   |
| 和船(漁船タイプ) | FRP製、船体白色、エンジンなし | 1隻 | 諸磯1号船揚場   |
| 和船(漁船タイプ) | 鋼製、船体灰色、エンジンなし   | 1隻 | 諸磯2号船揚場   |

2 保管した船舶を除却した日時

平成26年7月15日 午前9時20分

3 保管した船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時

平成26年7月15日 午前9時50分

(2) 保管の場所

三浦市三崎町城ヶ島養老子  
城ヶ島放置艇置き場

4 保管した船舶の返還

(1) 受付場所

三浦市晴海町1の7  
神奈川県東部漁港事務所漁港課  
電話(046)882-1232

(2) 受付期間

平成26年8月12日から平成27年1月15日まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日まで及び平成27年1月2日を除く。

(3) 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 必要書類等

- ア 当該船舶の所有者等であることを示す書類等  
イ 印鑑

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成26年8月12日から同年12月12日までに知事に意見書を提出できます。

平成26年8月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社木村商店  
横須賀市鴨居3-11の7  
代表取締役 木村 忠昭

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ユニクロ横須賀大津店  
横須賀市大津町1-73の1ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ユニクロ  
山口県山口市佐山717の1  
代表取締役 柳井 正

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,005㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり  
97台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり  
計101台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置については、届出書に添付された図面のとおり  
91.42㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置については、届出書に添付された図面のとおり  
25.12㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時(年間休日5日は午前6時)  
閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

公 告

### ⑤保管場所（城ヶ島）

撤去船舶の一時保管場所として整備された城ヶ島仮置場。  
県有地を整地し、フェンスを設置したもの。



## 7. 簡易代執行の実施事例（高知県宇佐漁港）

|                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                       |                                                          |                  |                       |                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 水域名                                                                                                                                                                                    | 宇佐漁港                                                                                                                                                                                                  |                                                          | 担当部局             | 高知県中央西土木事務所維持管理課      |                                                       |
| 実施概要                                                                                                                                                                                   | 実施日                                                                                                                                                                                                   | 実施個所                                                     |                  | 対象船舶                  | 実施後状況                                                 |
|                                                                                                                                                                                        | ①平成 22 年<br>1 月 21 日                                                                                                                                                                                  | 宇佐 No.2 物揚場、環境施設用地、灰方護岸                                  |                  | PB（放置船）6 隻            | 自主撤去 1 隻<br>廃棄物処分 5 隻                                 |
|                                                                                                                                                                                        | ②平成 24 年<br>7 月 23 日                                                                                                                                                                                  | 船舶保管施設用地（橋田）新町-4.0m 岸壁取合護岸背後（新町）船揚場前水域（灰方）               |                  | PB（放置船）6 隻            | 廃棄物処分 5 隻                                             |
|                                                                                                                                                                                        | ③平成 25 年<br>7 月 30 日                                                                                                                                                                                  | 堂ノ浦防潮堤、鍋烏頭船溜、橋田漁具倉庫用地、宇佐内岸壁、宇佐臨港道路、など                    |                  | PB（放置船）23 隻、放置自動車 1 台 | 自主撤去 1 隻<br>FRP リサイクル処理 19 隻<br>所有者判明執行停止 3 隻、保管中 1 台 |
|                                                                                                                                                                                        | ④平成 26 年<br>8 月 29 日                                                                                                                                                                                  | 宇佐 No.2 物揚場、橋田東船溜船、宇津賀船溜、白鷺（大崎護岸）、萩谷川河口船溜、井の尻-3.0 メートル泊地 |                  | PB（放置船）6 隻            | 自主撤去 1 隻<br>FRP リサイクル処理 5 隻                           |
| 位置図及び対象船舶写真                                                                                                                                                                            | <div><p>船揚場前水域（灰方）の大型船</p></div> |                                                          |                  |                       |                                                       |
|                                                                                                                                                                                        | 実施の経緯、背景                                                                                                                                                                                              |                                                          |                  |                       |                                                       |
| 各土木事務所が、定期的にパトロールを実施し、船舶の航行障害、波浪・高潮・津波・洪水時の流出による被害、油の流出など、対策の緊急性から優先度を設定し、不法船舶を把握。代執行実施予定を県に要望し、その中から年度当初に設定された予算の範囲で県内 27 漁港全体で計画的に実施。①沈船化しそうなもの、②津波等災害対策の観点から必要なものなど緊急度の高いものが優先的に実施。 |                                                                                                                                                                                                       |                                                          |                  |                       |                                                       |
| 禁止区域                                                                                                                                                                                   | 海域、陸域ともに放置等禁止区域指定済み                                                                                                                                                                                   |                                                          |                  |                       |                                                       |
| 手続き及び日程<br>※②場合                                                                                                                                                                        | 指示書、撤去依頼文貼付                                                                                                                                                                                           |                                                          | 不明               |                       |                                                       |
|                                                                                                                                                                                        | 勧告書、警告書貼付                                                                                                                                                                                             |                                                          | 平成 26 年 7 月 24 日 |                       |                                                       |
|                                                                                                                                                                                        | 措置を行う公告                                                                                                                                                                                               |                                                          | 平成 26 年 8 月 15 日 |                       |                                                       |
|                                                                                                                                                                                        | 簡易代執行の実行                                                                                                                                                                                              |                                                          | 平成 26 年 8 月 29 日 |                       |                                                       |
|                                                                                                                                                                                        | 実施後の公告、保管の公示                                                                                                                                                                                          |                                                          | 不明               |                       |                                                       |
|                                                                                                                                                                                        | 廃棄処分                                                                                                                                                                                                  |                                                          | 平成 27 年 3 月 12 日 |                       |                                                       |
|                                                                                                                                                                                        | 公示方法                                                                                                                                                                                                  |                                                          |                  |                       |                                                       |
| 費用                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                       | 撤去・運搬                                                    | 保管               | 処分                    | 合計                                                    |
|                                                                                                                                                                                        | ①                                                                                                                                                                                                     | —                                                        | —                | —                     | 112,140 円                                             |
|                                                                                                                                                                                        | ②                                                                                                                                                                                                     | —（4m 超大型船のクレーンによる引揚げ含む）                                  | —                | —                     | 9,359,700 円                                           |
|                                                                                                                                                                                        | ③                                                                                                                                                                                                     | —                                                        | —                | —                     | 5,930,400 円                                           |
|                                                                                                                                                                                        | ④                                                                                                                                                                                                     | —                                                        | —                | —                     | 3,316,680 円                                           |
| 保管場所                                                                                                                                                                                   | 現地保管                                                                                                                                                                                                  |                                                          | 体制               | 職員 2 名                |                                                       |
| 実施の効果                                                                                                                                                                                  | ・新たな放置船舶発生の抑制                                                                                                                                                                                         |                                                          |                  |                       |                                                       |
| 代執行の課題                                                                                                                                                                                 | ・自主撤去も所有者不明のままのため、費用の回収は出来ていない。<br>・現在、行政代執行予定の所有者判明の不法船舶が 13 隻あるが、所有者が生活保護者や死亡者などのため実施しにくい状況である。所有者不明船に対する簡易代執行を優先的に実施することとなる。<br>・沈船や大型船はクレーンによる引揚げや潜水土の使用など費用が大きくなるため、未然に防止することが大事である。             |                                                          |                  |                       |                                                       |

(1) 代執行実施前の取組み

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①実施の経緯、背景     | 各土木事務所が、定期的にパトロールを実施し、船舶の航行障害、波浪・高潮・津波・洪水時の流出による被害、油の流出など、対策の緊急性から優先度を設定し、不法船舶を把握。代執行実施予定を県に要望し、その中から年度当初に設定された予算の範囲で県内 27 漁港全体で計画的に実施される。①沈船化しそうなもの、②津波等災害対策の観点から必要なものなど緊急度の高いものが優先的に実施される。                                                                                                                       |
| ②放置等禁止区域の指定   | 平成 12 年の漁港漁場整備法改正に基づき、海域、陸域ともに放置等禁止区域に指定済み。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ③関係者による協力体制   | 高知県出先機関の中央西土木事務所（維持管理課維持管理第一班）を中心に執行体制がとられた。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ④事前の指導、命令など   | 簡易代執行の手続きに則り、撤去依頼文の貼付、簡易代執行により撤去する旨の警告書の貼付等を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑤船舶所有者の確認     | 小型船舶検査機構への船舶検査番号照会により確認                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ⑥組織内部の合意形成、課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の経緯のとおり、各土木事務所が、定期的にパトロールを実施し、不法船舶を把握。代執行実施予定を県に要望し、その中から県内 27 漁港全体で計画的に実施されており、県内全体として組織的に行われているため、合意形成等の問題はない。</li> <li>・保管期間が 6 ヶ月かかるため、年度内に処分まで行うために代執行実施時期は 7 月、8 月頃行うようなスケジュールとなる。</li> <li>・撤去費用は、県の南海トラフ地震対策の関連予算の中で確保した。<br/>細目事業名：沈廃船等緊急処理委託料（管理諸費）</li> </ul> |

(2) 代執行の手続きと日程及び費用

| 対象船舶                                 |          | ①PB (放置船)<br>6 隻     | ②PB (放置船)<br>6 隻     | ③PB (放置船)<br>23 隻、放置自<br>動車 1 台 | ④PB (放置船)<br>6 隻    |
|--------------------------------------|----------|----------------------|----------------------|---------------------------------|---------------------|
| ①<br>手<br>続<br>き<br>及<br>び<br>日<br>程 | 撤去依頼文貼付  | 平成 21 年 9 月<br>11 日  | 不明                   | 不明                              | 不明                  |
|                                      | 警告書貼付    | 平成 21 年 11<br>月 12 日 | 平成 24 年 6 月<br>1 日   | 平成 25 年 6 月<br>5 日              | 平成 26 年 7 月<br>24 日 |
|                                      | 措置を行う公告  | 平成 21 年 12<br>月 11 日 | 平成 24 年 6 月<br>19 日  | 平成 25 年 7 月<br>16 日             | 平成 26 年 8 月<br>15 日 |
|                                      | 簡易代執行の実行 | 平成 22 年 1 月<br>21 日  | 平成 24 年 7 月<br>23 日  | 平成 25 年 7 月<br>30 日             | 平成 26 年 8 月<br>29 日 |
|                                      | 廃棄処分     | 不明                   | 平成 25 年 12<br>月 21 日 | 平成 26 年 3 月<br>7 日              | 平成 27 年 3 月<br>12 日 |
|                                      | 公示方法     | 高知県広報                | 高知県広報                | 高知県広報                           | 高知県広報               |

| 対象船舶    |       | ①PB (放置船)<br>6 隻   | ②PB (放置船)<br>6 隻               | ③PB (放置船)<br>23 隻、放置自<br>動車 1 台 | ④PB (放置船)<br>6 隻              |
|---------|-------|--------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| ②<br>費用 | 撤去、運搬 | —                  | — (大型係留船<br>のクレーンによ<br>る引揚げ含む) | —                               | —                             |
|         | 保管    | —                  | —                              | —                               | —                             |
|         | 処分    | —                  | —                              | —                               | —                             |
|         | 合計    | 112,140 円          | 9,359,700 円                    | 5,930,400 円                     | 3,316,680 円                   |
| ③保管場所   |       | 宇佐町汐浜              | 現地保管                           | 現地保管                            | 現地保管                          |
| ④処分方法   |       | 自主撤去 1 隻<br>廃棄 5 隻 | 廃棄 5 隻                         | 自主撤去 1 隻<br>FRP リサイク<br>ル 19 隻  | 自主撤去 1 隻<br>FRP リサイク<br>ル 5 隻 |
| ⑤請負業者   |       | 一般土木・産<br>廃業者      | 一般土木・産<br>廃業者                  | 港湾・漁港関<br>連土木業者                 | 一般土木業者                        |
| ⑥体制     |       | 職員 2 人             | 職員 2 人                         | 職員 2 人                          | 職員 2 人                        |

### (3) 代執行実施後の状況

|         |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①実施の効果  | ・ 新たな放置船舶発生の抑制                                                                                                                                                                                                                                            |
| ②代執行の課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主撤去も所有者不明のままのため、費用の回収は出来ていない</li> <li>・ 現在、行政代執行予定の所有者判明の不法船舶が 13 隻あるが、所有者が生活保護者や死亡者などのため実施しにくい状況である。所有者不明船に対する簡易代執行を優先的に実施することとなる。</li> <li>・ 沈船や大型船はクレーンによる引揚げや潜水土の使用など費用が大きくなるため、未然に防止することが大事である。</li> </ul> |

①対象船舶

※簡易代執行②の対象船舶一覧例

処理船舶一覧

| 整理番号 | 名称       |    | 種類<br>形状                          | 放置場所※<br>(保管施設) | 写真                                                                                   |
|------|----------|----|-----------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 船舶番号     | 船名 |                                   |                 |                                                                                      |
| 21   | 282-5451 | 不明 | FRP船<br><br>長さ<br>6m<br>幅<br>1.5m | 土佐市宇佐町<br>萩谷川河口 |    |
| 22   | 282-5647 | 不明 | FRP船<br><br>長さ<br>6m<br>幅<br>1.5m | 土佐市宇佐町<br>萩谷川河口 |   |
| 23   | 不明       | 不明 | FRP船<br><br>長さ<br>7m<br>幅<br>1.5m | 土佐市宇佐町<br>萩谷川河口 |  |
| 24   | 不明       | 不明 | FRP船<br><br>長さ<br>4m<br>幅<br>1.2m | 土佐市宇佐町<br>萩谷川河口 |  |

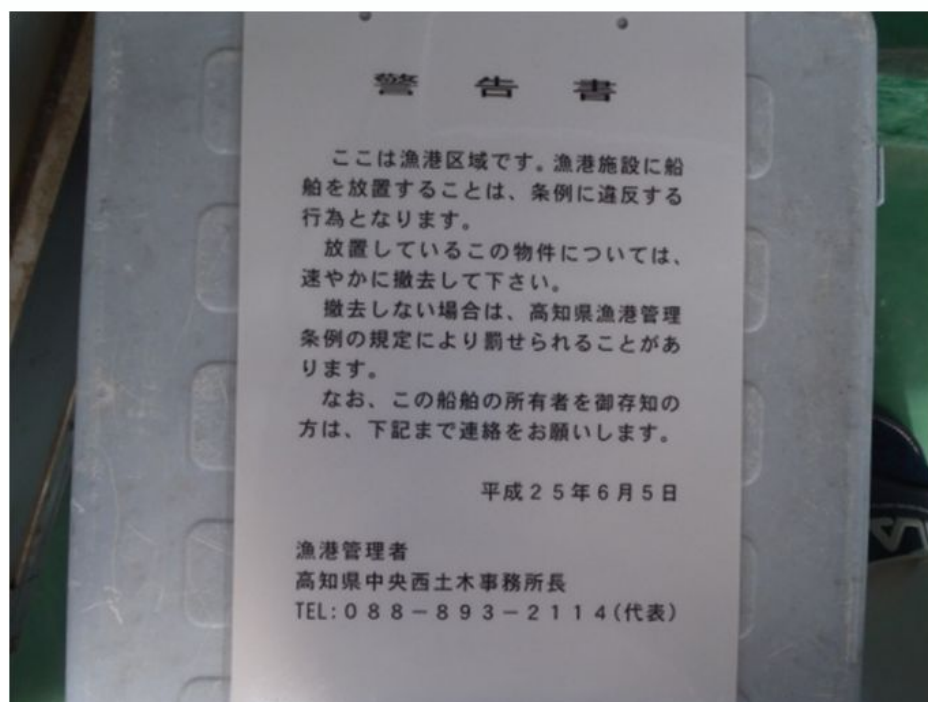
FRPリサイクルによる処理  
所有者判明のため執行停止  
所有者不明のまま自主撤去  
保管中

19隻  
3隻  
1隻  
1台

| 施港番号    | 種別  | 所管 | 事業主体 | 管理者 | 施行場所        |
|---------|-----|----|------|-----|-------------|
| 4230020 | 第3種 | 本土 | 高知県  | 高知県 | 高知県土佐市宇佐町宇佐 |

|     |       |
|-----|-------|
| 高潮上 | +4.10 |
| 高潮下 | +1.50 |
| 中潮上 | +     |
| 中潮下 | +1.40 |
| 低潮上 | 0.00  |
| 低潮下 | -1.50 |

|       |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|
| 県庁所在地 | 高知市 |     |     |
| 県庁所在地 | 高知市 | 高知市 | 高知市 |
| 県庁所在地 | 高知市 | 高知市 | 高知市 |
| 県庁所在地 | 高知市 | 高知市 | 高知市 |
| 県庁所在地 | 高知市 | 高知市 | 高知市 |



③代執行実施を知らせる告示（高知県広報 平成24年6月19日[火] 第9449号）

| <p>厚生年金高知リハビリテーション病院施設的全機場及び敷地</p> <p>4 争議行為の概要</p> <p>3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。</p> <p>~~~~~</p> <p>毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。</p> <p>平成24年6月19日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間</p> <table><tr><th>試験事項</th><th>日時</th><th>場所</th><th>願書提出期間</th></tr><tr><td>1 筆記試験<br/>(1) 毒物及び劇物に関する法規<br/>(2) 基礎化学<br/>(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法</td><td>平成24年8月28日(火)午後1時30分から午後3時まで</td><td>高知市永国寺町5番15号<br/>高知県立大学<br/>永国寺キャンパス</td><td>平成24年7月13日(金)から同月27日(金)までの日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける(郵送による場合は、平成24年7月27日付けの消印のあるものまで受け付ける。)</td></tr><tr><td>2 実地試験<br/>毒物及び劇物の識別及び取扱方法(実地試験は、記述式の方法による。)</td><td>平成24年8月28日午後3時30分から</td><td></td><td></td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                           |                              |                                    |                                                                                                                                                 | 試験事項 | 日時 | 場所 | 願書提出期間 | 1 筆記試験<br>(1) 毒物及び劇物に関する法規<br>(2) 基礎化学<br>(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法 | 平成24年8月28日(火)午後1時30分から午後3時まで | 高知市永国寺町5番15号<br>高知県立大学<br>永国寺キャンパス | 平成24年7月13日(金)から同月27日(金)までの日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける(郵送による場合は、平成24年7月27日付けの消印のあるものまで受け付ける。) | 2 実地試験<br>毒物及び劇物の識別及び取扱方法(実地試験は、記述式の方法による。) | 平成24年8月28日午後3時30分から |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|--------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------|--|--|
| 試験事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 日時                           | 場所                                 | 願書提出期間                                                                                                                                          |      |    |    |        |                                                                    |                              |                                    |                                                                                                                                                 |                                             |                     |  |  |
| 1 筆記試験<br>(1) 毒物及び劇物に関する法規<br>(2) 基礎化学<br>(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成24年8月28日(火)午後1時30分から午後3時まで | 高知市永国寺町5番15号<br>高知県立大学<br>永国寺キャンパス | 平成24年7月13日(金)から同月27日(金)までの日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける(郵送による場合は、平成24年7月27日付けの消印のあるものまで受け付ける。) |      |    |    |        |                                                                    |                              |                                    |                                                                                                                                                 |                                             |                     |  |  |
| 2 実地試験<br>毒物及び劇物の識別及び取扱方法(実地試験は、記述式の方法による。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成24年8月28日午後3時30分から          |                                    |                                                                                                                                                 |      |    |    |        |                                                                    |                              |                                    |                                                                                                                                                 |                                             |                     |  |  |
| <p>では、外国人登録原票記載事項証明書又は国籍が記載された住民票（発行の日から6月以内のものに限る。）</p> <p>(3) 写真（出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。）</p> <p>3 受験手数料</p> <p>10,500円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）</p> <p>4 願書の提出先</p> <p>高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）<br/>高知県健康政策部医事業務課</p> <p>5 その他</p> <p>詳細については、高知県健康政策部医事業務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。</p> <p>なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。</p> <p>~~~~~</p> <p>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。</p> <p>平成24年6月19日</p> <p>宇佐漁港漁港管理者 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量</p> <p>(1) 土佐市宇佐町楠田 宇佐漁港船舶保管施設用地<br/>FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長10.0メートル、船幅2.0メートル）</p> <p>(2) 土佐市宇佐町新町 宇佐漁港新町-4.0メートル岸壁取合護岸背後<br/>FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長10.0メートル、船幅2.0メートル）<br/>FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.0メートル、船幅2.0メートル）</p> <p>(3) 須崎市浦ノ内仄方 宇佐漁港船揚場前水域<br/>FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長20.0メートル、船幅3.0メートル）<br/>FRP船2隻（船名及び船舶番号不明、船長6.0メートル、船幅1.2メートル）</p> <p>2 所有者の行うべき措置</p> <p>工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならぬ。</p> <p>3 漁港管理者の措置</p> <p>宇佐漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。</p> |                              |                                    |                                                                                                                                                 |      |    |    |        |                                                                    |                              |                                    |                                                                                                                                                 |                                             |                     |  |  |
| <p>なお、保管後に所有者が判明した場合は、漁港漁場整備法第39条の2第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の撤去及び保管に要した費用を請求するものとする。</p> <p>-----</p> <p>公営企業局管理規程</p> <p>-----</p> <p>香南工業用水道運転保守規程を次のように定める。</p> <p>平成24年6月19日</p> <p>高知県公営企業局長 安岡 俊作</p> <p>高知県公営企業局管理規程第15号</p> <p>香南工業用水道運転保守規程</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条-第3条）</p> <p>第2章 運転（第4条-第8条）</p> <p>第3章 保守（第9条-第14条）</p> <p>第4章 事故対策（第15条-第22条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるもののほか、香南工業用水道施設（以下「施設」という。）の運転及び保守について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「運転」とは施設の中央監視室、中央ポンプ場、取水井、接合井、配水池及び管路における機器の操作（当該操作に付随して行う業務を含む。）を、「保守」とは施設の維持管理のために行う定期又は臨時の点検手入れ作業（当該作業に付随して行う業務を含む。）をいう。</p> <p>(運転及び保守の原則)</p> <p>第3条 運転及び保守は、公共及び従事者の安全を優先条件として、需要者に計画量の工業用水を供給することを原則とする。</p> <p>第2章 運転</p> <p>(機器の操作)</p> <p>第4条 送水ポンプ、取水ポンプ及びこれらの関連機器の操作は、自動及び手動の操作機能を有するものについては、自動操作によることを原則とする。</p> <p>2 総合制御所（高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第2条に規定する高知県公営企業局総合制御所をいう。）の長（以下「所長」という。）は、機器の操作に当たっては、あらかじめ表示装置の確認その他安全に関する処置等について指示しておかなければならない。</p> <p>(送水ポンプの均等運転)</p> <p>第5条 所長は、特別の場合を除き、各送水ポンプの月間運転時間をほぼ均等となるようにしなければならない。</p>      |                              |                                    |                                                                                                                                                 |      |    |    |        |                                                                    |                              |                                    |                                                                                                                                                 |                                             |                     |  |  |

## 8. 行政代執行の実施事例（東京都築地川）

平成 25 年 6 月に東京都中央区築地川において、東京都により河川の適正化（不法係留船などの除去）を図るために実施された行政代執行について、実施の背景、実施前の取り組み、実施内容（体制、手続き、工程）、実施後の状況を以下に取りまとめる。

築地川は、浜離宮恩賜庭園と築地市場に接する、延長 750m の二級河川である。

この築地川を拠点にマリナー営業を行っていた事業者団体により、栈橋などの係留施設やアクセス階段などの工作物が設置され、事業者や施設利用者の船舶が 70 隻以上係留されるなど、長く不法占用されていた。そのため、東京都は、当該河川の適正化（不法係留船舶などの除却）を図るため、行政代執行を実施した。

### （１）行政代執行等を実施した背景

平成 20 年 6 月、築地川の適正化を求める地元自治会からの請願が都議会本会議において全会一致で採択されたことを受け、東京都は築地川の適正化に本格的に着手した。

築地川は区管理河川のため、河川管理者である中央区と連携し、警告活動や事業者との話し合いを繰り返し行い、是正指導を強化した。船舶の移動先として、既存の新中川暫定係留保管施設（江戸川区）や東京夢の島マリナー（江東区）のほか、平成 23 年度に新設した 7 号地貯木場跡係留保管施設（江東区）を提示し、自主移動を促してきた。

さらに、整備中の環状 2 号線の仮設道路として、築地市場搬入路の拡幅・補強工事が予定されていたが、川側からの施工を要することから、工事着手のためには河川区域内の不法物件が支障となっていた。そこで、現場着工までに適正化を完了する必要がある、適正化期限を平成 25 年 6 月末に設定した。

是正指導や係留保管施設の斡旋などの措置により、大半の船舶は自主移動したものの、一部の船舶や栈橋などの工作物が残されたため、平成 25 年 6 月 26 日から 28 日にかけて、行政代執行による撤去を実施した。



築地川の位置図（赤囲み）

JR 新橋駅に近く浜離宮恩賜庭園脇を流れている。

## （２）行政代執行実施前の取り組み

|                        |                                                                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放置等禁止区域の指定             | 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例（係留保管適正化条例）に基づき、築地川を重点適正化区域（放置等禁止区域）に指定した。                                                                                                |
| 関係者による協力体制             | 東京都の出先機関の第一建設事務所、中央区、所轄警察署、海上保安庁による連携が行われた。                                                                                                                   |
| 指導、命令など                | 河川法、行政代執行法及び前述の係留保管適正化条例に基づき、文書送付や個別折衝を行うとともに、警告書等を船舶、工作物に貼付し、撤去を促した。                                                                                         |
| 所有者の確認                 | 栈橋は事業者団体のものと判明。船舶は、JCI（日本小型船舶検査機構）に船舶番号を照会し、所有者を確認した。                                                                                                         |
| 行政代執行等に踏み切る際の組織内部の合意形成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環状２号線の整備推進は都の最重要施策であったため、内部の合意はスムーズに運んだ。</li> <li>・上記により、期限までの撤去が必須であったため、行政代執行等に伴う費用の予算確保に関し、特段問題は生じなかった。</li> </ul> |

## （３）行政代執行の実施

|                |                                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代執行等の実施日       | 平成 25 年 6 月 26 日～28 日                                                                            |
| 撤去した船舶         | 19 隻（所有者判明船舶 6 隻、所有者不明船舶 13 隻）。所有者判明船舶は、係留保管適正化条例に基づき移動・保管した。所有者不明船舶は、財産価値なしと判断されたため、廃棄物として処分した。 |
| 撤去した工作物        | 浮栈橋 2 基。所有者が判明していることから、行政代執行法に基づき、移動・保管した。                                                       |
| 撤去費用           | 約 2,800 万円                                                                                       |
| 代執行等に要した人員（態勢） | 東京都建設局河川部と出先の事務所合わせた延べ 82 名のほか、中央区、警察、海上保安庁の職員が出動した。                                             |
| 撤去作業の請負業者      | 一般土木工事として、撤去、移動、解体等を請負業者に発注した。                                                                   |
| 一時保管場所         | 港湾局所管の水面貯木場跡地（江東区）に保管した。                                                                         |
| 船舶の保管費用        | 1 隻当たりの請求費用は、約 57 万円（流出防止のオイルフェンスの初期費用として算出した金額）。                                                |
| 船舶の保管日数        | 係留保管適正化条例により 6 カ月間（その期間を過ぎた場合、係留保管適正化条例に基づき都が処分できる）。                                             |
| 船舶の返還          | 所有者判明船舶 6 隻すべて、所有者からの返還請求はない（撤去及び保管費用は未納）。                                                       |
| 船舶の処分方法        | 上記の所有者判明船舶 6 隻のうち、5 隻は廃棄。残り 1 隻は売却を予定したが、保管費用が評価額を上回るため、廃棄処分した。                                  |
| 船舶の処分費         | 6 隻の廃棄処分費用は、約 400 万円                                                                             |

#### （４）築地川における行政代執行の作業状況



移動を促す警告看板



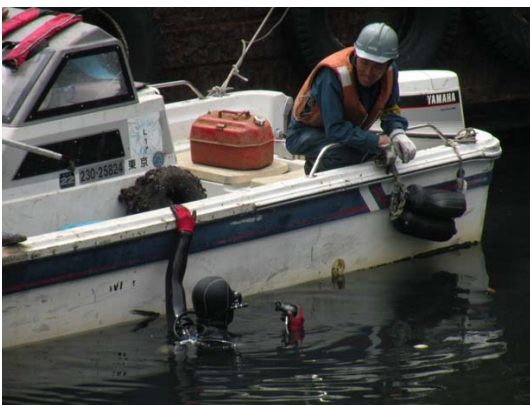
行政代執行中の工事看板



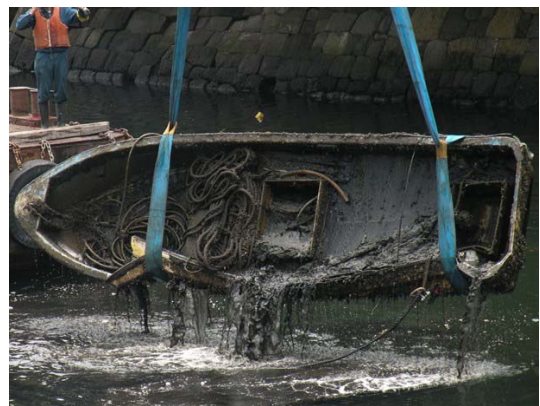
クレーン付台船による  
鋼製栈橋の撤去状況



台船に積まれた鋼製栈橋と  
ボート（写真奥）



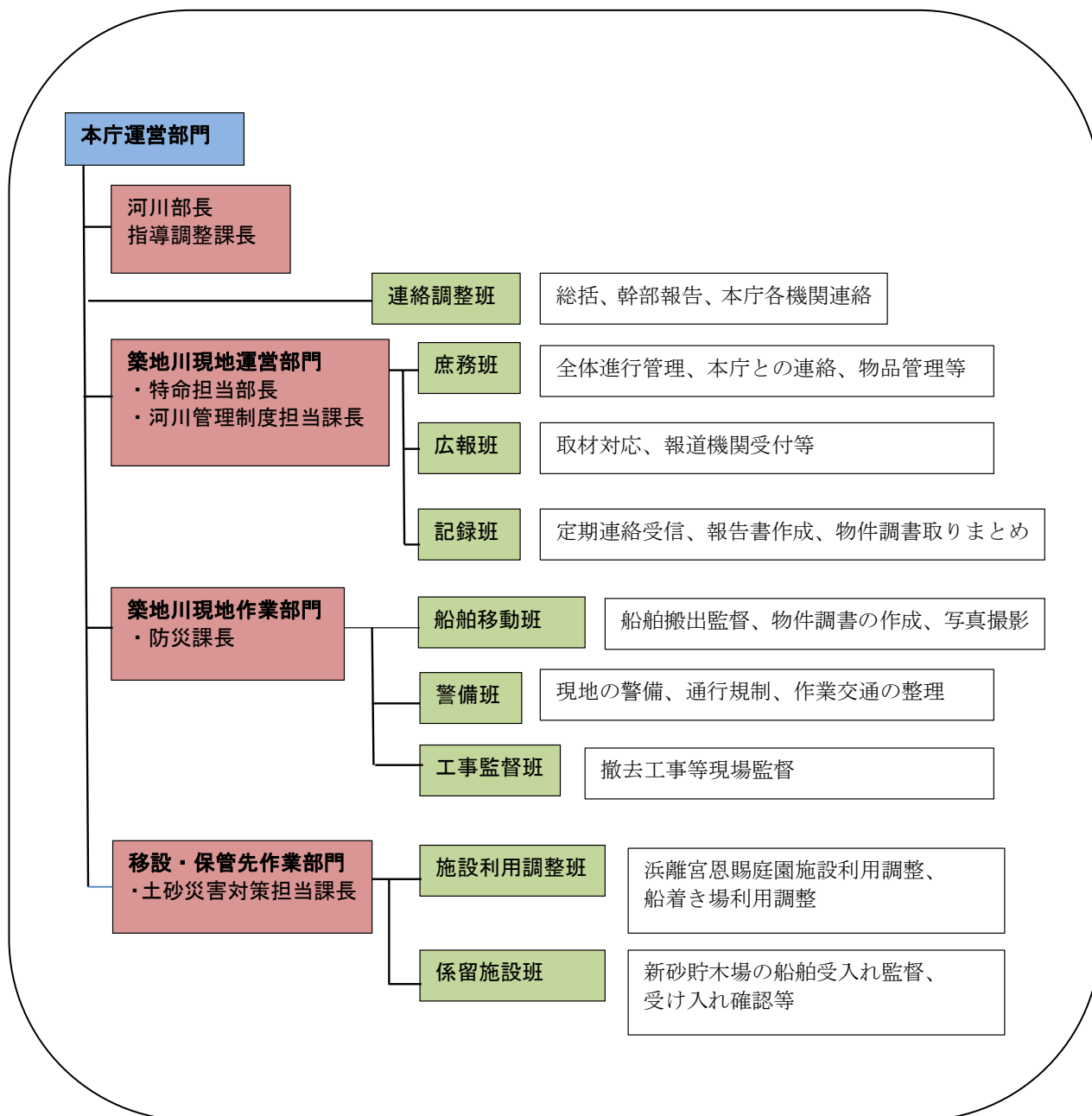
ダイバーによる作業状況



引き揚げられた沈船（小型ボート）

## （５）実施体制

東京都建設局河川部長を代執行責任者として、４部門、９班体制で実施された。  
実施に動員された人員は、３日間、延べ８２名だった。

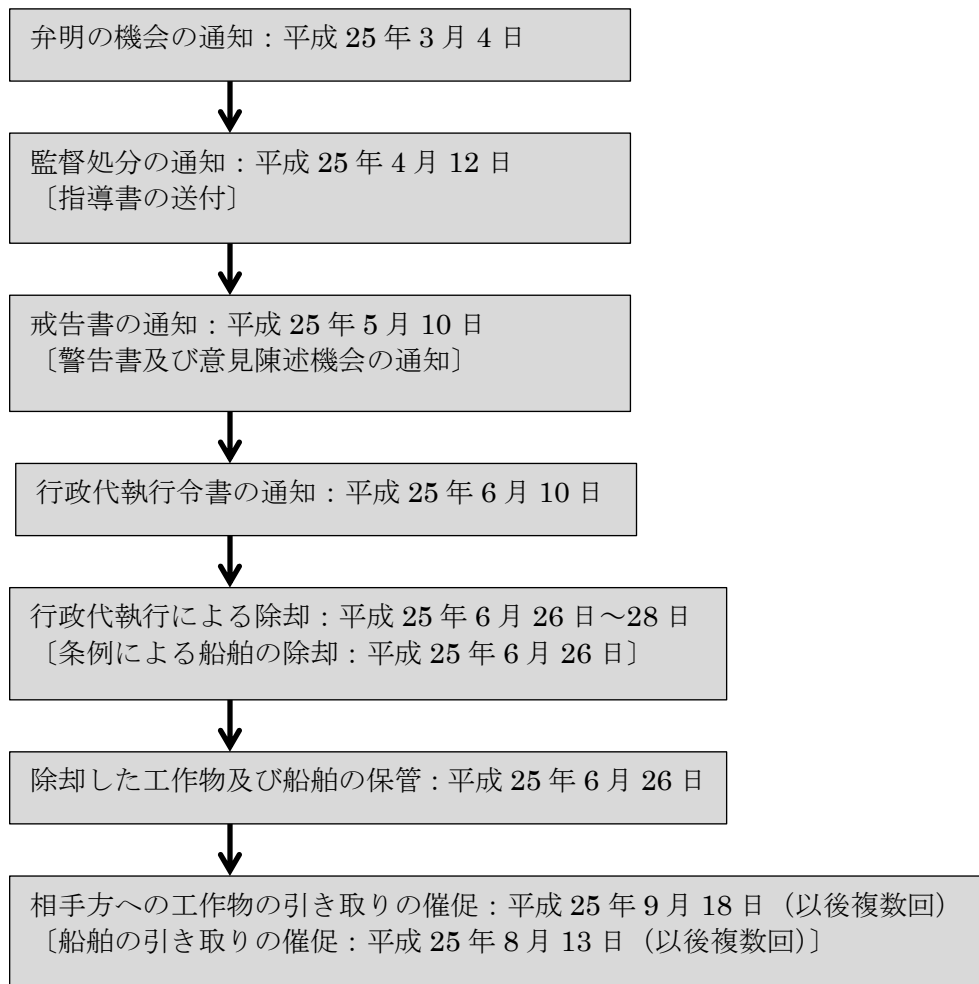


築地川における行政代執行の実施体制

(6) 行政代執行法に基づく行政代執行の手続き

| 手 続 き       | 対 応                   | 履行期限   |
|-------------|-----------------------|--------|
| ①初期対応       | 状況の調査、是正措置            |        |
| ②弁明の機会の付与   | 行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号 |        |
| ③監督処分 of 通知 | 河川法第 75 条第 1 項        | 1 カ月程度 |
| ④戒告書の通知     | 行政代執行法第 3 条第 1 項      | 1 カ月程度 |
| ⑤代執行令書の通知   | 行政代執行法第 3 条第 2 項      | 1 カ月程度 |
| ⑥行政代執行による除却 | 行政代執行法第 2 条           |        |

(7) 築地川における行政代執行の工程



※〔 〕内は「係留保管適正化条例に基づく手続き」を表す。

築地川における行政代執行のフロー

# （８）行政代執行実施後の状況

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原状回復        | 不法工作物はすべて撤去され、築地川は原状回復された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新たな不法工作物の設置 | 築地川の入り口にオイルフェンスを張り、船舶の侵入と係留を防いでいる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 行政代執行等の課題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政代執行において保管した物件の処分が困難（船舶については、係留保管適正化条例に処分規定あり）。</li> <li>・不法船舶が多数存在する場合、船舶の自主移動及び代執行物件の一時保管場所の確保が難しい（今回の場合は、港湾局所管の水面貯木場跡地の使用で対応できた）。</li> <li>・代執行は大がかりな業務になるため、日常業務を行いながら、執行体制をどう組み立てるかが大きな課題。</li> <li>・費用請求や保管船舶の処分など、実施後の業務が煩雑。</li> <li>・廃棄物と認定するための、財産価値の判断基準の明確化が必要。</li> <li>・行政代執行は相手方に不利益を与える行為であるため、実施にあたっては、不法物件を放置しておくことが著しく公益に反すると認められる相応の理由が必要（公共工事の支障となるなど）。</li> </ul> |



代執行後の築地川



ボートの侵入防止のため  
河口付近に敷設されたフェンス

## 9. 海上保安部との連携事例（広島県草津漁港）

|              |                                                                                                                                                                                                                                                 |         |                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------|
| 水域名          | 草津漁港                                                                                                                                                                                                                                            | 担当部局    | 広島県広島港湾振興事務所港営課、広島海上保安部 |
| ①実施内容        | 放置艇の取締、検挙                                                                                                                                                                                                                                       |         |                         |
| ②実施概要        | 実施日                                                                                                                                                                                                                                             | 実施個所    | 対象船舶                    |
|              | 平成 24 年 3 月 21 日                                                                                                                                                                                                                                | 草津漁港内水域 | 船舶 1 隻                  |
| ③位置図及び対象船舶写真 |                                                                                                                                                               |         |                         |
| ④実施の経緯、背景    | <p>草津漁港内における不法係留船に対し、再三の撤去指導や撤去命令にもかかわらず、改善が見られなかったことから、八戸港（青森県）での一斉検挙を先行事例として、平成 20 年に広島港内で行った取締り事例を参考に、海上保安部への働きかけを実施した。また、草津漁協からの強い依頼があった。</p> <p>漁港漁場整備法と港則法とで連携して対策を行うことが効果的であること、また警察機関である海上保安部からの措置のほうが効果的と考えたため、海上保安部への取締り要請に踏み切った。</p> |         |                         |
| ⑤禁止区域        | 平成 19 年 10 月 1 日 放置等禁止区域を指定                                                                                                                                                                                                                     |         |                         |
| ⑥啓発活動、行政指導   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶検査番号の確認、小型船舶検査機構への照会により所有者確認</li> <li>・文書の送付と船舶への貼付、看板の設置、ホームページへの掲示</li> </ul>                                                                                                                       |         |                         |
| ⑦警察機関との調整内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知文書の調整、対象者の選別、これまでの経緯など調査結果を提出した。</li> <li>・放置艇の簡易代執行の立ち合いや「広島湾地域プレジャーボート等対策連絡協議会」のメンバーとして、日常的に海上保安部との協力関係を持っていた。</li> </ul>                                                                           |         |                         |
| ⑧手続き及び日程     | <p>平成 23 年 10 月 13 日 勧告書送付</p> <p>平成 23 年 12 月 1 日 弁明通知書送付</p> <p>平成 24 年 1 月 11 日 撤去命令書送付</p> <p>— 戒告書</p> <p>平成 24 年 3 月 21 日 海保への取締り要請 → 検挙</p> <p>（勧告書の送付から 5 ヶ月後）</p>                                                                      |         |                         |
| ⑨実施の効果       | 放置艇の取締 2 隻、うち検挙 1 隻                                                                                                                                                                                                                             |         |                         |
| ⑩実施後の状況      | 検挙後、船舶は自主撤去された。その後不法係留船は発生していない。管理者が定期的に見回りを実施し、再発防止に努める。                                                                                                                                                                                       |         |                         |
| ⑪課題          | 証拠として使用するため膨大な量の資料を提出する必要がある。                                                                                                                                                                                                                   |         |                         |

### ① 放置等禁止区域の指定案内の看板

草津漁港は、平成 19 年 10 月 1 日、放置等禁止区域に指定された。



### ② 放置船舶の状況



③海上保安部への取締り依頼書

海上保安部への取締り依頼書は以下のとおりである。

広 港 第 6 0 8 1 号  
平成 2 4 年 3 月 2 1 日

広 島 海 上 保 安 部 長 様

広島県広島港湾振興事務所長

〒734-0011 広島市南区宇品海岸二丁目 23-53

港 営 課



第三種漁港草津漁港における不法係留船舶の取締りについて(依頼)

県の港湾・漁港行政については、平素から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県は、関係管理者と連携し、広島湾域における放置艇・不法係留船舶対策を推進しているところです。

漁港漁場整備法第39条第5項の規定に違反する不法係留船舶の所有者に対しては、監督指導を行い、不法係留船舶の解消に努めておりますが、別紙のとおり度重なる監督指導に対しても、未だに是正されず不法係留されたままの船舶を確認しております。

県においても引き続き放置艇・不法係留船舶対策を進めてまいりますが、貴職におかれましても、これらの放置艇・不法係留船舶に対する取締り方よろしくお願いいたします。

担当 管理第二係  
電話 (082)251-7145(ダイヤルイン)  
(担当者 濱正・中村)

## 10. 地域における協議会組織の事例（神奈川県三崎漁港）

|                    |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |        |
|--------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 都道府県名              |      | 神奈川県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 水域名 | 三崎漁港区域 |
| 担当部局名              |      | 神奈川県環境農政局東部漁港事務所漁港課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |        |
| ① 組織<br>の概要        | 組織名称 | 三崎漁港漂流物対策検討委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |        |
|                    | 発足年月 | 平成 24 年 9 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |        |
|                    | 構成機関 | 神奈川県環境農政局東部漁港事務所、神奈川県環境農政局水・緑部水産課、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター、神奈川県三崎警察署、海上保安庁横須賀海上保安部、三浦市、みうら漁業協同組合、城ヶ島漁業協同組合、諸磯漁業協同組合、三崎町区長会、西野区長会、海南区長会、花暮区長会                                                                                                                                                                                            |     |        |
| ②設置目的、組織化の<br>背景   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・もともとは、「三崎漁港放置艇対策協議会」として発足し、放置艇を対象に情報交換を行っていたが、放置艇対策の目的を漁港の不適正利用の是正から、災害時の漂流物の一つとみなし防災・減災計画に位置付けることとし、「三崎漁港漂流物対策検討会」と改称した。</li> <li>・そのため、放置艇をはじめとする漂流物対策として漁港防災を中心的視点として、放置艇対策の現状や課題、取り組み状況などの情報共有を図る。</li> </ul>                                                                          |     |        |
| ③過去 2 年の主な活動<br>内容 |      | <p>平成 25 年 5 月 30 日 第 3 回三崎漁港放置艇対策協議会作業部会</p> <p>平成 25 年 7 月 2 日 第 4 回三崎漁港放置艇対策協議会</p> <p>平成 25 年 9 月 30 日 第 4 回三崎漁港放置艇対策協議会作業部会</p> <p>平成 26 年 3 月 27 日 第 5 回三崎漁港放置艇対策協議会</p> <p>平成 26 年 8 月 26 日 第 1 回三崎漁港漁業地域防災協議会（防災協議会の分科会として放置艇対策協議会を再編することを決定）</p> <p>平成 27 年 1 月 14 日 第 1 回三崎漁港放置艇対策検討委員会（同委員会を三崎漁港漂流物対策検討会に改称することを決定）</p> |     |        |
| ④組織の活動による成<br>果    |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港をはじめとする利用者、管理者、警察関係者等で情報共有を図り、放置艇対策の取り組みが推進しやすくなる。</li> <li>・放置艇対策を減災計画としての位置づけることで、地域の合意事項として指導しやすくなる。</li> <li>・「三崎漁港減災計画（案）」の策定に向け、これを検討する 3 分科会のひとつとして検討に参加している。</li> </ul> <p>※防災・減災対策の検討では、現状・課題調査の結果をもとに「避難対策」「漂流物対策」「BCP（業務継続）」の観点から防災・減災対策の方向性を検討。その際、ハード面・ソフト面での対策を盛り込む。</p>   |     |        |

## ①「三崎漁港漁業地域防災協議会」設置要綱

### 「三崎漁港漁業地域防災協議会」設置要綱

#### (総則)

第1条 この要綱は、「三崎漁港漁業地域防災協議会（以下「協議会」という。）」の設置に必要な事項を定めるものである。

#### (目的)

第2条 協議会は、災害に強い漁業地域づくり及び地震・津波災害による被害の最小化を図るために、行政に限らず地域の防災に関わる組織や関係者で、地震・津波災害への事前対策、災害発生時における避難行動や災害支援のあり方など、総合的な地域防災や減災対策について検討し、「三崎漁港減災計画」の策定及び策定された計画の関係機関・団体や住民等へ周知することのほか、漁業地域の防災にかかる様々な情報共有を行っていくことを目的とする。

#### (組織)

第3条 協議会は、三崎漁港の防災に関わる行政機関、関係漁業協同組合、水産関係団体、関係住民、その他の関係団体等をもって組織する。

2 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。なお、委員が出席できない場合には、委員の指定した代理人の出席を認めるものとする。

3 協議会の議長は、委員の互選により選出する。

4 議長は、必要に応じ委員以外の者を参加させることが出来る。

#### (所掌事務)

第4条 協議会は、三崎漁港における「災害に強い漁業地域づくり」に取り組むため、地域防災に関する各種情報（地域の現状、被害の想定、地域の課題等）を共有し、これらを踏まえた減災計画策定のための各種検討などを行うものとする。

#### (協議会の開催)

第5条 協議会は、神奈川県東部漁港事務所長が必要に応じて招集し、開催する。

#### (分科会)

第6条 協議会の対策項目別の検討及び情報収集の場として、分科会を設置できる。

2 分科会は、専門的な知見や地元住民や就労者の視点から、個別課題への対応等について検討を行うために開催する。

3 分科会は、個別事項に応じて適任者を委員として選任し、協議会の承認を得て開催する。

4 各分科会の設置に必要な事項は、分科会毎に別途定めるものとする。

#### (委員の任期及び協議会設置期間)

第7条 委員の任期は、設置の日から第2条に掲げる目的を達成する日までとする。

#### (事務局)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県東部漁港事務所において処理するものとし、三浦市はこれに協力するものとする。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員で協議し定めるものとする。

#### (附則)

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

## ②三崎漁港（向ヶ先町）



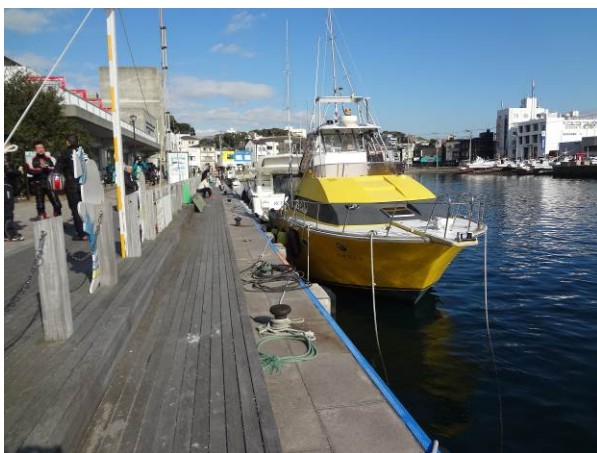
ほとんどの漁船は斜路に陸揚げ保管

## ③三崎フィッシャリーナ・ウォーク うらり



株式会社三浦海業公社が運営している産直センター  
「三崎フィッシャリーナ・ウォーク うらり」

## ④三崎漁港ビジターバス



「うらり」前面岸壁の青色ラインの区間はプレジャーボートのビジターバスとして使用。  
スバル興業（株）が指定管理者として管理

# 1 1 . 地域における協議会組織の事例（富山県黒瀬川・高橋川水系、石田漁港）

|                    |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                              |
|--------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------|
| 都道府県名              |      | 富山県                                                                                                                                                                                                                                                                                | 水域名 | 二級河川黒瀬川水系及び二級河川高橋川水系（石田漁港含む） |
| 担当部局名              |      | 富山県新川土木センター入善土木事務所                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                              |
| ① 組織<br>の概要        | 組織名称 | 黒瀬川・高橋川プレジャーボート対策協議会                                                                                                                                                                                                                                                               |     |                              |
|                    | 発足年月 | 平成 27 年 3 月 19 日                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                              |
|                    | 構成機関 | くろべ漁業協同組合、富山県小型船交通安全協会、石田マリクラブ（プレジャーボート所有者団体）、ふくらぎ会（プレジャーボート所有者団体）、石田・生地・村椿自治振興会、黒部河川事務所、黒部警察署、黒部市、富山県入善土木事務所、富山県河川課、富山県港湾課、富山県水産漁港課、伏木海上保安部（オブザーバー参加）                                                                                                                             |     |                              |
| ②設置目的、組織化<br>の背景   |      | <p>二級河川黒瀬川水系及び二級河川高橋川水系におけるプレジャーボートの不法係留を解消し、河川利用の秩序の確立及び治水安全度の向上を図るため、黒瀬川、高橋川水系プレジャーボート対策協議会をおく。</p> <p>平成 26 年 10 月の県の調査によると、黒部市内には黒瀬川と高橋川を中心に 144 隻が不法係留されていた。富山県は、3 月、関係機関でつくる「黒瀬川・高橋川水系プレジャーボート対策協議会」を発足し、対策を進めることとした。</p> <p>石田漁港に隣接する石田フィッシャリーナを拡張し、これらの放置艇の移動を促す計画である。</p> |     |                              |
| ③過去 2 年の主な<br>活動内容 |      | <p>平成 27 年 1 月 15 日<br/>富山県プレジャーボート庁内連絡会議開催</p> <p>平成 27 年 1 月 16 日<br/>黒部地区の不法係留対策打ち合わせ</p> <p>平成 27 年 2 月 13 日<br/>黒瀬川・高橋川水系不法係留対策協議会設立準備会</p> <p>平成 27 年 3 月 19 日<br/>黒瀬川・高橋川水系プレジャーボート対策協議会の設置・開催</p> <p>平成 27 年 5 月 29 日<br/>黒瀬川・高橋川水系プレジャーボート対策協議会作業部会の開催</p>                |     |                              |
| ④組織の活動によ<br>る成果    |      | <p>●石田フィッシャリーナの拡張整備（平成 27 年度 2 億 6 千万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上保管スペースや海上の浮桟橋などの整備（84 隻分）<br/>→平成 28 年 3 月予定</li> <li>・ストラドルキャリアー 1 基導入（4,783 万円）</li> <li>・平成 28 年度 29 隻分の整備予定、合計 113 隻拡張予定。</li> </ul>                                                     |     |                              |

## ①黒瀬川・高橋川水系におけるプレジャーボート対策協議会設置要綱

### 黒瀬川・高橋川水系プレジャーボート対策協議会 設置要綱

#### (目的)

第1条 二級河川黒瀬川水系及び二級河川高橋川水系におけるプレジャーボートの不法係留を解消し、河川利用の秩序の確立及び治水安全度の向上を図るため、黒瀬川・高橋川水系プレジャーボート対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) プレジャーボート対策に係る計画の検討に関すること。
- (2) 計画に基づく対策の実施に必要な事項の検討に関すること。
- (3) その他プレジャーボート対策の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、会員 20 人以内で組織する。

#### (会員)

第4条 会員は、河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関及び地域住民の代表者等のうちから知事が委嘱する。

2 会員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長等)

第5条 協議会に会長を置き、富山県新川土木センター入善土木事務所長をもってこれに充てる。

2 会長は、会議を進行する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する会員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会は、知事が召集する。

2 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が協議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）第 7 条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
- (2) 公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 知事が必要と認めた場合は、協議会に会員以外の者の出席を求めることができる。

#### (部会)

第7条 協議会に特定の事項について意見を聴くため、部会を置くことができる。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、富山県新川土木センター入善土木事務所で処理する。

#### (細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 19 日限り、その効力を失う。

②黒瀬川・高橋川水系におけるプレジャーボート対策に係る計画書（案）

## 黒瀬川・高橋川水系における プレジャーボート対策に係る計画書(案)

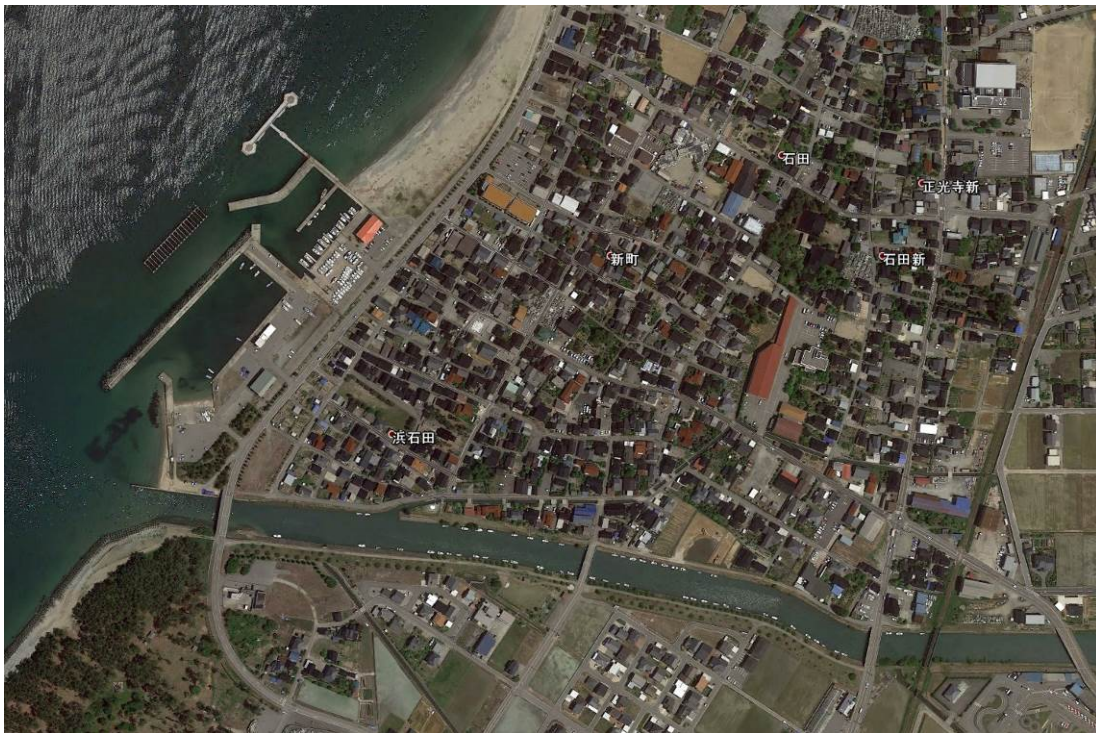
### 目 次

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 1     | 計画策定の目的            | 1  |
| 2     | 不法係留船の現状等          | 1  |
| 3     | 係留保管施設の現状          | 2  |
| 4     | 今後の対策              |    |
| (1)   | 基本方針               | 2  |
| (2)   | 規制措置の実施計画          | 2  |
|       | ア 重点的撤去区域の設定       |    |
|       | イ 規制措置の周知徹底        |    |
|       | ウ 所有者への指導・処分       |    |
| (3)   | 計画推進のための取り組み       | 3  |
|       | ア 広報・啓発、情報提供活動     |    |
|       | イ 体制               |    |
| (4)   | 実施スケジュールの目途        | 4  |
| (5)   | 他の水域における対策         | 4  |
|       | ア 漁港区域（放置等禁止区域の指定） |    |
|       | イ 黒部地区のその他水域       |    |
|       | ウ 魚津・滑川地区          |    |
| [別 図] |                    |    |
| 図ー1   | 石田フィッシャリーナの概要      | 5  |
| 図ー2   | 重点的撤去区域(黒瀬川水系)     | 6  |
| 図ー3   | 重点的撤去区域(高橋川水系)     | 7  |
| 図ー4   | 河川法等に基づく規制手順       | 8  |
| 図ー5   | 放置等禁止区域(黒部漁港)      | 9  |
| 図ー6   | 放置等禁止区域(石田漁港)      | 10 |

[参 考]

黒瀬川・高橋川水系プレジャーボート対策協議会設置要綱  
 黒瀬川・高橋川水系プレジャーボート対策協議会会員名簿

### ③石田フィッシャリーナと黒瀬川水系の放置艇



### ④石田フィッシャリーナ



石田フィッシャリーナ海上係留



釣り栈橋

## 12. 地方公共団体が制定した、 プレジャーボート、放置艇等に関する条例・要綱の概要

### ①係留保管の適正化に関する条例

| 自治体  | 条例の名称                                                | 主な規定                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩手県  | プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例<br>(平成 17 年 7 月施行) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲酒等の操縦禁止</li> <li>・ 危険操縦の禁止</li> <li>・ 救命胴衣着用の義務化</li> <li>・ 損害賠償に備えた措置（保険等）</li> <li>・ 保管場所の確保</li> <li>・ 適正化区域の指定</li> <li>・ 損害賠償に備えた保険等の加入</li> </ul> |
| 東京都  | 船舶の係留保管の適正化に関する条例<br>(平成 15 年 1 月施行)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者に対する保管場所の確保</li> <li>・ 係留保管適正化計画の策定</li> <li>・ 適正化区域の指定</li> <li>・ 重点的適正化区域の指定</li> <li>・ 適正化区域内におけるプレジャーボートに対する罰則</li> </ul>                         |
| 千葉県  | プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例<br>(平成 15 年 1 月施行)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正化区域の指定</li> <li>・ 重点的適正化区域の指定</li> <li>・ 放置の禁止</li> <li>・ 重点的適正化区域におけるプレジャーボートに対する罰則</li> </ul>                                                        |
| 静岡県  | プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例<br>(平成 12 年 1 月施行)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届け出の規定</li> <li>・ 暫定係留区域の設定</li> <li>・ 係留保管の禁止</li> <li>・ 推進計画の策定</li> </ul>                                                                             |
| 和歌山県 | プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例<br>(平成 20 年 12 月施行)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点調整区域の指定</li> <li>・ 重点調整区域での届け出</li> <li>・ 放置に対する指導等</li> <li>・ 所有者不明の場合の措置</li> </ul>                                                                  |
| 滋賀県  | プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例<br>(平成 18 年 7 月施行)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係留保管場所への移動措置</li> <li>・ 係留保管場所以外での係留禁止</li> <li>・ プレジャーボートの移動</li> </ul>                                                                                 |
| 広島県  | プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例<br>(平成 10 年 10 月施行)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者における保管場所の確保</li> <li>・ 重点放置禁止区域の指定</li> <li>・ 暫定係留区域の指定</li> </ul>                                                                                    |
| 高知県  | プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例<br>(平成 14 年 4 月施行)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者における保管場所の確保</li> <li>・ 総合的な方針の策定</li> <li>・ 係留保管の禁止</li> </ul>                                                                                        |

②放置防止に関する条例

| 自治体  | 条例の名称                            | 主な規定                                                                                                    |
|------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横浜市  | 船舶の放置防止に関する条例<br>(平成 8 年 4 月施行)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置の禁止</li> <li>・ 移動の指導、勧告、命令、強制移動、移動費用の徴収</li> </ul>           |
| 横須賀市 | 船舶の放置防止に関する条例<br>(平成 22 年 4 月施行) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点適正化区域の指定</li> <li>・ 船舶の移動</li> <li>・ 移動した船舶に対する措置</li> </ul> |

③保管場所に関する条例

| 自治体  | 条例の名称                                  | 主な規定                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神奈川県 | プレジャーボートの保管場所に関する条例<br>(平成 14 年 4 月施行) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者に対する保管場所の確保</li> <li>・ 保管場所の届け出(新規艇のみ)</li> <li>・ 事業者における保管場所に関する情報の提供</li> </ul> |

④事故防止に関する条例

| 自治体 | 条例の名称                                       | 対象水域                            | 主な規定                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道 | プレジャーボート等の事故防止等に関する条例<br>(平成 16 年 4 月施行)    | 海域、河川、湖沼などプレジャーボートが航行することができる水域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有資格者の操縦</li> <li>・ 危険操縦の禁止</li> <li>・ 救命胴衣の着用</li> <li>・ 水難事故の防止措置</li> <li>・ 水域利用調整区域の指定</li> </ul> <p>平成 15 年 2 月道議会に議員提案で提出され、3 月 5 日に可決。道総務部防災消防課が所管。</p> |
| 福島県 | 遊漁者及びプレジャーボートの事故防止等に関する条例<br>(平成 4 年 7 月施行) | 海及び湖沼並びにこれらに接続する岸               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の届け出</li> <li>・ 事故防止の措置</li> <li>・ 航行による事故の場合の措置</li> <li>・ プレジャーボート操船者の禁止行為</li> </ul>                                                                     |
| 滋賀県 | 琵琶湖等水上安全条例<br>(平成 16 年 7 月施行)               | 琵琶湖                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救命胴衣の着用の義務化</li> <li>・ 飲酒運転の禁止</li> <li>・ 水上オートバイの講習会開催</li> </ul> <p>平成 15 年 9 月に琵琶湖でのヨット転覆事故を契機に改正。滋賀県警察本部が所管。</p>                                          |

|     |                                                     |                 |                                                                                                                                                                                  |
|-----|-----------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 京都府 | 遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例<br><br>(平成 26 年 5 月施行)   | 海域、海水浴場         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーボート操縦者の遵守事項</li> <li>・マリンレジャー事業者に関する事項</li> <li>・遊泳者の遵守事項</li> </ul> <p>京都府警察本部が所管。</p>                                             |
| 長崎県 | 遊漁者、プレジャーボート利用者等の事故防止等に関する条例<br><br>(平成 5 年 5 月施行)  | 海域、海水浴場、湖沼、河川など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊泳区域への乗り入れ禁止</li> <li>・レジャー事業の届け出</li> <li>・プレジャーボート提供事業者等の事故防止措置</li> <li>・プレジャーボート利用上の遵守事項</li> </ul>                                  |
| 宮崎県 | 遊泳者及びプレジャーボート利用者等の事故防止等に関する条例<br><br>(平成 5 年 4 月施行) | 海域、海水浴場、湖沼、河川など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーボート提供事業者等の届け出</li> <li>・プレジャーボート利用者に係る事故の防止の措置等</li> <li>・プレジャーボート操船者の遵守事項</li> <li>・事故の場合の措置</li> <li>・プレジャーボート操船者の禁止行為</li> </ul> |
| 沖縄県 | 水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例<br><br>(平成 6 年 4 月施行)    | 海域及び内水域         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーボート提供業者等の事業の届け出</li> <li>・プレジャーボート提供業者等の事故防止等の措置</li> <li>・マリーナ業者等の事故防止の措置</li> <li>・プレジャーボート操船者の遵守事項</li> </ul>                    |

⑤環境保全に関する条例

| 自治体 | 条例の名称                                       | 対象船舶                 | 主な規定                                                                                                                                  | 備考                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 滋賀県 | 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例<br><br>(平成 15 年 4 月施行) | プレジャーボート（水上オートバイを含む） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行規制水域内での航行禁止</li> <li>・平成 18 年 4 月から 2 ストローク船外機の使用禁止</li> <li>・ブラックバスなど外来魚の再放流の禁止</li> </ul> | 環境負荷の少ないレジャー活動を促進するために制定。施行前にボートに装備した 2 ストローク船外機は、経過措置として、平成 20 年 3 月 31 日まで使用可とした。琵琶湖環境部自然保護課が所管。 |

⑥係留保管に関する対策要綱

| 自治体  | 要綱の名称                                                                | 主な規定                                                                                                                       |
|------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 秋田県  | 港湾・河川の船舶利用適正化要綱<br>(平成 20 年 4 月施行)                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・係留保管誘導区域の指定</li> <li>・暫定係留保管区域の指定</li> </ul>                                       |
| 千葉県  | プレジャーボート対策要綱<br>(平成 9 年 6 月施行)                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定係留区域の指定</li> <li>・重点撤去区域の指定</li> <li>・移動措置</li> </ul>                            |
| 神奈川県 | プレジャーボート対策要綱<br>(平成 10 年 11 月施行)                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定係留区域の指定</li> <li>・重点撤去区域の指定</li> <li>・移動措置</li> </ul>                            |
| 大阪府  | プレジャーボート対策要綱<br>(平成 6 年 4 月施行)                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・届け出の規定</li> <li>・係留保管禁止区域の指定</li> </ul>                                            |
| 兵庫県  | プレジャーボートによる公共水域等の利用<br>の適正化に関する要綱<br>(平成 13 年 7 月施行)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の整備計画</li> <li>・係留誘導区域の指定及び誘導</li> <li>・重点的撤去区域の指定（河川）</li> </ul>                |
| 岡山県  | プレジャーボート対策要綱<br>(平成 3 年 12 月施行)                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・届け出の規定</li> <li>・係留保管重点禁止区域の指定</li> <li>・罰則規定なし</li> </ul>                         |
| 島根県  | 知事が管理する河川におけるプレジャーボ<br>ートの係留及び保管の適正化の推進に関す<br>る要綱<br>(平成 14 年 3 月施行) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却命令</li> <li>・重点係留禁止区域の指定</li> <li>・暫定係留区域の指定</li> <li>・船舶製造事業者等のへ協力要請</li> </ul> |
| 長崎県  | プレジャーボート対策要綱<br>(平成 10 年 8 月施行)                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・届け出と登録</li> <li>・重点係留保管禁止区域の指定</li> <li>・暫定泊地での収容</li> </ul>                       |
| 佐世保市 | プレジャーボート対策要綱<br>(平成 14 年 4 月施行)                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定係留区域の指定</li> <li>・放置等禁止区域</li> <li>・係留許可の申請</li> </ul>                           |

⑦沈廃船処理に関する要綱

| 自治体 | 要綱の名称                                               | 対象区域       | 主な規定                                                                                                                                        | 備考                                               |
|-----|-----------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 横浜市 | 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例<br><br>(平成3年10月施行) | 道路、公共水域    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置の禁止</li> <li>・ 所有者への勧告</li> <li>・ 措置命令</li> <li>・ 廃棄認定</li> <li>・ 処分</li> <li>・ 費用の徴収</li> </ul> | 放置自動車とともに、河川などの公共水域に係留する放置艇の沈廃船の防止に対応した全国初の条例。   |
| 八代市 | 八代市港湾及び漁港区域内における沈廃船処理要綱<br><br>(平成17年8月施行)          | 市管理の港湾及び漁港 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船主の確認ができるものに対する措置</li> <li>・ 船主の確認が困難なものに対する措置</li> <li>・ 廃棄方法</li> <li>・ 処理費用</li> </ul>          | 漁労障害となっている沈廃船、沈廃船になるおそれのある船舶を除去し、安全航行と海水汚染を防止する。 |